

令和4年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

令和4年11月25日（開会）

令和4年12月19日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和四年第四回定例会会議録

(令和四年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（1 1 月 2 5 日）（金曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 議案第 5 5 号～議案第 6 3 号 一括上程	1 5
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 6 6 号 上程	2 1
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 6 7 号～議案第 7 2 号 一括上程	2 2
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 7 3 号 上程	2 6
説明、休憩、全協、質疑、表決	
1. 議案第 7 4 号 上程	2 7
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 7 5 号～議案第 7 7 号 一括上程	2 9
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 請願第 9 号・請願第 1 0 号・陳情第 2 1 号・陳情第 2 2 号 一括上程	3 1
請願第 9 号・陳情第 2 2 号 産業厚生委員会付託	
請願第 1 0 号・陳情第 2 1 号 総務文教委員会付託	
1. 日程報告	3 1
1. 散 会	3 2

第 2 号（1 2 月 6 日）（火曜日）

1. 開 議	3 4
1. 一般質問	3 4
堀内 貴志 議員	3 4
1 地域猫について	
(1) 地域猫活動の推進に対する見解は	
(2) 地域猫の去勢、不妊手術費助成事業について	
2 教職員住宅の活用方策について	

- (1) 教職員住宅の利用実態について
 - (2) 教職員の入居を確保する取組は
 - (3) 教職員住宅の有効活用について
 - 3 子育て支援に関する市長の政治姿勢について
 - (1) 医療費の窓口負担について垂水市で検討していることはあるか
 - (2) 小中学校の給食費の保護者負担ゼロの考えは
- 前田 隆 議員 4 4
- 1 後期高齢者医療制度について
 - (1) 後期高齢者医療費の窓口負担が2割対象となる所得基準について、また、配慮措置があるが、内容と期間について伺う
 - (2) 本市の後期高齢者医療費の窓口負担が2割になる対象者数、割合について伺う
 - (3) 医療費窓口負担2割増対象者の受診控えは出ていないか伺う
 - (4) 後期高齢者医療保険料の見直しが検討されているが、概要説明と、これに対する認識を市長に伺う
 - 2 ゴルフ場跡地の太陽光発電事業について
 - (1) ゴルフ場跡地の太陽光発電事業の開始予定はいつか。また、事業開始後、施設の管理業務はどこがどこで行うのか。本市のメリット、地元貢献はどんなものが期待されるか伺う
 - (2) 事業者との危険防止対策及び災害防止策の協定書締結はどうなったか伺う
 - (3) 大雨時の土砂流出等防止策は講じられているか。また、近隣の人家や田畑に被害が出た場合、対応はどう考え、対処するのか確認は取れているか伺う
 - (4) 太陽光エネルギー条例について
 - 3 本城川の危険箇所点検要望について
 - (1) 本城川竜門軒下流の井川側堤防の嵩上げについて計画を伺う
 - (2) 令和4年度末に向けて要望の寄り洲除去はあるのか伺う
 - (3) 本城川の寄り洲除去を国、県に訴えて早期解消を
 - 4 郵便局の受託行政事務拡大の動きを受けて
 - (1) 郵便局への行政事務委託について以下の点を伺う
 - ア 支所の行政事務委託の問題はどうなったか。課題と方向性について伺う
 - イ 郵便局への行政事務委託の効用についての認識と導入について伺う

う	
池山 節夫 議員	5 3
1 市政について	
(1) 高齢者、障がい者支援について	
ア 家庭介護者支援について	
(2) 地域医療と福祉を支える拠点づくりについて	
(3) 錦江湾横断道路の実施路線化について	
(4) たるみず元気プロジェクトのこれまでの成果・評価と今後について	
(5) 市道脇田・市木線の拡幅について	
2 教育行政について	
(1) コロナ禍の不登校について	
梅木 勇 議員	6 3
1 元垂水地区の救急・消防車両の通行について	
(1) 国道より西側地域への救急・消防車両出動時の道路状況をどのように思うか	
(2) 緊急時の速やかな業務遂行を行うための課題をどのように考えるか	
(3) 住民からは道路の整備、車両の小型化の声が聞かれるが検討できないか	
2 へき地医療について	
(1) 本市のへき地医療の状況をどのように捉えているか	
(2) へき地医療について、今後どのような施策を構想しているか	
(3) 中央病院について	
ア ホームページにおいてへき地医療拠点病院に指定されているが、へき地に対する取組はどのようになされているのか	
イ オンライン診療の対処、移動診療車の導入の検討も必要ではないか	
3 インボイス制度について	
(1) 本市の各会計の対応について	
(2) 道の駅等の出荷者への対応は	
新原 勇 議員	7 3
1 台風14号を振り返って	
(1) 停電・断水について	
ア 停電時の市への伝達	
(2) 避難所など事前対策はどうだったか（発電機・ガソリン）	

- (3) LPガスを使った避難所作りの考え方
 - (4) 避難行動要支援者避難支援について
 - ア 要支援者の施設避難は何人だったか
 - (5) 中俣川復旧及び改修について
 - 2 有害鳥獣・害虫駆除について
 - (1) イノシシの掘り起こし被害について
 - ア 現在の被害報告と駆除は
 - イ 彼岸花の植栽のモデル地域を作らないか
 - (2) キオビエダシャクの被害防止対策について
 - ア 来年度薬剤配布予定は
 - 3 垂水市のPRについて
 - (1) ふるさと納税の現在の達成率は
 - (2) たるたるの活用（グッズ等）と利用数は
 - (3) ロータリーの看板と周りの緑地帯について
 - (4) ジオパークの取組と進捗度は
 - 4 介護要支援の人への支援
 - (1) 要支援の人の生活支援に市民サービスはどのようなものがあるか
 - (2) 75歳以上の要支援1・2の人数と人口割合
 - (3) ボランティアポイントに参加している団体数・人数と補助金は
 - (4) ゴミの持ち出し等市独自の地域で支える生活支援制度をつくることはできないか
 - 5 中央病院のハッカー対策は
 - (1) ハッカー対策はどのようにしているのか
 - (2) 被害を被った時の対策費用はどちらが負担するのか
 - (3) ハッカー対策用の保険には入っているのか
 - 6 期日前投票について
 - (1) 支所での期日前投票は何がネックになるのか
- 徳留 邦治 議員 85
- 1 建設工事の入札の在り方について
 - (1) これまでの入札実績の契約形態について
 - 2 耐震補強工事について
 - (1) 地元業者への発注について検討できないか
 - 3 有害鳥獣対策について
 - (1) 狩猟期間中の捕獲対応について

森 武一 議員	88
1 台風14号の教訓を次に活かすためには	
(1) 避難情報発令の在り方に関して	
(2) 機材の活用は十分できたのか	
(3) 停電時の情報伝達について	
2 保育園問題について	
(1) 和光保育園が来年3月末で閉園となるということだが、経緯と市としてのこれまでの対応は	
(2) 現在在園中の子ども及び保育士等の処遇に関して	
(3) 市として今後、牛根3校区の保育サービスをどのように提供していくのか	
(4) 今後も子どもの数の減少が見込まれるが、市全体としてどのように保育サービスを維持していくのか。そのための課題及び今後の市全体の保育サービスの在り方に関する考えは	
3 地域運営組織について	
(1) 地域の現状と意見について	
(2) 公民館が担っている業務と現在の組織体制が合っていないと考えるが今後の対応は	
1. 日程報告	100
1. 散 会	100

第3号（12月7日）（水曜日）

1. 開 議	102
1. 議案第78号 上程	102
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 一般質問	102
持留 良一 議員	103
1 物価高騰対策～問われている支援策と必要性	
(1) 国・県の支援事業（11月補正予算の活用）へ市独自の支援の検討は	
ア 配合飼料価格高騰緊急支援事業（畜産）への支援は。「制度」に加入している生産者の負担経費の一部を支援する事業への市としての支援は検討できないか	
(2) 子ども達・保護者への支援	

- ア 就学援助制度支給対象者（準保護世帯認定基準の拡大）の拡充と
支給費目（オンライン学習通信費・クラブ活動等）の追加
 - イ 学童保育利用料の負担軽減の考えは
- 2 個人情報保護条例づくり～住民全体の理解と意思を踏まえ、自治体が自主的に決める事が重要
- (1) 条例改廃の日程は～パブリックコメント・議会上程等
 - (2) 国が条例の規定例を提供しているのか。本市は、現個人情報保護条例を「個人情報保護法施行条例」へ改廃するのか
 - (3) データ外部提供の仕組みは
 - (4) 「自己情報コントロール権」（どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないよう関与する権利）は保障されるのか
- 3 水田活用直接支払交付金と農業振興計画～持続可能な農業と農山村を再生し、食料自給率の向上を
- (1) 水田活用直接支払交付金カット問題と本市への影響は
 - (2) 「交付金」の見直し・大幅カットをやめ、維持・拡充することが大切ではないのか
- 4 風力発電問題～再エネは、地域固有の資源であり地域主体、共生でこそ
- (1) 自然エネルギー導入にあたってのルール作りの必要性について
 - ア 「ガイドライン」（大規模太陽光の計画）を検討すると回答したが、どうなったか
 - イ 自然エネルギーの活用は、地域の資源を活用することから、住民の計画段階から参加し十分な情報提供を行って検討していくことが不可欠。仕組みづくりは
 - ～指宿市：再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱
 - ～霧島市：再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン
- 5 会計年度任用職員～処遇改善とともに安心して働き続けられるように
- (1) 会計年度任用職員は、自治体・公務公共サービスを担い、職場になくてはならない存在であると制度導入のとき表明されているが考えは変わっていないか
 - (2) 制度は毎年「公募」で働き続けられることが不安定になり、雇用が継続的に保障されない点で行政として課題はないのか。安心して働き続けられることが公務公共サービスを担う観点からも安定した雇用形態が求められているのではないか

- (3) 制度発足から3年が経過する中、実態調査の必要性があるのではないか。(要求・意見等)問題点や課題を整理し、公務公共サービスに努めていくことが求められているが見解を求む。処遇改善の必要性への認識はどうか

池田みすず 議員 1 1 5

- 1 台風14号の経験を活かした取組について
 - (1) 災害対策本部における各対策部の課題について
 - (2) 課題解決に向けた取組について
- 2 子育て支援について
 - (1) こども劇場に対する助成について
 - (2) ペアレントプログラムについて
 - (3) 子育て支援センターの運営について
 - (4) こども家庭庁の設置に伴う本市の対応について

北方 貞明 議員 1 2 1

- 1 瀬戸口藤吉翁のピアノの寄贈について
 - (1) 瀬戸口藤吉翁のお孫さんから市にピアノ、他を寄贈したいと。市の対応は
- 2 無許可の人道橋について
 - (1) 市内に無許可の人道橋は何箇所あるか。安全上は問題はないか
 - (2) 地元の要望として、新しい橋の設置が挙げられているが、どう考えるのか
- 3 ゴミステーションについて
 - (1) ゴミステーションに市の認定されていない振興会があるか
 - (2) 地代を支払っている振興会を示せ
 - (3) なぜ進まないのか

川畑 三郎 議員 1 2 8

- 1 市政について
 - (1) 水産振興について
 - ア 海潟漁港と牛根境漁港の高潮対策について
 - イ 牛根地区の漁港整備事業について
 - ウ 垂水市漁協の長期計画について
 - (2) 市道・農道の整備について
 - ア 本年度事業について
 - イ 災害復旧の進捗状況について

(3) 3期12年を振り返っての思いは

1. 日程報告	137
1. 散 会	137

第4号(12月19日)(月曜日)

1. 開 議	140
1. 報告(契約保証金検査特別委員会における報告について)	140
質疑	
1. 決議案第5号 上程	141
説明、質疑、討論、表決	
1. 議案第66号～議案第72号、議案第74号～議案第78号、請願第9号・ 請願第10号、陳情第20号～陳情第22号 一括上程	142
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	146
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	146
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	147

令和4年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・25	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
11・26	土	休 会	
11・27	日	〃	
11・28	月	〃	
11・29	火	〃	(質問通告期限：正午)
11・30	水	〃	
12・ 1	木	〃	
12・ 2	金	〃	
12・ 3	土	〃	
12・ 4	日	〃	
12・ 5	月	〃	
12・ 6	火	本会議	一般質問
12・ 7	水	本会議	一般質問
		委員会	契約保証金検査特別委員会
12・ 8	木	休 会	産業厚生委員会 (議案審査)
12・ 9	金	〃	総務文教委員会 (議案審査)
12・10	土	〃	
12・11	日	〃	
12・12	月	〃	
12・13	火	〃	
12・14	水	〃	
12・15	木	〃	委員会 議会運営委員会
12・16	金	〃	
12・17	土	〃	
12・18	日	〃	
12・19	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決

2. 付議事件

	件	名
報 告	契約保証金検査特別委員会における報告について	
議案第 5 5 号	令和 3 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について	
議案第 5 6 号	令和 3 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 5 7 号	令和 3 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 5 8 号	令和 3 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 5 9 号	令和 3 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 0 号	令和 3 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 1 号	令和 3 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 2 号	令和 3 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 3 号	令和 3 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 6 6 号	垂水市職員の降給に関する条例 案	
議案第 6 7 号	垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	
議案第 6 8 号	垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案	
議案第 6 9 号	垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案	
議案第 7 0 号	垂水市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案	
議案第 7 1 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 案	
議案第 7 2 号	垂水市印鑑条例の一部を改正する条例 案	
議案第 7 3 号	垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について	
議案第 7 4 号	令和 4 年度垂水市一般会計補正予算（第 7 号） 案	
議案第 7 5 号	令和 4 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 案	
議案第 7 6 号	令和 4 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号） 案	
議案第 7 7 号	令和 4 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 2 号） 案	
議案第 7 8 号	令和 4 年度垂水市一般会計補正予算（第 8 号） 案	
決議案第 5 号	契約保証金紛失における提言 案	
請 願		
請願第 9 号	有害鳥獣駆除に係る捕獲従事者（猟友会員）への支援に関する請願書	
請願第 1 0 号	小中学校給食費の無料化を求める請願	
陳 情		
陳情第 2 0 号	川内原発の運転期間を 2 0 年延長しないことを求める陳情	

- 陳情第 2 1 号 垂水海軍航空隊のものとみられる防空壕保存・活用についての陳情書
陳情第 2 2 号 集合住宅に専用ごみステーションの設置を求める陳情

令和 4 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 4 年 1 1 月 2 5 日

本会議第1号（11月25日）（金曜）

出席議員 11名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
2番	森 武一	10番	北方 貞明
3番	前田 隆	11番	池山 節夫
4番	池田 みすず	14番	川畑 三郎
5番	梅木 勇		
6番	堀内 貴志		
7番	川越 信男		

欠席議員 3名

8番	感王寺 耕造	13番	篠原 静則
12番	徳留 邦治		

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計係長	河口 めぐみ
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会議務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年11月25日午前10時開会

△開 会

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川越信男） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川越信男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池田みすず議員、北方貞明議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川越信男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る11月21日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月19日までの25日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの25日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和4年8月、9月及び10月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願

います。

以上で、議長の報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催をされました令和4年第3回定例会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルス関連につきまして御報告いたします。

今月上旬、県内においてオミクロン株の変異株が新たに確認をされました。県内の新型コロナウイルス感染者数は徐々に増加してきており、第8波が起こるおそれがあるとの専門家の意見もあります。

このようなことから、本市では、今後の変異株にもより有効であることが期待されているオミクロン株対応ワクチンの接種を現在進めているところでございます。

また、今年の冬は、新型コロナと季節性インフルエンザが同時に流行する可能性もあります。インフルエンザワクチンの早期接種や発熱外来の逼迫に備えた新型コロナ抗原検査キット、解熱鎮痛薬の早めの購入など、今年の冬の対応について、市民に対しまして、私自ら呼びかけを行ったところでございます。

次に、総務関係についてでございます。

垂水市桜島火山爆発総合防災訓練につきましては、今月23日、垂水市文化会館、垂水中央運動公園におきまして、国土交通省、自衛隊、警察、消防本部など、22の機関、団体の参加の下、実施をいたしました。

当日は、空からの大量降灰対策、孤立時の対応力の強化をテーマに、事故車両からの救出や放置車両の移動など、様々な想定に基づく訓練を実施し、市民や関係者など約300名の方々に御参加をいただいたところでございます。

また、今回新たに京都大学防災研究所火山活動研究センターの井口教授による防災講話も訓

練に併せて実施をしたところでございます。

この防災訓練や防災講和を通じまして、市民の方々の防災意識の高揚や桜島に関する知識の向上が図られたものと考えているところでございます。

次に、企画政策関係についてでございます。

先月25日、内閣府クールジャパン地域プロデューサーであり、また鹿児島県DX推進アドバイザーでもあります陳内裕樹氏に本市のDX政策アドバイザーへ御就任いただきました。

これに併せまして、本市におきましても、デジタルに関する推進計画の策定や職員研修、庁内の推進体制の整備といった内容を盛り込んだ垂水市デジタル変革宣言を行ったところでございます。

今後、陳内氏からの助言をいただきながら、この宣言を具体的に進め、デジタルを活用した行政サービスのさらなる利便性向上に努めてまいります。

次に、保健関係についてでございます。

まず、たるみず元気プロジェクト健康チェックの取組状況でございます。

健康チェックにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、7月3日以降休止しておりましたが、県のBA.5対策強化宣言の終了等に伴い、先月9日から再開したところでございます。

今年度、既に5回が終了し、348名の方々に御参加いただいております。この健康チェックは、御自身の元気度や健康度を知っていただくだけでなく、様々な疾病の早期診断に役立つ検査を無料で受けることができるものでございます。

今後とも鹿児島大学と連携しながら、市民の方々の健康寿命の延伸を図るため、引き続き事業を推進してまいります。

包括連携協定に関する取組状況についてでございます。

子宮頸がんや乳がんなど、女性に関するがん検診につきましては、同協定を締結しております慈愛会様が運営しているいづろ今村病院、今村総合病院におきまして、市の集団検診と同等の費用で個別検診が受けられる新たな取組を先月から開始したところでございます。

これにより、働き世代の女性のライフスタイルに合わせた受診が可能となり、女性がん検診の受診率の向上につながることを期待しているところでございます。

次に、福祉関係についてでございます。

住民税非課税世帯に1世帯当たり5万円を支給する国の給付金につきましては、まずは生活保護制度を利用されている97世帯に対し、前月末までに給付が完了したところでございます。

その他の住民税非課税世帯約3,000世帯につきましては、来月中旬頃をめどに案内文書を送付する予定としております。

国の給付金の対象者とならない住民税均等割世帯に1世帯当たり5万円を支給する本市独自の給付金につきましては、対象となる484世帯に対しまして、今月22日に案内文書を送付したところでございます。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

まず、プレミアム付商品券、いわゆる「こもんそ商品券」につきましては、今月4日からその販売を開始したところでございます。

今回の商品券は、これまでの購入可能額を超える1世帯当たり最大10万円分までとなっております。また使用できる期間も前回の3か月よりも長く、今月4日から来年2月28日までとなっております。

この事業により、年末年始の市民の購買意欲の向上が図られ、市内への資金循環による大きな景気回復につながっていくことを期待しているところでございます。

カンパチ、ブリ、豚肉、野菜など、垂水の特

産品を使用した垂水の味だよりにつきましては、去る9月1日から30日にかけて鹿児島市の山形屋で開催されたところでございます。

今回で5回目の開催となった同イベントは、台風による影響が心配されましたが、系列2店舗の合計で、昨年度を100食以上上回る約2,037食が販売されたところでございます。

本市の水産物や畜産物などの販路拡大につながる契機となりますよう、今後とも山形屋における事業展開を進めてまいりたいと考えております。

水産物の6次産業化につきましては、これまで食料以外の原料としていたカンパチの中骨から、まだ残っている魚肉を取り出す技術を活用し、それを原料とした商品開発を関係団体と連携し、進めているところでございます。

このプロジェクトの一環として、先月の15日と16日の2日間、東京都墨田区で開催されましたすみだジャズフェスにおきまして、今回開発したカンパチのメンチカツ約1,200食分の試験販売と本市の観光のPRを私も上京し、トップセールスとして実施をしてきたところでございます。

今回販売したメンチカツは、全て完売したところであり、購入された方々からは、とてもおいしかった、また購入したいなど、大変好評をいただいたところでございます。

今回の取組により、商品価値が低いと思われていたものから、新たな収入源となる原料や商品の開発が可能であることをこのイベントを通じ関係者が実感できたことから、今後のさらなる事業展開について期待をしているところでございます。

秋の産業祭につきましては、今年6日にキララドームを中心に3年ぶりに開催したところでございます。産業祭では、本市の農畜産物や水産加工品の販売、本市と交流のある宮崎市佐土原総合支所の特産品の販売などに加えまして、

これまでも市民に好評でありました本市特産品を商品とした大抽選会などが行われ、終日大変にぎわっておりました。

また、キララドーム周辺ではオールドカーフェスタが、多目的広場ではお子様向けの自転車体験や縁日が行われるなど、大人から子供まで楽しめる様々なイベントも開催をされ、天候にも恵まれたこともあり、約1万名の来場者をお迎えすることができたところでございます。

日本航空株式会社様と連携した取組であります客室乗務員のお仕事講演会につきましては、まず第一弾として今年15日から17日までの3日間、市内5つの小学校で実施したところでございます。

子供たちにとりまして憧れの職業と言われている客室乗務員について、機内の業務だけではなく、フライト前の気象の確認や機長や整備スタッフとの打合せなど、乗客の安全を守るための取組についてお話があり、この講演会を通じて客室乗務員という仕事について、子供たちがより理解を深めたものと感じております。

また、今回のお仕事講演会により、子供たちが夢や目標へ向かって努力する一助になることを願っているところでございます。

なお、第二弾につきましては、来年1月19日と20日に残りの小学校2校と垂水中央中学校で実施する予定でございます。

霧島市で開催されました第12回全国和牛能力共進会につきましては、先月6日から10日までの5日間、本市のPRブースを会場内に設け、全国からお越しの皆様にも本市の魅力ある観光地や各種体験メニューなどの周知、広報、本市特産品の販売などを実施したところでございます。

空港を活用したPR活動につきましては、鹿児島空港国内線ターミナルビル2階出発ロビーにおきまして、今年8日から縦2.3メートル、横5.4メートルの大型の広告看板を設置し、鹿児島空港を利用する方へ本市の魅力を発信して

いるところでございます。

また、羽田空港内の日本航空国際線ファーストクラスラウンジにおきまして、今月21日から日本を代表する和食の一つとして、本市のカンパチを使用した握りずしが提供されているところでございます。

今後とも様々な機会を通じまして本市の観光、温泉、食の魅力の発信を行うことで、県内外の観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。

民泊型教育旅行につきましては、先月から今月にかけて国内6校、約910名の中高生をお迎えし、生徒と民泊家庭において、新たな出会いと思い出を育んでいただいているところでございます。

スポーツ合宿につきましては、10月に鹿屋中央高校サッカー部、鵬翔高校女子バレー部、八女学院女子バレー部の合計3団体を受け入れたところであり、滞在延べ人数は242名となったところでございます。

スポーツ合宿は、本市にとりまして大きな経済効果の一つとなっておりますことから、今後も継続した誘致促進に取り組んでまいります。

仕事と休暇を両立するワーケーション事業につきましては、東京に本社を置く企業の従業員の皆様が9月から今月までの3か月間、森の駅たるみずなどを拠点とし、本市の自然を満喫しながらリモートワークで業務を行っており、滞在延べ人数は383名となっております。

また、先般本市でワーケーションを行った従業員33名に対し、企業が実施したアンケート調査の結果において、全員が大変満足であったとの回答であったとの報告を受けたところでございます。

ワーケーション事業につきましては、本市の交流人口の増加を図る上で期待の持てる新たな取組と感じており、引き続き積極的に取り組んでまいります。

市内への宿泊された方に対し、垂水市の特産品をプレゼントするたるみずおもてなしキャンペーン第三弾につきましては、今月15日から開始をしたところでございます。

この事業は、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少している宿泊業者など、観光関連事業者への支援策という側面もございしますが、宿泊客に大変好評でありますことから、今後リピーターの増加など、本市の宿泊者増加に寄与する取組と期待をしているところでございます。

毎年恒例となっておるたるみず千本イチョウ祭りにつきましては、今月19日から開催をしているところでございます。多くのお客様が県内外から来園され、自然が織りなす金色のじゅうたんを御堪能いただいております。

また、午後6時から9時まではライトアップも行っており、幻想的な景観が演出され、多くのお客様に喜んでいただいているところでございます。

今後も交流人口の増加につながるよう、誘客活動の充実を図るとともに、観光情報の発信に努めてまいりたいと思っております。

次に、土木関係についてでございます。

垂水鉄道記念公園の遊具リニューアルにつきましては、複数の遊具のデザインの中から、垂水小学校の全児童にアンケートを行った結果を基に、「GO!GO!トレインコンビ」に決定し、これまで遊具の製作や設置に関わる工事を進めてまいりました。

このたび工事が完了しましたことから、先月29日にリニューアル記念セレモニーを開催したところであり、地元上町振興会長や垂水幹部派出所所長代理などの御出席の下、子供たちによるバルーンリリースや垂水小学校金管バンドによる演奏などで完成をお祝いいたしました。

遊具リニューアルは、平成3年3月に開園以来初めてのこととなります。セレモニー終了後、参加した多くの児童や家族連れが早速遊具を楽

しんでおられました。

今後とも子供たちが安全に遊べる、また保護者が子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

次に、学校教育関係についてでございます。

「子どもたちの夢を育む総合プラン『わくわくどきどき！夢教室』」につきまして、9月30日に垂水市文化会館で開催をしたところでございます。これは、市内全小中学校の未来を担う子供たちに心豊かで、自分の夢や可能性にチャレンジし続ける心を育成するため、開催したものでございます。

今回は、お父様が本市出身である北海道大学工学研究院宇宙システム工学分野永田晴紀教授に「科学のすばらしさ・面白さについて」、ロケットの構造や打ち上げの映像、実験等も交えて講演をしていただいたところでございます。

講演後は、子供たちから多くの質問が出され、宇宙に対する興味、知りたいことがどんどん湧いてきた、自分でもロケットを造り、カメラをつけて地球を見てみたいなどの夢のある感想が聞かれたところでございます。

垂水市小学校陸上記録会につきましては、先月29日に垂水小学校で実施をしたところでございます。昨年同様、種目を減らし、時間を短縮しての実施となりましたが、各小学校の子供たちは保護者等の声援を受けながら全力を出し切って競技に取り組むとともに、学校間の交流を深めてくれました。

「地域で育む かごしまの教育 県民週間」につきましては、今月1日から7日まで実施をされたところでございます。本市の全ての小中学校におきまして、保護者や地域の方々为学校を訪問され、授業や子供たちの活動の様子を参観されました。

期間中、学習発表会や日曜参観、ふるさと先生による郷土料理教室、秋田県の小学校とのオンライン遠隔交流事業などの行事を設けるなど、

各学校は趣向を凝らして日頃の学習の成果を発表していただきました。

小・中学校合同音楽会につきましては、今月15日、3年ぶりに垂水市文化会館で開催をしたところでございます。全校児童による和太鼓演奏、合唱や合奏、金管バンド、吹奏楽など、それぞれの学校がこれまでの学習の成果を披露していただきました。

本市のこれまでのG I G Aスクール構想の取組が全国で認められ、日本I C T教育アワード全国I C T教育首長協議会会長賞をこのたび県内で初めて受賞いたしました。

この賞は、全国で先進的にI C T教育を推進している自治体に与えられる賞であり、今回の受賞は本市のみならず、本市の教職員にとりましても大きな喜び、これからのさらなる取組への励みとなったところでございます。今月17日に東京で表彰式が行われたところであり、教育長に私の代理として出席していただいたところでございます。

今後ともI C T機器を教育活動の様々な場面で効果的に活用し、質の高い授業を実践するとともに、垂水の子供たちを誰一人取り残すことなく、その力を最大限伸ばし学力を向上させる教育、「G I G Aスクールのまち垂水」のさらなる充実を目指してまいります。

次に、社会教育関係についてでございます。

自主文化事業、第4回たるみず寄席につきまして、「春風亭昇太・桂竹丸の二人会」として、先月5日に垂水市文化会館で開催をしたところでございます。落語家の軽妙かつ時世を反映したユーモアたっぷりの語りに、会場は大いに盛り上がりおりました。

廃棄対象となった図書が無償で市民に提供するブックリサイクルにつきましては、先月8日から20日まで垂水市立図書館で実施したところでございます。期間中245名の利用があり、1,996冊の図書が市民に提供されたところでご

ざいます。

また、市民の方々には家庭で不要になった多くの本を寄贈していただいたところでございます。

本事業は、市民が様々な本に触れ合うよい機会となっており、来場された方からは、珍しい本に出会えてうれしいですとの言葉もいただいたところでございます。

第5回市民スポーツフェスティバルグラウンドゴルフ大会につきましては、先月30日にたるみずスポーツランドで開催をしたところでございます。当日は、好天に恵まれ、市内全域から32チーム、160名の参加があり、熱戦が繰り広げられたところでございます。参加された方々からは、久しぶりにスポーツでよい汗を流し、地域を越えた交流ができて楽しかったですなどのお声をいただいたところでございます。

第45回垂水市民文化祭につきましては、今月5日と6日の2日間、垂水市文化会館で開催をしたところでございます。

舞台発表につきましては3年ぶりの開催となったこともあり、多くの市民の方々が来場され、また文化会館のロビーには絵画や写真、切り絵などの多くの作品の展示も行ったところでございます。

舞台発表ではダンスやコーラス、日舞、垂水吹奏楽団、垂水小学校、垂水中央中学校による吹奏楽演奏などが行われ、出演された方々から、コロナ禍で3年ぶりの開催となりましたが、日頃の成果を発表できてうれしかったですなどのお声をいただいたところでございます。

また、観覧者からは、すばらしい作品の展示や舞台発表を同じ会場で見ることができてとてもよかったとのお声をいただいたところでございます。

市民文化祭の開催を多くの方々が心待ちにされており、出演者にとっても、また観覧者にとっても文化を楽しむ大切な場であると、改めて

感じたところでございます。

日頃の子ども会の活動発表や子ども会同士の親睦を深める垂水市子ども会大会につきましては、今月13日に垂水中央運動公園体育館で開催をしたところでございます。

大会では、協和校区子ども会の発表があり、日頃から活動している赤ちゃん土俵入りなどについて、代表児童がふるさとへの思いなどを話してくださいました。

次に、国体関係についてでございます。

たるみず綱引きフェスティバルにつきましては、今月13日に垂水中央運動公園体育館で開催をしたところでございます。

本大会は、来年開催される燃ゆる感動かごしま国体の公開競技である綱引き競技の魅力を多くの市民に知っていただくために、今回初めて開催をしたところでございます。

当日は、市内の児童やその保護者、市内の事業所で働いている外国人の方々など19チーム、110名が参加し、チームで声を合わせ、力いっぱい綱を引き、笑顔で楽しんでおられました。参加した児童たちからは、疲れたけれど、友達と一緒に綱引きができたので楽しかったです、綱引きが大好きになりましたとの感想が聞かれたところでございます。

また、このイベントに併せ、参加された外国人の方々のそれぞれの出身国をPRするパネルの展示をいたしますとともに、出身国で飲まれているお茶などの振る舞いなども行ったところでございます。

今回市内9つの事業所から41名の外国人の方々に御参加いただき、その内訳は、フィリピンの男性1名、女性14名、ベトナムの男性12名、女性10名、インドネシアの男性3名、女性1名となっております。

参加された外国の方々からは、垂水の子供たちや市民と交流することができてとてもよい思い出となりましたとのお声をいただき、事業者

の方々からは、とても楽しいイベントでした、このような交流を通じ垂水になじむきっかけになればうれしいです、今後も様々な交流の機会をつくってほしいですなどの御要望もいただいたところでございます。

今後とも地元の方々と外国人の方々が様々な交流を通じて互いを理解し、また支え合うことができる地域を目指してまいりたいと考えております。

全日本フェンシング選手権大会団体戦につきましては、来月16日から18日までの3日間、垂水中央運動公園体育館で開催予定でございます。

この選手権大会につきましては、国体のリハーサルとして開催されますことから、この大会を通じまして燃ゆる感動がごしま国体の成功に向けたさらなる機運醸成や競技運営能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、各常任委員会及び議会運営委員会委員長から、所管事項調査の報告の申出がありますので、これを許可します。

産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） 去る11月14日から16日にかけて産業厚生委員会委員5名と随行1名により、奈良県王寺町及び宇陀市において所管事項調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、王寺町について報告いたします。

王寺町では、Get元気21事業について研修してまいりました。壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現することを目的に、平成12年に当時の厚生省が定めた健康増進施策、21世紀における国民健康づくり運動、通称健康日本21を王寺町ではGet元気21事業として、国が示している目標の1つ、栄養・食生活、2つ、身体活動、3つ、禁煙活動など9分野に基づき事業に取り組んでいました。

王寺町健康増進計画に基づく事業の概要は、地域ぐるみで健康づくりを進めるための住民と行政が協働してつくったボランティアを7つのグループに組織し、王寺町を元気にする作戦として、1つ、ヘルシーな食の研究をするGet元気食クラブ、2つ、小学生の見守りのため登下時に歩く緑のおじさん運動、3つ、たばこの禁煙活動をする煙パイバイ活動など、7つの作戦を行い、自分自身の健康や予防につなげているとのことでした。

基本概念は、住民だけでも職員だけでも駄目、住民と行政の協働が必須ということで、これに基づき組織化し、活動するとしています。

事業活動は、平成15年に発足し、今年で20年目ということで、その結果、男性、女性ともに、健康寿命は平成28年、令和元年度には全国平均を10歳ほど大きく上回ることができたとのことでありました。

また、がん検診の受診率向上を図るため、推進員を置き、検診の呼びかけなどの活動もしているとのことでした。

王寺町は、大阪のベッドタウンであることから若い世代が多く、高齢化率が低いにもかかわらず、健康寿命奈良県1位を目指して健康づくりを行っていることはすばらしい取組だと感じました。

次に、宇陀市について報告いたします。

宇陀市は、平成18年に4つの町村が合併したまちで、山林が面積の72%を占め、集落が山間部にも点在しているとのことでした。

合併後16年間で約1万人の人口が減少しており、人口減少の中、高齢化率が増加し、今年4月現在42.7%となっております。開業医の高齢化や後継者不足により、診療所の閉鎖が相次いでいる現状であります。地域ごとの診療所の偏りをなくするために、機動性があり、診療所を設置するよりも費用が安く済む移動診療車を導入していることから研修をしてまいりました。

移動診療車では、車内に超音波やX線の撮影装置、モニター付除細動器、迅速血液検査機、自動尿分析装置、体組成計が設置されており、診療所のない地域でも病院に行くのと同じようなことができる動く診療所として機能していました。

事業の目的は、診療機能を持った大型車両により診察や検査等を提供することで、第一次医療体制の安定を図り、市民の健康維持を推進するとともに、地域住民のコミュニティーの場を提供することとしています。

得られる効果として、移動診療車1台で医療過疎地域の診療ができること、災害やワクチン接種にも活用ができる点がありました。本年5月からの運用は、午前か午後かの半日で、週3日となっており、開始から診察とワクチン接種を含めて、月ごとの患者数は、5月から7月までは50人以下でしたが、8月からは200人を超えており、10月までの合計数は865人でありました。

薬の配達については、月に二、三件と少ない状況であることから、周知に力を入れることで診察者の増加を図り、医療の充実にも注力するとのことでした。

本市にあっても、中央地区に診療所が偏っている現状にあります。議会としても、医療空白地帯の問題解消に向け政策提言できるよう取り組む必要性をさらに感じたところでありました。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考になる事例が非常に多くありましたことを報告して終わります。

○議長（川越信男） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。去る11月9日から11日にかけて総務文教委員会委員6名と随行1名により、滋賀県東近江市及び兵庫県神河町において所管事項調査

を実施しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、滋賀県東近江市について報告いたします。

東近江市では、道の駅を拠点とした自動運転の社会実装ということで、自動運転サービスによる生活交通の確保、また観光振興の観点からも事業導入の経緯や現状を調査してまいりました。

東近江市は、全国的な自動走行公道実証実験の一環として高齢化率約56%の奥永源寺地区が国に選定され、2度の実証実験後、令和3年4月から、全国で2番目となる自動運転の本格運用がスタートしておりました。

運営体制は、東近江市が自家用有償旅客運送制度申請と車両保有、委託されたタクシー事業者が運行業務、地域住民が運転手やオペレーター業務という運用体制でありました。

運用目的は、移動が困難な高齢者の移動手段確保により負担軽減を図ることでありましたが、運行開始の令和3年4月から令和4年5月まで延べ1,923名の利用に対し、約9割を観光客や登山客、キャンプ場利用者が占めておりました。

また、今後は地域住民向けの利用促進策推進に向け、地元のイベントや道の駅での買物、診療所利用時の移動支援、道の駅と連携した配食サービスなどに取り組む予定とのことで、地域活性化の一翼を担うものと期待されております。

視察を通して、本市では、廃止路線代替バスとの関係や予算面など多くの課題はありますが、観光振興へのメリットも大きく、交通空白地の移動手段確保に向けて、引き続き学んでいく必要性を感じました。

次に、兵庫県神河町について報告いたします。

神河町では、自宅から投票所までの移動困難者を対象とした移動支援について研修を行いました。

平成17年11月に合併した神河町は、当時25か

所の投票所と176か所のポスター掲示場がありましたが、第1次行財政改革大綱が策定され、平成21年11月執行の町長選挙から、投票区を25か所から11か所に、ポスター掲示場を176か所から90か所に削減されました。

投票所統廃合に伴い、高齢者等の投票者に対する環境整備として、第1に、投票者に限定したコミュニティーバスの無料化、第2に、歩行に支障のある独居高齢者及び高齢者夫婦世帯に対する町職員による投票日限定の送迎支援、第3に、公共交通機関の利用困難者に対する町社会福祉協議会職員による期日前投票期間内の平日限定の送迎支援、以上が整備されておりました。

今後は、人口減少や高齢化に伴う投票環境の整備と投票率向上のための施策として、ケーブルテレビや防災無線を活用した啓発、地元高校生への出前講座を計画しているとのことであります。

投票所の削減をきっかけに始まった移動支援ではありますが、本市においても、高齢者や身体の不自由な方々に対して投票しやすい環境づくりは必要であることを強く実感いたしましたところでもあります。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考になる事例が非常に多くあり、今後委員会としても政策提言できるように取り組んでまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、議会運営副委員長、北方貞明議員。

[議会運営副委員長北方貞明議員登壇]

○議会運営副委員長（北方貞明） それでは、議会運営委員会の所管事項調査について報告いたします。

去る10月31日から11月2日にかけて議会運営委員会議員5名と随員1名により、北海道石狩市及び鷹栖町において所管事項調査を実施しま

したので、その結果を報告申し上げます。

今回の所管事項調査の目的は、昨今のコロナウイルス等に起因するオンライン化への対応や議会傍聴者増加対策の実態を調査し、今後の本市における議会運営の参考にするため、調査してまいりました。

初めに、石狩市議会において報告いたします。

石狩市は、平成27年度から議会のICT化を進めており、当初はタブレットではなく、パソコンを導入しました。これは、タブレットに対する当時の議員から使いにくい等の感想があったため、まずはペーパーレス化という目的のため導入され、やり取りもUSBデバイスでありました。

しかしながら、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、議員1人1台のタブレットが導入されたことに伴い、各種の通知や情報提供についても、インターネットを介して行えるようになりました。

その結果、印刷や配付を行うための人件費、ファクス等の通信費の経費節減を行うことができたとのことであります。

タブレットのシステムについては、専用ソフトウェアでは汎用性に欠けることもあることから、市役所職員と同様のシステムを活用することとし、結果的にシステム構築費の削減や事務局職員の異動による対応に寄与できているとのことであります。

本市では、まだ道半ばであるものの、これから本格的に検討する余地があると感じたところでもあります。

次に、鷹栖町議会について報告いたします。

鷹栖町議会は、全国ニュースでも取り上げられるようなほどのユニークな傍聴者増加対策を行っておりましたが、これは3期連続の無投票から議会や議員への無関心という不安感に対し、否定されてでも話題となることが重要との思いから始めたとのことであります。

議会に興味を持ってもらうため、映画や電車の中つり広告のようなチラシ、傍聴者からの一般質問アンケートによる素直な意見の取込み、また住民に直接関係ある大きな議案結果の際には、議会報の速報版を発行するなどして市民に寄り添うことにより、傍聴者が以前の2倍程度となるなど成果を上げておりました。

最近ではツイッターなどSNSを活用し、より住民等に対するアピールをされておりました。住民からの評判はいいものの、一部の議員に負担が集中していることが問題となっており、議長を筆頭にフォローをしたいとのことからも、議会全体として住民から関心を持ってもらい、議会活性化につなげたいという強い思いを感じたところであります。

本市では、無投票という事例はないものの、より活性化するための有効な施策の一つと感じたところであります。

今回の研修を通じ、本市では現状行っていない他の自治体の議会活動の実態を調査し、大いに参考となる事例を数多く学んでまいりました。

議会の活動の核として、議会運営委員会の果たす役割の重要性を再認識し、垂水市議会の議会活性化にさらなる改革を果たしていく参考にしてまいりたいと考えております。

以上で、議会運営委員会所管事項調査の報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第55号～議案第63号一括上程

○議長（川越信男） 日程第4、議案第55号から日程第12、議案第63号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第55号 令和3年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和3年度垂水市国民健康保険特

別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和3年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和3年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和3年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和3年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川越信男） ここで決算特別委員長の審査報告を求めます。

[決算特別委員長池山節夫議員登壇]

○決算特別委員長（池山節夫） 去る9月26日、令和4年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております令和3年度垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、老人保健施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算認定について、10月26日及び27日の2日間、決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査に当たっては、決算の性質に鑑み、予算が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうか等に重点を置き審査いたしました。

なお、係数については、監査委員の審査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を求めながら、

予算執行の実績、効果等を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

最初に、一般会計の主な質疑について報告いたします。

まず、議会事務局、会計課、税務課、監査事務局、生活環境課、農業委員会、農林課、消防本部の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

次に、水産商工観光課所管では、道の駅たるみずはまびらの備品購入費や防犯カメラ設置、EV充電負担金について質疑が交わされたほか、花いっぱい運動を交通量の多い場所で行う考えはとの質問に対し、交通量の多い場所以外に人を集めることも考えており、PRに力を入れて交流人口の増加につなげていきたいとの回答がありました。

次に、総務課所管では、LED防犯灯の設置数や災害時の保険申請の実績のほか、メンタルヘルスや避難所のスポットクーラーについて質疑が交わされました。

企画政策課所管では、随意契約情報の公開時期の基準や移住・定住支援事業について質疑が交わされました。

また、各種計画やパブリックコメントについて、ホームページの掲載内容を統一してほしいとの意見が出されました。

市民課及び選挙管理委員会事務局所管においては、補正予算の減額や国保新事業3件について質疑がありました。

次に、財政課所管では、緊急時におけるガソリンの安定確保や臨時財政対策債償還金の基準財政需要額への算定について質疑が交わされました。

土木課所管では、住宅使用料の滞納状況について、未納額の推移や今後の対応に関して質疑が交わされました。

福祉課所管では、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金の内容について、令和

3年2月から令和4年9月までの限定補助事業で、令和4年10月からは毎月支払われている教育・保育施設への給付費の一部として支払われるとの回答がありました。

そのほか、長寿祝い金やたるたるおでかけチケットについても質疑が交わされました。

次に、保健課所管では、がん検診の取組について質問があり、受診票の送付と併せ、広報誌、チラシ等で再度周知を図るなど受診率が下がらないよう対策を行った。その結果、受診率が低下しなかったことや新たな取組により、女性の受診率が向上したとの回答がありました。

そのほか、介護保険施設の待機者への対応について質疑が交わされました。

教育総務課所管では、教職員住宅の改修や入居率のほか、給食費の年間負担額について質疑が交わされました。

学校教育課所管では、GIGAスクールの成果や課題、ふるさと垂水推進事業について質疑が交わされました。

社会教育課所管では、大野ESD自然学校における教育活動について質問があり、各種キャンプのほか、中学、高校、大学の受入れ事業も行っている。参加者からアンケートによる意見集約を行い役立てているが、今後も継続していきたいとの回答がありました。

そのほか、生涯学習や学校でのスポーツの取組について質疑が交わされました。

国体推進課所管では、フェンシング競技に係るピスト数について質問があり、令和4年度中に全8セットとなり、国体で使用するセットがそろったところであるとの回答がありました。

次に、税務課及び財政課の歳入については、いずれも特段質疑はありませんでした。

次に、特別会計について報告いたします。

国民健康保険特別会計においては、新規事業による成果や不納欠損について質疑が交わされたほか、繰入れを解消していく方策はとの質問

に対し、赤字解消に向けては医療費の抑制や税率改正が効果的ではないかと考えているとの回答がありました。

後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者の保険者数について質問があり、人口に対して23.2%の3,287人で、対前年度比でマイナス43人であるとの回答がありました。

交通災害共済特別会計については、特段質疑はありませんでした。

地方卸売市場特別会計では、令和2年度、3年度における市場の取扱額や修繕等について質疑が交わされました。

介護保険特別会計については、介護度が上がらないような取組はとの質問があり、サービスが提供できる部分については提供し、休止せざるを得ない状況ではサービスプランを見直し、在宅でできるプランを提供しているとの回答がありました。

老人保健施設特別会計では、職員数の変動について質疑が交わされました。

最後に、漁業集落排水処理施設特別会計と簡易水道事業特別会計については、特段質疑はありませんでした。

以上、審査を行った結果、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに適正であると認めることに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、今から3つの議案

について、反対の討論をさせていただきたいと思えます。

私は、決算特別委員会に付託された議案第55号令和3年度垂水市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号令和3年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第55号令和3年度垂水市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論いたします。

令和3年度の決算のうち、一般会計の決算額は歳入が132億5,936万3,000円で、歳出総額は128億1,409万円となっています。

結果、歳入歳出差引額は4億4,527万3,000円で、令和4年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は4億3,308万円で、令和2年度と比較すると、1億6,206万円の増となっています。特別会計でも、実質収支が赤字になっている会計はありませんでした。

結果、財政調整基金の増減等を加味した最終的な収支の目安となる実質単年度収支は5億4,729万円の黒字となっています。

まず、歳入についてです。

歳入の自主財源は、前年度の34.5%から34.3%の減になっています。自主財源の根幹である市税の内訳は、固定資産税が47.6%、市民税が46%で、8割以上を占めています。

そのうち、個人市民税は前年度3.3%の減で、約1,579万円の減収です。新型コロナ影響などでの給与が減っていることが考えられ、市民生活の苦しさが表れています。新型コロナ対策として事業者向けの給付金、協力金の支給が行われていますが、支給を受けた事業者が今年度に支払うべき所得税、住民税、社会保険料等の負担が非常に重たくなり、支払いが困難だという声も出されています。

一方、市たばこ税や法人市民税などは増加し、

地域経済の回復は重要課題ですが、個人事業者への営業はまだ回復していないという声も多数届いています。

徴収猶予の特別措置がなくなり、コロナ融資の返済も始まる中、原油価格・物価高騰が新たな打撃になっていることから、市民税の徴収強化、差押え執行など市民の生活や生活なりわいに支障を来すことがないように、引き続き地元中小業者への財政支援をはじめ、換価の猶予、徴収の猶予などの事業者の身になって行うよう要望しておきます。

歳入に占める財源の構成を見ると、依存財源の構成比率が前年度の61.5%から65.6%と変化はありませんが、一般会計の決算額に占める割合は、国庫支出金が15.1%で、前年度より31%の減、地方交付税は35%で、前年度より10.6%の増、地方消費税交付金は2.6%で、6.9%増加をしています。

新型コロナへの対応や臨時特別給付金事業などで依存財源の変動が大きく、ここ数年の財政比較がしにくくなっていますが、そもそも国庫支出金は医療や福祉などの社会保障を支える重要な財源であり、最優先で確保されなければなりません。

国保税や介護、障害、福祉など、社会保障費の負担は既に限界であると言ってもよく、日々の暮らしにも大きな影響を及ぼすものです。現政権は、2021年度の当初予算で、高齢化などに伴う社会保障費の自然増分を4,800億円から3,500億円へと、1,300億円も圧縮しました。

憲法25条に基づく社会保障制度は、国の責任が大原則です。必要不可欠な財源はしっかりと、国の負担割合を引き上げるよう強く要望をしておきたいと思います。

また、消費税による歳入の増加は、市民生活の負担増と同じです。逆進性の強い不公平な消費税は、景気回復に逆行し、物価高騰された、その足かせとなります。

地域経済や物価高騰の影響を考慮するならば、食料費や日用品まで深く関わる消費税は早急に引き下げ、市民の暮らしや中小企業の負担軽減こそが急務です。国民生活が窮地に立たされていることを深刻に受け止め、迅速な対応が求められています。

次に、市債について、令和3年度の市債合計は5億9,878万円です。前年度比2億6,965万円減少していますが、そのうち26.1%、1億3,080万円は臨時対策債となっています。

本来なら地方交付税として交付されるべき財源を地方自治体が借金で立て替える状態です。時限立法とされていたものが延長を繰り返し、将来にわたり地方への負担増を生じさせることは許されません。早急に改め、地方交付税の法定率を引き上げるなどして、本来の地方交付税として措置することを国に求めるよう要望しておきます。

次に、歳出についてです。

歳出は128億1,408万9,000円で、前年度に比べて12億7,834万円減となっており、目的別に見ると、総務費、教育費は減、衛生費が増となっています。

新型コロナの感染対策、子供の医療費の無料化の促進、保育所等への支援など大変評価をいたしています。

また、地方創生交付金を活用し、市独自に住民税均等割のみの世帯や課税者から扶養されている非課税世帯への給付金の拡大が実現し、国の給付金の対象となっていない皆さんからも大変喜ばれている事業でもありました。

しかし、以下の主な点で、決算認定については賛同できないことを訴えたいと思います。

最初は、批判や疑問が多く、市民の合意が不十分な事業についてです。

入札制度をめぐる問題がありました。入札制度は、公平性、公正性、透明性のある制度への改善を図ることが求められています。

契約方法として、随意契約もありますが、大事な点は、公平性、公正性、客観性、透明性が確保されることが必要です。財務省も同じ視点で取り組むことを求めています。ふるさと納税業務委託契約方法は、疑問を残したというふうに思います。

次に、行政改革推進に係る事業についてです。

総務費などにマイナンバー関連経費としてシステム改修費、個人番号関連事務費、マイナンバーカード交付円滑推進事業費などです。マイナンバーカードの利活用、普及として、各種証明の発行やマイナンバーポイント制度の実施に向けたキャンペーンなどが行われました。

しかし、オンライン化によるトラブルや確認作業、システム改修に係る市町村の負担は増大しており、様々なトラブルへの対応はいまだに確立をされていません。

全国民の個人情報を他方でひもづけし、一元的に管理することで社会保障制度の削減や税の徴収強化などが狙われており、個人情報に関わる重大な危機を生じさせるおそれがある欠陥法です。

カードの紛失や悪用も危惧され、国民の不安も払拭されていないのにカードの普及を押しつけるため、今後交付税まで利用して政策誘導を行う動きなど言語道断です。

カードの取得は、強制ではないはずですが。政治をゆがめる動きには、地方自治体からしっかりと声を上げていくよう要望しております。制度に対する基本的立場から、この決算には反対をしたいというふうに思います。

また、令和3年度学校給食調理業務委託等の見直しが行われ、民間委託が行われました。民間委託は、国の地方交付制度をゆがめるトップランナー方式の目的の事業の一つです。

以前、文部省、いわゆる文科省ですけども、民間委託で経費を削減するようにと通達が出されました。学校給食は、教育の一環であり、目

的として、学校給食が児童生徒及び心身の健全な発達に資するものとされています。民間委託で、この目的が達成されるのか、疑問でもあります。

最後に、平和と民主主義に関わる事業についてです。

自衛隊募集事務は、防衛省が関わり、適齢期の個人情報などについてつながります。市町村が行う自衛官募集事務は賛同できません。

以上、歳出に反対したものに関わるものについて、以上述べておきたいというふうに思います。

次に、議案第61号令和3年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

まず、社会保障費の負担は引き上げられ、年金は下げられる中、高齢者の生活は大変になっています。

そんな中、介護保険料が値上げされました。改めて、この問題の指摘をしたいと思います。

全国の介護の現場では、職員の低処遇、長時間労働、人手不足が大問題になっていましたが、コロナ危機で職員の過重労働は一層過酷になり、ヘルパーや施設職員が暴言、ハラスメントを受ける事態も急増しています。

現場の疲弊は極限に達し、介護従事者のコロナ離職も相次いでいます。2021年の老人福祉介護事業の倒産、休業、廃止、解散は、介護保険法が施行された2000年以後、過去最多の水準となりました。

政府は、コロナ経営難となっている事業者への救済対策として、通所介護、ショートステイなどの報酬を加算しましたが、その結果、利用者が負担する1割から3割の利用料も引き上げられる事態となりました。

サービス内容は変わらないのに利用料が跳ね上がり、コロナ禍で苦しむ利用者、介護に追い打ちをかける事態に怒りの声が上がっています。

特養ホームの抜本的増設による介護難民の解消、低所得者の利用保険料の減免制度の早急な創設も必要というふうに考えます。このような中、誰もが安心して介護が受けられるよう、市として支援策など検討が求められていたのではないのでしょうか。

以上の問題点を指摘をして、議案第61号令和3年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については反対をいたします。

次に、議案第63号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論いたします。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける問題のある制度です。

2008年、制度の導入以来、7回にわたる保険料が実施され、高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっています。しかも、現政権は、この間、2008年度にこの制度をスタートした際に導入した保険料の軽減措置、特例軽減を打ち切り、低所得者への大幅な保険料引上げを強行しました。

その上、本年度からは窓口負担の2割への引上げも行われました。こんな高齢者の命を壊すようなことがあっていいのか、それが今問われているのではないのでしょうか。後期高齢者医療会計は、均等割額の軽減措置が見直されたことにより、低所得者には負担増となったことから反対もいたしました。

以上の問題点を指摘して、議案第63号令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については反対をしたいというふうに思っています。

以上で、3点にわたっての反対討論を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。各議案に対する委員長の報告は認定であります。各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

○議長（川越信男） 異議ありの声がありますので、議案第55号、議案第61号及び議案第63号を除き、各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、議案第61号及び議案第63号を除き、各議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号は、起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は、認定であります。それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川越信男） 起立多数でございます。

よって、議案第55号は認定とすることに決定いたしました。

次に、議案第61号は、起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は、認定であります。それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川越信男） 起立多数です。

よって、議案第61号は認定とすることに決定いたしました。

次に、議案第63号は、起立により採決いたし

ます。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は、認定であります。それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川越信男） 起立多数です。

よって、議案第63号は認定とすることに決定いたしました。

△議案第66号上程

○議長（川越信男） 日程第13、議案第66号垂水市職員の降給に関する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○総務課長（濱 久志） 議案第66号垂水市職員の降給に関する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに制定しようとするものでございます。

この地方公務員法の一部を改正する法律は、地方公務員の定年延長制度が新たに設けられたものでございますが、その改正の一部として、役職定年制が導入されることとなります。

この役職定年制は、60歳到達時に管理監督職である者は、60歳到達後の最初の4月1日に管理監督職でない職に降格し、給与も降給となる制度でございますが、本市には、職員の降給に関する規定がなく、法改正に伴う降給を適用するに当たり、その取扱いについて事前に整備しておく必要があるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について、第1条から順に説明させていただきます。

第1条は、本条例の目的について定めたものでございます。

第2条は、降給の種類について定めたものでございますが、ここで、地方公務員法第28条の

2第1項に規定する降給、すなわち役職定年制による降給を定めているところでございます。

第3条及び第4条は、降格及び降号の事由について定めたものでございます。

第5条は、降給する際の通知書の交付について定めたものでございます。

第6条は、受診命令に従う義務について定めたものでございます。

第7条は、この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定めることを定めたものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は、令和5年4月1日に施行しようとするものでございます。

附則第2項は、経過措置について定めたもので、第2条の適用については、当分の間、垂水市職員の給与に関する条例附則第47項の規定の適用を受ける職員、すなわち60歳到達後の最初の4月1日以降の給与が7割となる職員に係る降給についても適用する旨を定めたものでございます。

附則第3項は、60歳到達後の最初の4月1日以後の給与が7割となる職員に係る降給に関しては、第5条で定める通知書の交付の適用除外とし、給料月額の変動に係る通知書を行うことについて定めたものでございます。

附則第4項は、地方公営企業第15条第1項第1号に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用することについて定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案1件については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第67号～議案第72号一括上程

○議長（川越信男） 日程第14、議案第67号から日程第19、議案第72号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第67号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第68号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第69号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第70号 垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第71号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 案

議案第72号 垂水市印鑑条例の一部を改正する条例 案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○総務課長（濱 久志） 議案第67号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の一部改正により、期末手当の支給月数が改定されたことに伴い、本市市議会議員の期末手当の支給月数を現在の「3.25月分」から「3.30月分」へ、0.05月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法としまして、施行日が異なるため、同じ条例でございますが、公布の日から施行するものを第1条として、令和5年4月1日から

施行するものを第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、12月分の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

改定内容につきましては、期末手当の支給月数が引上げとなり、年間0.05月分の増額分を12月支給分で引き上げようとするもので、条例第5条第2項中の「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改正しようとするものでございます。

次に、第2条ですが、令和5年度以降の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

内容は、第1条において、年間0.05月分の増額分を6月分、12月分で振り分け平準化しようとするもので、条例第5条第2項中、「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和4年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとすることを規定したものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第68号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案につい

て、御説明申し上げます。

本議案は、議案第67号同様、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を現在の「3.25月」から「3.30月」へ、0.05月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法は、議案第67号同様、公布の日から施行するものを第1条として、令和5年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案第67号と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第69号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

国家公務員の人事院勧告が8月に出され、10月7日に閣議決定されたところですが、その内容は、3年ぶりの給与及び期末手当の引上げとなったところでございます。

本議案は、この人事院勧告に基づく給与等の改正と併せて、議案第71号と関連しますが、地方公務員の定年延長制度に伴う改正が必要となったことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、改正の方法でございますが、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものを第1条として、令和5年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、垂水市職員の給与に関する条例において、令和4年4月1日から適用するものとして改正するものでございます。

条例第17条は、勤勉手当の支給について定め

ておりますが、人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給月を引き上げようとするものでございます。

支給月数の引上げでございますが、第17条第2項第1号で掲げる再任用以外の職員については、令和4年12月支給分を0.1月分引き上げることから、第17条第2項第1号中において、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105と改めようとするものでございます。

また、第17条第2項第2号で掲げる再任用職員については0.05月分引上げとなることから、第17条第2項第2号中において、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50に改めようとするものでございます。

次に、別表第1でございますが、行政職給料表を改めようとするものでございます。

次に、新旧対照表の7ページをお開きください。

第2条は、垂水市職員の給与に関する条例において、令和5年4月1日に適用するものとして改正するものでございます。

内容につきましては、人事院勧告に伴う改正及び地方公務員法の一部を改正する法律等に伴う改正を行うものでございますが、単に文言等の整理を行うものに係る説明は省略させていただきます。

まず、第5条第11項でございますが、定年延長制度により、定年前再任用短時間勤務職員が創設されることとなりますが、この定年前再任用短時間勤務職員の給与については、勤務時間条例の規定に基づき、勤務時間に応じた額とするよう改めるものでございます。

次に、13ページをお開きください。

第17条第2項は、勤勉手当について定めたものでございますが、さきの第1条の改正において、12月支給分の支給月数の引上げを行った分

を令和5年以降の6月、12月支給分で平準化しようとするものでございます。

第17条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を規定するもので、「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」としたものを「100分の100」に改めようとするものでございます。

第17条第2項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員を規定するものですが、同様に「6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」としたものを「100分の47.5」に改めようとするものです。

次に、14ページをお開きください。

制定附則についてでございますが、附則第47項から第53項につきましては、定年延長制度に伴う60歳到達後の職員の給与を7割相当分にするなどの取扱いについて定めたものでございます。

次に、16ページをお開きください。

別表第1の改正でございますが、給料表中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」と改めるものでございます。

条例改正案の改正附則についてでございますが、議案の8ページをお開きください。

附則第1条でございますが、この条例は、公布の日から施行し、第2条は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、附則第2条でございますが、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和4年4月1日に遡及して適用することを定めたものでございます。

附則第3条は、給与の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4条以降は、定年延長制度に係る経過措置や規則への委任について定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第70号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

会計年度任用職員の給与につきましては、垂水市職員の給与に関する条例で定める、行政職給料表の1級及び2級と同額を適用しているところでございますが、本議案につきましては、議案第69号同様、今回の人事院勧告に併せて給料表を改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、第1項は施行期日について規定したもので、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正後のこの条例の規定は、令和4年4月1日から適用することを定めたものでございます。

第2項は、給与の内払いについて規定したもので、改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案について御説明申し上げます。

議案第66号において御説明しましたが、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されます。

この地方公務員法の一部を改正する法律は、定年を65歳まで引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制度等を設けるこ

とをその内容とするものでございます。

今回、この地方公務員法が大きく見直されたことに伴い、本市の所管する関係例規につきましても、その一部を改正する必要が生じたため、本議案は関係する7つの条例を条立てて、一括して改正しようとするものでございます。

なお、改正内容につきましては、新旧対照表のとおりとなりますが、この改正は地方公務員法の改正に伴う定年延長制度に係る事項や文言整理等、地方自治体で画一的に改正しようとするもので、内容が多岐に及びますことから主な部分について、簡潔に説明させていただきます。

それでは、改正内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条は、垂水市職員の定年等に関する条例の一部を改正するものでございますが、まず、第3条において職員の定年の年齢を現在の60歳から65歳に引き上げるよう改正しているところでございます。

次に、2ページをお開きください。

下のほうに第3章として、管理監督職勤務上限年齢制を創設しております。この管理監督職勤務上限年齢制とは、すなわち役職定年制であり、60歳到達時に管理監督者であった職員は、60歳到達後の最初の4月1日に管理監督職でない職に降任することを定めたものでございます。

次に、4ページをお開きください。

下のほうに第4章として、定年前再任用短時間勤務制について定めておりますが、こちらも、今回の改正によって創設されたものでございます。

職員は60歳到達後の働き方として、61歳以降、常勤職として定年延長を希望するか、一旦退職して定年までの期間、再任用短時間勤務とするか、もしくは退職するか選択できるようになるところでございますが、この章においては、定年前再任用短時間勤務について定めているところでございます。

次に、5ページの下の方の制定附則についてでございますが、第3項として定年に関する経過措置を規定しております。

ここでは、職員の定年を令和5年4月1日から令和13年3月31日までの期間において、定年を段階的に引き上げていることについて定めているものでございます。

次に、6ページをお開きください。

附則第4項は、定年延長制度に係る情報提供及び勤務の意思の確認を行うことを定めたもので、職員が59歳となる年度に当該職員に対し、定年延長又は定年前再任用短時間勤務を選択した際の勤務条件や、給与等の処遇に係る情報提供を行うこととし、当該職員の意向を確認することについて定めたものでございます。

以上が、第1条で垂水市職員の定年延長に関する条例の一部を改正する条例の概略でございます。

7ページ以降につきましては、定年延長制度に関連した条例の一部を改正する条例等を列記しておりますが、その内容は、主に定年延長に関連する文言整理や、地方公務員法の改正に伴う条ずれの調整等でございますので、説明は省略させていただきます。

条例改正案の改正附則についてでございますが、議案の7ページを御開きください。

附則第1条でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行することを定めたものでございます。

附則第2条から14ページの附則第14条につきましては、この条例改正に伴う各条例の経過措置について定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民課長（松尾智信） 議案第72号垂水市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の改正は、個人番号カード（マイナン

バーカード) を使用して、住んでいる市区町村に関わらず、最寄りのコンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機から、印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を定めるため、垂水市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

第15条第3項として、個人番号カード(マイナンバーカード)を利用して、多機能端末機から利用者が自ら必要な操作を行い、印鑑登録証明書の交付申請ができる旨の規定を新たに追加するものでございます。なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(川越信男) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案6件については、いずれも総務文教委員会に付託いたします。

△議案第73号上程

○議長(川越信男) 日程第20、議案第73号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長(尾脇雅弥) 議案第73号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります戸越靖彦氏が令和5年2月3日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

選任しようとする戸越靖彦氏の住所は、垂水市新城4066番地1、生年月日は昭和27年6月15日、委員の任期は3年でございます。

なお、本議案は地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるとでございます。御同意を頂きますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長(川越信男) ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願ひます。

午前11時44分休憩

午前11時55分開議

○議長(川越信男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市民課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

○市民課長(松尾智信) 先ほどの印鑑条例の一部の改正の説明で、条例の公布について公布の日からと説明いたしましたでしたが、令和5年3月1日から施行するものでございます。訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長(川越信男) 先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(川越信男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第73号について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(川越信男) 異議なしと認めます。よって、議案第73号については、同意することに決定いたしました。

△議案第74号上程

○議長（川越信男） 日程第21、議案第74号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（園田 保） 議案第74号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案を御説明いたします。

主な補正の内容を記載しました参考資料をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の主な補正は、人事異動等に伴う人件費や新型コロナウイルスワクチンの4回目追加接種の対象拡大に要する経費等が主なものでございます。

今回、歳入歳出とも4,147万1,000円を増額いたしますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は126億8,782万9,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に上げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表、地方債の補正を御覧ください。

変更の内容でございますが、港湾整備事業の過疎債は、海岸メンテナンス事業費負担金の増額に伴うものでございます。

今回の補正に伴う起債額を右の欄にお示ししてあります限度額に変更し、今年度の借入金限度額を7億2,303万7,000円にするものでございます。

次に、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

11ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の給料のうち特別職給は、11月1日から市長の給料を30%減額することに伴うものでございます。

需用費の光熱水費は、本庁舎等の電気料に不足が見込まれるため増額を行うものでございます。

8目財産管理費の、12ページ上段になりますが、工事請負費は台風14号により被災しました本庁舎新館の屋根の防水改修工事に係るものでございます。

10目企画費の負担金、補助及び交付金は、本年度の地域間幹線系統確保維持費補助金の計画額が示されたことに伴う増額でございます。

11目電算費の委託料は、公衆無線LAN整備事業の事業費確定に伴う減額でございます。

16目諸費の償還金、利子及び割引料は、生活保護費や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費等の過年度事業における国県支出金の清算を行い、返還が生じたものについて返還金として国・県に支出をするものでございます。

13ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の委託料は、マイナンバー制度の導入に係る戸籍情報システムの改修に要する経費でございます。

14ページをお開きください。

5項統計調査費3目国土調査費の委託料は、県補助金の法確定に伴う減額でございます。

15ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費3目障害福祉費の負担金、補助及び交付金は、補正予算第6号にて予算計上しておりました医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金のうち、障害施設分不足が見込まれることから増額するものでございます。

9目介護保険事業費の負担金、補助及び交付金中、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、認知症グループホーム等防災改修等支援事業に係るもので、非常用自家発電設備を整備するために要する経費でございます。

また、医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金は、先ほどの障害施設分と同様に、介護施設分においても不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

16ページを開きください。

2 項児童福祉費 2 目児童措置費の扶助費は、和光保育園の閉園に係るもので、園児が転園する際に必要な制服代等を助成するものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目予防費の需用費から委託料は、新型コロナワクチン 4 回目追加接種の対象拡大に係るものでございます。

17ページを御覧ください。

9 目潮彩町排水処理施設事業費の需用費は、潮彩町排水処理施設の電気料に不足が見込まれることから増額するもので、財源は潮彩町排水処理施設整備基金繰入金でございます。

2 項清掃費 2 目し尿処理場費の需用費は、環境センターの電気料に不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

3 目塵芥処理費の委託料は、資源物等中間処理業務において、処分単価の上昇により委託料の不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

18ページをお開きください。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農業振興費の需用費から負担金、補助及び交付金は、農林業物価高騰対策事業の事業費確定に伴う減額でございます。

10 目堆肥センター費の需用費は、堆肥センターの電気料に不足が見込まれることから増額するものでございます。

19ページを御覧ください。

3 項水産業費 2 目水産業振興費の役務費及び負担金、補助及び交付金は、水産業者燃油高騰対策事業の事業費確定に伴う減額でございます。

20ページを開きください。

7 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費の需用費から負担金、補助及び交付金は、商工業者支援金給付事業の事業費確定に伴う減額でございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路維持費の、

21ページになりますが、委託料は市道の除草区間の増加により市道除草業務委託料に不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

4 項港湾費 1 目港湾管理費の負担金、補助及び交付金は、海岸メンテナンス事業費負担金の増額に伴うもので、財源は過疎債でございます。

22ページを開きください。

6 項住宅費 6 目住宅安全対策事業費の負担金、補助及び交付金は、空き家解体撤去事業補助金に不足が見込まれるため増額を行うものでございます。

23ページを御覧ください。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目小学校管理費の需用費は、小学校の電気料に不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

3 項中学校費 1 項中学校管理費の需用費は、小学校費と同様、中学校においても電気料の不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

5 項社会教育費 5 目公民館費の需用費は、市民館及び各地区公民館の電気料に不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

24ページをお開きください。

7 目文化会館費 10 節需用費の燃料費は、文化会館のエアコン用のガス代、光熱水費は電気代それぞれ不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

8 目芸術文化振興費の需用費は、台風14号により被災しました和田英作画伯の画室案内看板等の修繕に要する経費でございます。

6 項保健体育費 2 目体育施設費 10 節需用費の光熱水費は、中央運動公園の電気料及び水道料に不足が見込まれるため増額を行うものでございます。

3 目学校給食費の需用費は、台風14号による被災分及び施設機械の突発修繕により予算の不足が見込まれることから増額を行うものでございます。

使用料及び賃借料は、今年度に給食配送用車両のリースを行う予定としておりましたが、半導体不足等により年度内の納車が見込めないことから減額を行うものでございます。

これらに対する歳入は6ページに戻りまして、事項別明細書の総括表及び8ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、市債、繰越金の一部などを充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 時間もありませんので、2点にしたいと思います。

一つは、児童福祉費の扶助費、転園費用助成費なんですけれども、もう来年3月に閉園するという事でお聞きをしていたんですが、実際、その伴う経費等がここに計上されていると思うんですけども、例えばその子供たちの次の何名かいらっしやると思うんですけども、子供たちの問題だとか、あと職員の再就職の問題等々あったかというふうに、この辺りも含めてこの中身においてそれを転園用助成費を出すということになったかと思うんですが、その辺りというのはスムーズに行く、また問題はないのかお聞きしたいと思います。

もう一つは、この農業費の先ほど出ました物価高騰対策事業費、どれも事業費確定に伴う中身なんですけれども、この事業費確定に伴う問題の中で、手続等がスムーズに難しくてなかなかチェック項目が多くてできなかつたと、間に合わなかつたとかいうのを若干お聞きもしているんですけども、そういう中でその時期の手続の延長とか含めて、そういう猶予的な対策は取られていないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○福祉課長（森永公洋） 令和5年3月末での閉園となります和光保育園の在園児が14名いますので、この14名に対して転園時に必要な制服や園児のかばん等の準備費用を上限4万円としまして助成を行うものであります。

また、職員につきましては、来年4月以降離職されますので、この前、福祉課により他保育園施設の保育士等の募集情報の提供、それから企画政策課によります市内企業の御紹介、総務課によります会計年度任用職員登用の案内等の説明を行っております。

以上です。

○農林課長（森 秀和） 農林業物価高騰等対策事業の手続延長についてでございますが、この事業に当たりましては、いろんな媒体で周知を図り、また分かる範囲内で電話をかけたり直接会ったりして周知を図ってまいりました。

また、本庁に申請に来られた方には親切丁寧に事業の内容を説明し、手続等についても親切に対応したつもりでおります。また、御質問の手続の延長についてでございますが、そのような声がなかなか私どものほうに届いておりませんので、延長は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第75号～議案第77号一括上程

○議長（川越信男） 日程第22、議案第75号から日程第24、議案第77号の議案3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第75号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第76号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 案

議案第77号 令和4年度垂水市水道事業会計補正予算(第2号) 案

○議長(川越信男) 説明を求めます。

○市民課長(松尾智信) 議案第75号令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3,851万6,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、交通事故等による第三者納付金として国保連合会が令和4年7月から9月まで受領した分の受入れと、この納付金の受入れに伴い、国保連合会へ支払う手数料に不足が見込まれるため関連する費目を補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出について御説明いたします。7ページを開きください。

1款5項1目医療費適正化特別対策事業費、役務費につきましては、この後歳入で説明申し上げる第三者納付金分として、鹿児島県国民健康保険団体連合会に支払う、第三者行為求償事務手数料に不足が見込まれるため補正するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費の財源組換えは、県負担金の保険給付費等交付金(普通交付金)と第三者納付金の組換えによるものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。

戻りまして6ページを御覧ください。

まず、最下段の9款から説明させていただいたほうが分かりやすいと思いますので、最初に説明させていただきます。

9款諸収入3項2目一般被保険者第三者納付金は、第三者行為に伴う損害賠償金(交通事故等分)が国保連合会を通じて10月末日に納付されたことから、今回及び今後予定分まで見込んで補正するものでございます。

戻っていただいて、5款県支出金1項1目保険給付費等交付金(普通交付金)は、保険給付費(医療費)に対して県から交付されるものですが、先ほどの第三者納付金相当分が減額されることとなるため、相当分を減額するものです。

2目保険給付費等交付金(特別交付金)は、県繰入金として交付される第三者行為求償事務手数料分に対応するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長(福島哲朗) 議案第76号と77号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第76号令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の減額及び燃料費の増加に伴う需用費の増額補正を行うものでございます。

1ページを御覧ください。

今回の補正額は歳入歳出それぞれ67万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,825万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、人事異動に伴い減額するものでございます。

10節需用費は、9月の台風14号時に使用した境浄水場及び小谷・段ポンプ場の自家発電機の燃料の追加補給により、予算に不足が生じるため増額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページを御覧ください。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を歳出の減額に伴い、減額補正いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第77号令和4年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、人事異動に伴う人件費の減額及び電気料の値上げに伴う動力費等の増額補正でございます。

それでは、参考資料により御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、収益的支出の1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費と、2目配水及び給水費の節光熱水費と動力費は、いずれも電気料の値上げに伴い予算に不足が生じるため増額補正するものでございます。

2目配水及び給水費の節手当の住居手当は、人事異動に伴う減額、期末勤勉手当は、人事院勧告に伴う増額補正でございます。

3目総係費の節給料は、人事院勧告に伴う増額、手当は人事異動に伴う減額、修繕費は公用車またメーター検針時に使用する機器の修理に伴い予算に不足が生じるため増額補正するものでございます。

1ページにお戻りください。

したがって第2条は、令和4年度垂水市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の営業費用を430万6,000円増額し、総額2億4,657万8,000円とするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を56万4,000円減額し、4,424万円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△請願第9号・請願第10号・陳情第21号・陳情第22号一括上程

○議長（川越信男） 日程第25、請願第9号及び日程第26、請願第10号の請願2件並びに日程27、陳情第21号及び日程第28、陳情第22号の陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

請願第9号 有害鳥獣駆除に係る捕獲従事者（猟友会員）への支援に関する請願書

請願第10号 小中学校給食費の無料化を求める請願

陳情第21号 垂水海軍航空隊のものとみられる防空壕保存・活用についての陳情書

陳情第22号 集合住宅に専用ごみステーションの設置を求める陳情

○議長（川越信男） ただいまの請願第9号及び陳情第22号については、産業厚生委員会に、請願第10号及び陳情第21号については、総務文教委員会にそれぞれ付託いたします。

本日の日程は、全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明28日から12月5日まで、議事の都合により休会とします。

次の会議は、12月6日、7日の午前9時半から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後から11月29日の正午ま

でに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後0時20分散会

令和4年第4回定例会

会 議 録

第2日 令和4年12月6日

本会議第2号（12月6日）（火曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
------	-------	----	-------

令和4年12月6日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、6番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。まず、本日深夜に行われたFIFAワールドカップサッカー、日本対クロアチアの試合は1対1のまま延長、そしてPK戦への末に残念ながら敗れてしまいました。ブラボー、ブラボーと連発で喜びを伝えていた長友佑都選手は、今回4度目のワールドカップサッカー出場を果たしていますが、クロアチアとの戦いの前に、次のように述べています。

4年前の2対3で敗れたベルギー戦の黒星がずっと頭にあり、クロアチア戦でその記憶を払拭したい。ベスト16の壁、この壁を超えるために、どれだけの血と汗と涙を流しただろう。僕

たちを苦しめ、原動力となってきた壁を打ち破るときが来た。勇敢に立ち向かうと話していたことに感動いたしました。

過去日本は3度、ワールドカップサッカーでベスト16に進出し、今回は新しい景色、ベスト8に進出するため、そのための4回目の挑戦でしたが、惜しくも、今回もベスト16という壁を乗り越えることができませんでした。

それでも、今回のワールドカップサッカーでは、グループEにおいてドイツとスペインを撃破し、首位で決勝トーナメントに駒を進めた日本チームですが、そのことだけでもすばらしい歴史、最高の景色を見せてくれたのではないのでしょうか。世界の人々に日本人としての侍魂と底力を見せつけ、我々日本人には夢と感動を与えてくれました。本当にお疲れさまでした。そして、感動をありがとうございました。

本日の深夜の出来事、そして本日一般質問のトップバッターとして、まずは私のこの熱い思いを皆様に伝えたいと思い、話をさせていただきました。

それでは、本日、やや寝不足ではありますが、私にとって3期目、46回目の一般質問に入っていきたいと思います。

まず1つ目は、地域猫についてお聞きをいたします。

地域猫とは、飼い猫ではなく、飼い主のいない猫であって、地域において生息している猫のことです。その猫をかわいそうだと思い、餌を与える方々がおられる一方で、猫によるふん尿の悪臭被害、子猫の繁殖、駆除など、全国的に大きな社会問題になっています。

本市の地域猫、野良猫を含めて苦情や相談等の実情についてお聞きをいたします。

私は、地域猫の関係については、令和2年度の一般質問で質問した経緯がありますが、そのときの執行部は、地域猫の問題に対して、他市を参考に情報収集に努め、地域猫について相談

が寄せられた場合には、地域猫活動を行うための同意形成や適正飼育方法などの取組について支援を検討する旨の答弁をいただきました。前向きな答弁だったと感じています。

その後、地域猫の推進についての取組の状況が見えてこないように思いますが、どのような取組をされたのか、お聞きをいたします。

次に、2つ目は、教職員住宅の活用方策についてお聞きをいたします。

今年の6月議会において川畑三郎議員が質問したことと若干重なる部分もあろうかと思いますが、改めて質問します。

垂水市には、教育委員会が所管する教職員住宅があります。調べてみますと、利用されていない部屋も多くあるように聞いています。建物というのは利用しないと劣化も進みます。今後の教職員住宅の活用について、積極的な対策を検討しなければならない時期に来ているのではないかと思います。

まずは教職員住宅の実態について教えてください。垂水市において何戸確保されていて、現在何人が居住しているのか。その入居状況及び利用状況について教えてください。

また、中には長期間利用されておらずに大規模な改修が必要な部屋もあると思いますが、現在入居している部屋も含めて、全体の何%が即日入居可能な物件なのか教えてください。

最後の質問は、子育て支援に関する市長の政治姿勢についてお聞きをいたします。

私は、市議員になって3期目12年を経過しようとしています。これまで子育て支援の充実と子育て世代の定住という観点では、垂水市において強化しなければならない事業の一つと考え、定例会、一般質問で幾度となく質問をしてまいりました。

市長自身も公約の中で、子育て世代の充実ということを掲げられており、特に子ども医療費助成事業に関しては、市長が就任当時には中学

卒業時まで3,000円を超える部分の医療費について助成ということでしたが、その後、平成26年度から中学卒業時までの完全無料化、令和2年度からは18歳までを対象に、段階的に拡大してきました。

子育て世代においては、18歳までの医療費の無償化は画期的な事業であったと思っています。そのときから2年が経過して、子育て世代の母親から聞こえてくるのは、医療費の無料化に対して実感がないというものであります。病院で支払った医療費について後日返還はされますが、病院での支払いはしなければならないからです。まずは医療費の窓口負担について、市で検討していることがあるのか否か、お聞きをいたします。

次に、小中学校に対する給食費の無料化についてお聞きいたします。

子供の学校関係の出費で最も大きな負担割合を占めるのが学校給食費です。私自身は、これまでの一般質問の中で子育て世代に対する給食費の負担金については、無償化にならないまでも、軽減措置できないかということで、幾度となく質問した経緯があります。

その中で令和2年第3回定例会のときに、令和元年5月現在で全額補助している市町村が県内で4市町村、一部補助している市町村が県内で10市町村、経費について小学校のみの無償化、これは垂水市においてです。年間約2,500万円。中学校、中学生のみの無償化、年間約1,500万円。全小中学校の無償化、年間約4,000万円との試算でしたが、現在でもその程度の試算なのか、まずは教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（紺屋昭男） おはようございます。野良猫の苦情や相談等の実態等につきましてお答えいたします。

本市におきましては、これまで猫の多頭飼育や飼い主のいない猫、いわゆる野良猫への餌や

り、敷地内への排せつ物等について、年に数件から10件程度、苦情や相談が来ているところでございます。

野良猫への餌やりについては、近隣住民のトラブルを引き起こす一因でありますことから、相談等があった場合は、状況確認のため、いち早く現地に伺い、適正な飼養やむやみに餌やりを行わないなどのお願いを行っているところでございます。

なお、市からのお願いにより改善されない場合は、保健所などの関係機関の協力をいただきながら、餌やりの中止などについて指導、助言を行うことで、住民間のトラブルを少しでも軽減されるよう取り組んでいるところでございます。

また、餌やりを行っている方が分からない場合などは、餌やり禁止を促す看板の設置や振興会へのチラシ配布を行っているところでございます。

地域猫活動等の具体的な取組までには、現在至っていないところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（野村宏治） 教職員住宅の利用実態についてお答えいたします。

教育委員会では、転任の多い教職員に対して安定的かつ良好な居住先を確保するため、教職員住宅の整備を行ってきたところです。

現在の設置状況につきましては、世帯向けの一戸建て住宅が市内各学校周辺に21戸、单身用住宅が錦町に2棟16戸、南松原に1棟8戸設置されております。

一戸建て住宅は、主に各学校の校長、教頭の管理職が入居されておりますが、建築後40年を超える建物もあり、改修等が必要となった住宅については入居を停止し、各学校周辺で空き家となっている民間住宅に入居していただいております。

入居状況につきましては、現在21戸中9戸に

入居されており、入居率は42.9%でございます。

一方、单身用住宅は錦町单身用教職員住宅で16戸中8戸に入居があり、南松原单身用教職員住宅は8戸中3戸入居されており、入居率は45.8%でございます。全体としては44.4%の入居率でございます。

近年、社会情勢が変化する中、共働きの世帯が増加し、それぞれの職場への通勤距離や子供の就学状況及び親の介護など、個々の事情に応じて居住先を選択されていると思われまことから、近年教職員住宅への入居率が減少し、空き家があるところでございます。

なお、空き家となっている教職員住宅につきましては、内部改修等が必要であることから、現在一戸建て住宅1戸、单身用住宅2戸の内部改修を行い、令和5年4月の教職員人事異動時期で入居していただけるよう準備しているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 医療費の窓口負担について、垂水市で検討していることはあるかにつきましてお答えいたします。

子ども医療費助成事業につきましては、子供の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子供の健康の保持増進を図るため、これまで中学校卒業時まで3,000円を超える分の医療費について助成を行っていたものを、平成26年度には中学校卒業時までの医療費を無償化し、また令和2年度には18歳まで対象を拡大するなど、段階的に拡充してまいりました。

一方で、現行の制度では、住民税非課税世帯の高校生までが医療機関等での窓口負担をなくす制度、いわゆる現物給付の対象となっており、その他の子供たちについては、窓口で自己負担額を一旦支払い、後日自動的に指定口座へ入金される、いわゆる自動償還払いとなっているところでございます。

お尋ねのありました医療費の窓口負担につき

ましては、現在、県外の先進的な取組を行っている自治体の調査研究を行っておりますが、具体的に検討を行っている新たな制度はございません。

以上でございます。

○教育総務課長（野村宏治） 小中学校の給食費の保護者負担ゼロの考え及び給食費を無償化した場合の試算につきましてお答えいたします。

学校給食法によりますと、学校給食は食事についての正しい理解と望ましい習慣を養い、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養い、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図り、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くことを目標にし、その達成に努めなければならないと規定されております。

この学校給食法に規定されている学校給食の目標や内容を踏まえ、垂水市立学校給食センターでは、学校教育と連携した学校給食の充実を重点施策として掲げ、本市の豊かな地場産物の活用を推進し、栄養バランスを考慮した調和の取れた献立の作成に努め、安全安心でおいしい給食を提供するため、日々取り組んでいるところでございます。

今年度はコロナ禍における急激な物価高騰を受け、給食の原材料費も値上がりしている状況であることから、国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス対応学校給食食材費臨時支援金として、給食費の値上げを行わないために要する経費を支援し、保護者の負担を軽減しているところでございます。

議員が言われる保護者負担ゼロという考えは、いわゆる学校給食費の無償化の考えということでございますが、現在、県内19市で無償化を実施している自治体は南さつま市のみでございます。

給食費を無償化した場合の試算はということでございますが、令和3年度決算において支払った原材料費は約4,720万円でございます。令

和4年度においては、原材料費の値上げ幅を平均10%と見込んでおりますので、令和4年度決算見込額は約5,200万円程度ではないかと考えております。

なお、市内の教職員等を除いた小中学校の児童生徒の保護者の負担だけで申しますと、小学校で約2,580万円、中学校で約1,630万円、合計で約4,210万円を見込んでおります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 それでは、一問一答方式で、まず1問目の地域猫の関係から質問したいと思います。

地域猫の関係、年間1件から10件、相談を受けている。年間でいくと少ないように思いますが、私が聞き歩いていく中では結構多いです。というのは、皆さんも理解していて、犬の関係については保健所は応じてくれるけども、猫の関係は保健所も市も応じてくれないよということが広がっているので、多分相談は少ないと思います。それでも相談する人もお見えになるということ。

あと相談して、それらの対応を取っていることはいいことだと思います。振興会にチラシを流したり、看板設置したりだとか、いろいろやっている。相談があったときにはやる。それは十分必要な対応をしなければいけないと思います。

だけど、それだけでは問題の解決には至らないのではないかとこのように思います。先ほど言いましたけど、野良犬の場合には捕獲や殺処分もできるようになっています。

ただ飼い主のいない猫、これ多分課長も御存じだと思いますけど、市内、多いですよ。いろんなところで多いと思います。これをどうするかということを、行政としても考える時期に来ているのではないかなというふうに思います。飼い主のいない猫との共存共生、これが必要になってくるのではないかとこのように思います。

皆さん、CM、御存じですか。公益財団法人ACジャパンがやっているCM、テレビ、ラジオで頻りに流れています。読んでみます。片方だけVの形の耳をした猫と出会いました。そこで猫はニャーと叫ぶ。ナレーションとして、その耳、もしかしてけが。いえいえ、この耳は地域猫の目印。飼い主がいない猫を殖やさないために繁殖制限を施したり、きちんと餌を与えたり、トイレの設置や掃除をして、管理と見守りをする活動を地域猫活動と呼んでいます。皆さんもどうか優しく見守ってくださいね、日本動物愛護協会、ACジャパンはこの活動を支援しています。よく聞かれると思うんです。

私も最近、気になるのがこのCM、よく耳にするようになりました。行政として地域猫活動を支援する活動、必要になってきている時期ではないかと思えます。まず行政として、地域猫活動の実態を含めて、現状の調査をする必要があると思えますが、行政による地域猫の実態把握、猫による被害は当然、市内における地域猫活動の活動している現状、地域猫活動を展開する上での問題点などについて、調査から進めるお考えはないか、その点についてお聞きをいたします。

○生活環境課長（紺屋昭男） 野良猫の苦情や地域猫活動の現状調査につきましてお答えいたします。

野良猫の苦情や地域猫活動につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、市民の方々からの相談を受け、現場に出向くことで野良猫の苦情等の把握を行っているところでございます。

しかしながら、野良猫の苦情や地域猫活動についての現状調査は、これまで実施していないところであり、まずは県内の19市における調査の手法等を確認するとともに、今後その結果等を踏まえ、本市として効果的、効率的な調査の方法などについて検討してまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 県内19市の現状を踏まえて、調査できるように検討していく、前向きな答弁として聞いていいものでしょうか。調査を、まず調査から始めましょう。これはお願いしておきます。

地域猫活動といいますと、飼い主のいない猫を管理する活動そのものを指します。当然活動はボランティアになりますけれども、その内容は飼い猫の募集、里親です、里親の募集。猫の捕獲、捕獲して何をするかということと去勢・不妊治療。そしてトラブルの軽減。トラブルで多いのはふん尿です。そこで、その活動になる中心はトイレの設置と管理、あとは共存共生ですから、適切な餌やり、与える場所、時間を設定して餌を与えることとなると思えます。

ここで問題になるのが、一番費用がかかるのが去勢・不妊治療に莫大な予算を必要とするということです。先ほどCM、私、話しましたけれども、V字カットにされた、耳がV字カットになっている猫、これは去勢している猫、いわゆる耳の形が桜の葉に似ているからさくらねことも言われておりますけれども、そして地域に放っているというような状況です。

なぜ去勢するか。それ以上、猫を殖やさないためということです。課長、猫の繁殖、妊娠期間とか出産の状況、御存じでしょうか。そして1匹の雌、放っておいたら何匹まで殖えるか、その試算、調べたことがありますか。教えてください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 猫の繁殖回数というのは、年に5回程度あるかと思えます。それで、1匹の猫から何も手を使わなければ、頭数は徐々に殖えていって、場所によっては人口よりも多くなるというようなことで、数的な部分は、すみません。そこまでの確認はしておりませんでした。

○堀内貴志議員 おっしゃるとおり、下手したら垂水の人口、今1万3,000人ですか。それより猫の頭数のほうが多くなってくるのではないかなという危機感まで持っています。

ちょっと紹介します。人や犬などの哺乳類、これは自然排卵といって雌が排卵する時期、排卵する前後の僅か数日の間に、運よく交尾をすれば受精して妊娠するという仕組みになっているということです。

これに対して猫、交尾した刺激で排卵するという事です。そして、交尾すればほぼ確実に妊娠するという事。これを交尾排卵という事です。猫、昔は日照時間、長くなると発情するという事で、春先、2月から4月が発情期と言われてはいますが、今は猫も栄養ばっかりです。栄養満点、そして人工の光、あちこちに外灯ありますから、光る、光の条件、たとえば1年中、いつでも交尾、出産することが可能だということです。

そして、猫の妊娠期間、約2か月、一度で出産する頭数4匹から8匹、平均で5匹で、2か月後には、妊娠して2か月後には産んだ子猫も離乳するので、その後、妊娠が可能になると。いわゆる4か月周期で妊娠が可能になるということ、1匹の雌猫は、産んだ子猫、これも6か月前後で繁殖可能年齢に達するという。繁殖サイクルが非常に早いのが特徴ということです。

環境省の計算上、1匹の雌猫、これが3年後には2,000頭に殖えるという試算を出しております。ということは、放っていけば間違いなく、課長のおっしゃるとおり、市の人口よりも多くなってくるといような状況が来るのではないかなというふうに、私は危機感を持っています。

地域猫活動、この地域猫活動を支える上でにおいて最大の課題は去勢・不妊治療をする経費です。全国的には去勢・不妊治療の助成をしている自治体も増えてきています。垂水市として地域猫活動をしている団体に対して、去勢・不妊

治療の助成をするお考えはないか、これについてお聞きをいたします。

○生活環境課長（紺屋昭男） 地域猫の去勢・不妊手術費助成事業につきましてお答えいたします。

猫の飼養につきましては、奄美市などにおいて飼養管理条例等を制定し、飼い猫の届出などを行っておりますが、ほとんどの自治体では届出の必要がないことから、家での多頭飼育や飼えなくなった猫を捨てたりすることにより、野良猫の繁殖が拡大し、近隣住民や野生動物への被害などが増えてきております。

そのようなことから、県内においては鹿児島市や奄美地域で去勢や不妊手術の補助金を交付するなどの対応を行っており、また昨年4月には、鹿児島県が県内での地域猫活動の普及・推進を図ることを目的として、地域猫活動等事業補助金を創設し、地域猫活動を行う市町村や活動団体へ不妊・去勢手術の費用や飼養管理に係る費用助成を行っているところでございます。

また、公益財団法人どうぶつ基金が行っているさくらねこ無料不妊手術事業を活用し、捕獲した野良猫の去勢・不妊手術を行う活動を日置市や伊佐市では行っているようでございます。

ちなみに、地域猫活動とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の合意の下に、住民が主体となって飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、1代限りの命を全うするまで、その地域で衛生的に飼養管理を行うことでございます。

本市におきましては、現在、不妊や去勢手術への補助金は行っておりませんが、鹿児島県の補助制度や財団法人の事業について、振興会などへ周知・広報等を行い、様々な団体に本制度を活用いただきながら、地域猫活動の推進を図るとともに、不幸な猫を殖やす無責任な餌やり行為の軽減などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 地域猫の関係、不妊治療の助成のことについても話しましたが、まずは最初に言った、地域猫活動を実施している団体があるかないかも含めて実態調査、これは必ずやっていただきたいということをお願いして、このテーマは終わりにしたいと思います。

教職員住宅の活用方策についてです。

課長から答弁いただきましたけれど、まず一つ、追加でお聞きしたいのが、内部改修を予定しているところが1戸あると、一軒屋で1戸あると。あと单身用で2戸あるということです。最初、質問の中で言いましたが、大規模改修が必要な部屋もあると思いますが、現在入居している部屋も含めて、全体の何%が即日入居可能なのか。一軒屋1戸と单身2戸、合わせて何%、即日入居なのか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（野村宏治） それらを含めて、現在入居可能な住宅のパーセントでいきますと51%でございます。

○堀内貴志議員 51%が入居可能ということは、残り49%は即入居可能ではないという理解でいいかと思います。

あと居住率についても、一戸建てが42.9%、入居率、单身用で錦町が50%、16世帯のうちの8戸は入居ですから50%。南松原町が8戸ある中で3戸入居、37%。全体でいっても44.4%ぐらい、要は半分を割っているという状況。なおかつ、入居可能なのは51%ですから、49%入居可能ではないよと。

入居可能、即入居可能でない、そこをどうするかということです、問題は。6月、川畑議員も同じような質問されていました。その中では中俣、松元の住宅については築43年が経過していると。防犯上、台風で周辺住宅に被害を及ぼすおそれがある。関係各課と連携し適切な対応を図るという答弁でした。

あと单身用住宅2戸ありますけど、需要の把

握に努めて、必要に応じて改修等行い、活用を図る。特に新規採用の教職員に地域に住んでもらいたい希望がある、希望があるで終わっているんですね。継続した入居の確保に努めるという答弁だったと思います。一般的にはこの答弁でいいかもしれません。

ただここには積極的、具体的な取組は、訴えが伝わってこない。もっと具体的、積極的な取組が必要ではないかと思います。教職員の入居の確保について、これまでどのような取組をしたのか、今後どのような取組を実施するのか。

あと教職員住宅の有効活用について検討しているのかどうか、その点についてお聞きをいたします。

○教育総務課長（野村宏治） 教職員の入居を確保する取組及び教職員住宅の有効活用についてお答えいたします。

教職員の入居を確保する取組といたしまして、まずは老朽化した教職員住宅に対して、計画的に順次傷んでいる箇所の修復として、壁クロス張り替え、床フローリングの張り替え、玄関ドアの塗装や調整、ふすま張り替え調整及び畳部屋のフローリング化などを行い、入居者のニーズを踏まえ、より快適な住宅として入居いただけるよう努めているところでございます。

改修後は、特に新規採用で赴任される教職員の方々に対して、本市に居住していただき、地域を知り、校区、地域での活動にも積極的に参加してもらいたいということ、また新任の先生方の経済的負担の軽減、教職員同士の交流が図られるよう、教職員住宅への入居について計画的に勧奨し、継続した入居者の確保に努めているところでございます。

次に、老朽化した教職員住宅の有効活用につきましては、建築後40年経過して老朽化が著しい建物は、大規模な改修が必要となることが予想されることから、修復に要する費用と将来的な需要を検討することとなります。

その結果、教職員住宅として使用しない場合には、老朽化の現状を踏まえ、倉庫などへの活用など、他の用途として有効活用できる方法がないか、庁内各課にも情報提供を行いながら、引き続き研究を行ってまいりたいと考えております。

あわせて、老朽化が著しく進んでいる教職員住宅につきましては、地域の防犯上の観点や台風等により周辺住宅に危険を及ぼすおそれもあることから、関係課と協議の上、必要に応じて適切な対応を図ってまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 半年前、6月議会で川畑三郎議員が質問されて、執行部が答弁された。ほとんど変わっていないです。だから、積極的、前向き、具体的な案を出してほしいということで今回お願いしたわけです。

教育長、お聞きします。建物というもの、人が居住しないと室内の空気が汚れるのかわかりませんが、一般的に劣化が進む傾向にあります。

今回大規模改修が必要なところもあるということですが、長い間、空き家にして放っておいたことも原因の一つではないかと思えます。

教職員が入居しないとなると、公共財産の所管替えを実施して、様々な有効活用を検討していかねばならない時期に来ているのではないかと思います。その点についてどのように考えているのか、教育長の見解をお聞きいたします。

○教育長（坂元裕人） 教職員住宅の有効活用ということでお答えいたします。

先ほど課長答弁でもございましたけれども、稼働率が50%弱ということで、今後社会情勢、あるいは教職員の生活状況等を勘案しますと、これが大きく上がっていくということは想定しづらいのではないかなと思います。

したがって、教職員住宅のままでは、こ

のままでは私はなかなか厳しいのではないかな。つまり検討時期に来ているというのは、議員御指摘のとおりだろうと思います。

そこで、本市の強みでありますところの文化、スポーツ、歴史、自然、食、これを求めて多くの方々が来垂されます。そういう方々へのニーズと申しましょうか。ショートステイ的なものも含めて、何か有効活用はできないだろうか。つまり広げて考えるということでございます。

市の財産としての有効活用、それを関係課をはじめ、全庁的にいろんなアイデアを募りながら考えなければならない、大きな課題の一つだというふうに受け止めております。そういうことをまず手始めに行ってみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 教育長、話変わりますけど、先般、新聞記事に載ってました。先進的な通信技術、教育に取り組む自治体を表彰する、日本ICTアワードで垂水市が優秀賞に相当する全国ICT教育首長協議会会長賞、受賞したということです。79自治体ある応募の中から9自治体選ばれて、その中で垂水市が選ばれた。これは教育長が先導を切って成し遂げた事業の一つだと思います。

このことも踏まえて、教育長主導で各課を巻き込んで、教職員住宅についてもアイデアを出す必要があると思います。場合によっては所管替え、そして教育長のおっしゃられたとおり、文化、スポーツを生かした取組、例えばスポーツ合宿の宿舎として、あと民泊として使えないかとか、あと田舎暮らし体験の宿泊、月単位でレンタルできないかとか、教員だけ、これは教員に縛ってありますけど、教員だけではなく一般職員、もしくは一般人への賃貸借、さらには廃止して民間に払下げ、売却など、アイデアを出せばいろいろあると思うんです。

空き家のままにしておいただけでは劣化が進

むだけ、そして維持管理費が膨らむということになりますので、マイナス面が多いですので、その点はしっかりと、もう一回言います、教育長主導でアイデアを出して、いい施策が取れるようお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

あと子育て支援に関する市長の政治姿勢について、まずお聞きをしました。まず医療費の窓口負担ゼロについて、県内で調査研究を進めるということですか。まず課長にお聞きしますが、例えば医療費の窓口負担ゼロを実施している自治体が現時点であるのかないのか。そしてあと窓口負担ゼロにするためには、何か課題があるのかどうか、その点、2点お聞きいたします。

○福祉課長（森永公洋） 今、現物支給をしているところは、県内においてはございません、自治体においては、システム改修とか、いろいろ費用等が発生いたしますし、あと医療費のほうの県の補助とか、その辺の関係がありまして、これをして、その補助が支給されなくなったりする制度であります。この制度においては県が2分の1、市が2分の1の補助を行っておりますので、県の補助がこれをすると、現物支給を行うとなくなると、もらえなくなるという、そういうことがあります。

○副市長（益山純徳） 私のほうから若干補足というか、させていただきたいと思います。

課長が答弁したとおり、県内においては子ども医療費、現物支給しているところはございません。まず県の制度が子ども医療費の乳幼児医療助成なんですけど、乳幼児医療助成については自動償還払い、これが条件になっておりますので、現物支給をした場合には、乳幼児医療制度の県の補助金2分の1が頂けなくなるというふうな形になっております。

ただ県のほうも住民税非課税世帯については、18歳まで現物支給をしておりますので、こちらのほうは補助金のほうは頂けるといふ形になり

ます。

あと今現物支給、乳幼児以上の現物支給をした場合には、国保ペナルティーといって国保の減額調整措置というのが行われることになっております。当然県の制度、今県の制度に乗っかってやっている、18歳までの住民税非課税世帯の医療費制度、これについても国保ペナルティーというのは、各市町村で払わなければならないというふうになっております。そういうことであれば、この制度を全体的に18歳、全ての子供に広げると、国保ペナルティーというのも増えてくるということが予想されます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 医療費の窓口負担ゼロ、今聞きました。要はゼロにするためにはシステム改修、あと県の補助金の関係に影響を及ぼすということでもあります。保護者にとって医療費の窓口負担ゼロを成し遂げていただきたい事業であります。市長の考え、これをお聞きしますということ。

あと給食費の無償化について、試算してもらったら、私は令和2年に質問した内容と大体試算額については、ほぼ同一程度の試算を要するということがありました。

子育て世代にとって学校給食費の負担、本当に大きな問題であります。特に子供の多い世帯にとっては、コロナ禍、ウクライナの問題、食料品の関係で物価も上昇している。極めて深刻な問題になってきております。

子育て世代の支援充実を図る、掲げている市長、決断のときだと思えます。学校給食費の保護者負担ゼロの考え、あるのか否か、その点、2点についてお聞きをいたします。

○市長（尾脇雅弥） 現状のルールに関しては、今それぞれお話があったとおりであります。しかし、一方で、医療費の無償化、あるいは給食費の無償化ということの声が多く届いているということも事実であります。それを踏まえてど

うするかというお考えを問われておりますので、お話をしたいと思います。

私は、元気な垂水づくりと市民の皆様の幸福実現のために、これまで未来・安心・経済の3つの挑戦を軸に事業を展開をしております。この中に未来への挑戦につきましては、垂水の、そして日本の未来を担う子供たち、そしてそれを支える生産年齢層の皆様に対する支援を中心に事業を実施しております。

仕事と子育ての両立と子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実を重点施策として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実現を目指し、子育て世代包括支援センターの開設や子育て支援センターの運営支援、垂水中央運動公園、垂水鉄道記念公園への児童遊具施設の整備や妊娠期、子育て期におけるサポート事業、新婚の若年夫婦世帯や子育て世帯を対象とした賃貸住宅の家賃助成や、住宅取得費への助成制度の創設といった、様々な取組を行ってまいりました。

少子高齢化が進む本市にとって、子育て支援策の充実は大きな課題であると認識をしておりますことから、安心して子供を産み育てられる環境づくり、また子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、子育て世代のニーズを捉えながら、今後とも各種施策を積極的に推進する必要があると考えております。

子ども医療費の助成につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおり、令和2年度において、その助成対象者を18歳までに拡大したところでございます。

お尋ねのありました子ども医療制度の窓口負担につきましては、保護者のさらなる負担軽減を図り、子供の疾病の早期発見、早期治療を進めるためにも、最初から自己負担分を支払わないでよい仕組み、いわゆる現物給付にすることで、お金がなくて病院に行くのをためらう方を減らせるのではないかと考えております。

私は現在、住民税非課税世帯の高校生までの子ども医療費現物給付の制度をできるだけ早急に、本市全ての子供たちまで対象を拡大することが重要であると考えております。

また、小学校、中学校の給食費の保護者負担ゼロの考え、いわゆる無償化についてでございますが、親にとって、地域にとって大切な宝物である子供たち、大切だからこそ子育てには大きなエネルギーを要します。そして、子供が大きくなるにつれて、多くのお金も必要になります。共働き世帯の増加と核家族化が進む現代、垂水市は仕事と子育ての両立と子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実を重点施策として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実現に取り組んできております。

このような中、令和4年度は新たに3歳児の視力検査の精度を上げるため、屈折検査を実施するほか、多胎妊娠の妊婦健診、妊婦健康診査費用の一部助成や不育症検査費用の助成、産後の母子に対する心身ケアを行うデイケア型の事業などを創設したところでございます。

また、継続して実施しております特別対策保育事業や子育て支援センター運営事業の充実、さらに保育料の負担軽減にも積極的に取り組んでまいりました。

御質問がありました小中学校の給食費の無償化につきましては、このことによりコロナ禍における物価高騰の影響を受けている保護者の経済的負担の軽減を図ることができ、また地域の豊かな食材の活用や栄養バランスの取れた、安全安心な学校給食を提供し、本市の子供たちの健康や心身の健全な発達を守ることにつながる施策であるというふうに考えております。

私は、この小中学校の給食費の無償化は、本市においてできるだけ早急に進めるべき重要な施策だと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 医療費の窓口負担ゼロについて

ては、できるだけ早急に、重要であるということで、できるだけ早急に実施するという内容でいいのか。この給食費、これについても重要であるということ。

市長、再度質問いたします。市長の任期、残り1か月余りとなってきました。当然在任中には実行できません。市長、来年1月、市長選挙に立候補表明され、4期目に挑戦されるということです。高校生医療費無料化、窓口負担ゼロ、あと小中学校の学校給食費の無料化については、重要であることは分かりますけど、実施するというでいいのかどうか。その確認だけしておきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 実施すると申し上げると、いろいろ問題がございますので、今お話をさせていただいたような、そういう考え方の整理の下に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○堀内貴志議員 私、期待したのは、この場で次の市長選挙、当選した暁には、必ず実施しますということを期待しておりましたけども、重要であるということで終わりました。重要であるということは、積極的に取り組むということだというふうに理解します。

子育て世代、様々な子育て支援を市長はやられた実績がある。それは評価します。今回のこの私が2点した、これについても、次期当選された暁には実施していただけるものというふうに信じます。

今回、小中学校給食費の無料化を求める請願、4名の議員紹介とともに提出されています。今市長は、重要な施策であるから前向きに検討するというような内容だったと理解しますけれども、現市長が再選された暁には、前向きに検討するわけです。積極的に重要な事業であるということをおっしゃっているわけです。ということは提出を、請願を提出された議員、4名おられましたか。現市長は続投されると、可能性が

出てくるわけです。

その点、どうか御理解していただいて、そして年明け、市長選挙ありますけれども、現職の尾脇市長、再選されますことを心からお祈りし、また応援しますとともに、また課長をはじめ執行部の皆さん方には、私、今年1年間、最後の質問になりますけれども、この場でこの1年間、様々な面で御無理を申し上げたということをお詫び申し上げまして、今日は令和4年最後の一般質問、堀内貴志、垂水の稔り生む風の堀内貴志の一般質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時35分から再開いたします。

午前10時28分休憩

午前10時35分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 皆さん、お疲れさまです、本年最後の質問になります。今回は後期高齢者医療の見直しなど4問、質問いたします。答弁をよろしく願いいたします。

さて、本年度も師走を迎え、慌ただしく1年が過ぎようとしています。いまだ収束の見えないコロナ禍は第8波が発生しており、ウクライナ問題も長期化し、終結のめどが立ちません。また、物価高騰の影響は日常生活に打撃を与え、社会のあらゆる面で深刻な問題を引き起こしております。このような状況から早く脱却して、来年がいい方向に向かうことを祈りたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入っていきます。

1番目の後期高齢者医療制度について、現役

世代の保険料負担の上昇を抑制するため、後期高齢者の医療費窓口負担の見直しが令和4年度の10月から実施されました。一定の所得がある後期高齢者への2割負担導入であります。それについて、以下の点をまず質問いたします。

1点目、後期高齢者医療費の窓口負担が2割対象となる所得基準について、どんな内容か。また、負担を抑える配慮措置があるが、内容と期間について伺います。

2点目に、本市の後期高齢者医療費の窓口負担が2割負担になる対象者数、割合について伺います。

次に、2番目のゴルフ場跡地の太陽光発電事業について、去年の12月議会でも取り上げ、質問いたしましたが、その後、クラブハウスも解体し、パネル等の設置も大分進んでいるようです。再度現状確認と協定書締結等の件で質問いたします。

ゴルフ場跡地の太陽光発電事業の開始予定はいつか。また、事業開始後、施設の管理業者はどこがどこで行うのか。本市のメリット、地域貢献はどんなものが期待されるのか伺います。

次に、3番目の本城川の危険箇所点検要望について、水之上地区公民館より危険箇所点検を要望して出されている本城川、井川地区の堤防かさ上げ及び本城川寄り洲除去について伺います。

まず1点目、本城川竜門軒下流の井川側堤防かさ上げについて、当該地域は平成28年度の大雨で堤防が越水し、人家が床上浸水して、甚大な被害が出た地域ですが、浸水被害後、応急措置として大型土のうが100メートル程度設置されています。今年も危険箇所として堤防かさ上げを要望しておりますが、土のうの一部破損があり、早急の対応が望まれていました。

このような状況下、過日、測量がなされたと地元の住民の方から聞きました。堤防かさ上げが実施の方向で動き出したものと、測量を見て

いた住民の方は思われ、計画を聞かれました。

また、要望箇所としてお願いしている経緯もありますので、県の管轄ではありますが、当該箇所の堤防かさ上げの計画についてどうなっているのか、伺います。

最後に、4番目の郵便局の受託行政事務拡大の動きを受けてについて質問いたします。

政府は、郵便局は自治体から受託できる行政事務を拡大する検討を本格化させています。現在一部の郵便局窓口では、住民票の写しや戸籍謄本のほか、印鑑証明などの交付が可能ですが、これに加えて、国民健康保険に関する届出やマイナンバーカードの電子証明書の更新手続など、受託もできるようになりました。

郵便局は、今後さらに、役所の窓口代わりになれる状況から、以前感王寺議員も要望され、地域及び地元の郵便局からも要望のあった行政事務受託について、また今回の政府の行政事務受託拡大の動きを受けた認識などを伺います。

それでは、郵便局の行政事務委託について、1点目、支所の行政事務委託の問題はどうなったか。課題と方向性について伺います。2点目は、郵便局の行政事務委託の効用についての認識と導入について伺う。以上2点の担当課の考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市民課長（松尾智信） おはようございます。それでは、後期高齢者医療費の窓口負担が2割対象となる所得基準について、また配慮措置があるが、内容と期間についてにつきましてお答えいたします。

令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、現役世代の保険料負担の上昇を抑制するため、後期高齢者の患者負担割合への一定の所得がある方への2割負担の導入が令和4年10月1日から施行されました。

後期高齢者医療の窓口負担が2割となる所得

基準につきましては、住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる世帯で、かつ被保険者が1名のときは、年金収入プラスその他の合計所得金額が200万円以上、被保険者が2名以上のときは、年金収入プラスその他の合計所得金額が320万円以上である方が、それぞれ2割負担となります。

次に、負担を抑えるための配慮措置の内容と期間についてですが、長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するために、新たに2割負担となる方の外来受診について、1か月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう措置が講じられております。

なお、この配慮措置は、急激な負担増加を抑制するためのものであることから、令和7年9月30日までの3年間となっております。

続きまして、本市の後期高齢者医療費の窓口負担が2割になる対象者数、割合についてにつきましてお答えいたします。

直近の保険証の切替えを実施いたしました8月5日時点における対象者数の割合につきましては、被保険者は3,246人で、1割負担者は2,926人、約90%、2割負担者は250人、約8%、3割負担者は70人、約2%でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） ゴルフ場跡地の太陽光発電事業についてお答えいたします。

現在、ゴルフ場跡地の太陽光発電事業は、和歌山県新宮市に本社を置かれるキナンクリーンエネルギー株式会社様により進められており、約40ヘクタールにパネルを6万1,600枚設置し、発電出力26.4メガワットの発電施設工事が本年4月から開始されております。

進捗状況でございますが、コロナ禍やウクライナ情勢により、燃油価格高騰や物流の停滞等の影響により、当初の予定より約15か月ほど遅れており、令和5年10月の工事完了、令和5年12月からの発電開始を予定されております。

施設完成後の管理・運営体制についてでございますが、事業実施主体のキナンクリーンエネルギー株式会社の電気技術管理者を責任者として配置し、送電の監視や施設の維持管理作業をNECフィールドディング株式会社、もしくはリニューアブル・ジャパン株式会社へ業務委託することを検討中とのことでございます。

そして、敷地内の草払い作業等の管理作業をシルバー人材センターや地元企業へ委託することを検討中であると伺っております。

また、太陽光発電事業による本市へのメリットや地元貢献についてでございますが、本発電施設の整備により約40ヘクタールに6万1,600枚の太陽光パネルが設置されますので、太陽光パネルや附属設備等の償却資産への課税及び土地の固定資産税の歳入が見込まれます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 本城川、井川地区の堤防かさ上げにつきましてお答えいたします。

水之上地区公民館におかれましては、毎年独自の危険箇所点検を実施されており、御質問の堤防かさ上げにつきましても、御要望をいただいているところでございます。

この要望につきましては、大隅地域振興局と2市4町で構成する大隅地域土木事業連絡会でも状況の説明を行い、実施のお願いを毎年度行っているところでございます。

県の回答といたしましては、本年7月に大型土のうを新たに50個、延長にしまして約50メートル設置し、破れた大型土のうも12個、取替えを実施したとのことでございますが、当面の間は河積確保のため、河床整備を実施するとのことでございます。

御質問でもございました、測量が実施されましたことは、堤防のかさ上げのための測量ではなく、河床整備の測量を実施したとのことでございます。

本市といたしましても、平成28年の台風16号

による豪雨災害以降、地域住民の皆様は大変御不安であるものと考えられますことから、河床整備の実施とともに、かさ上げにつきましても、引き続き要望を行ってまいります。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 支所の行政事務委託の課題と方向性についてお答えいたします。

課題と方向性についてでございますが、支所業務の郵便局への包括委託につきましては、両地域の皆様の合意形成が図られることが、まず必要であるとともに、今後の本庁舎の機能等を含めた在り方の検討も、支所の方向性を決定することに少なからず影響があると考えております。

また、牛根・新城両支所は、単に各種証明書等の発行業務だけではなく、避難所開設時の役割や長い間、地域のシンボリックな存在であり、市役所と地域の皆様とをつなぐ場でもありましたので、費用対効果だけでなく、住民サービスの維持向上の面からも、慎重な検討が必要と考えているところでございます。

次に、郵便局への行政事務委託の効用についての認識と導入につきましてお答えいたします。

議員が言われますとおり、政府は郵便局への行政事務委託を拡大する方向で検討に入っており、公的証明書の発行の種類を拡大するほか、マイナンバーカードの発行増に伴い、受託する拠点を増やす方向で検討しているということは認識しているところでございます。このようなことから、今後、国や他市の動向を注視する必要があると考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。

後期高齢者医療制度の2割負担見直しについて答弁をいただきました。所得基準については、合計所得金額が単身世帯で200万円以上、複数世帯の場合は合計所得が320万円以上とのことで

すが、課税所得では分かりにくいので、控除前の年収ベースに置き換えると幾らか教えてください。

○市民課長（松尾智信） 課税所得では分かりにくいので、控除前の年収ベースに置き換えると幾らかにつきましてお答えいたします。

控除前の年収ベースについては、控除額がお一人お一人異なるため、申し訳ございませんが、お示しすることができません。強いて言えるとすれば、先ほど答弁いたしました、被保険者が1名のときは、年金収入プラスその他の合計所得金額が200万円以上であれば2割、被保険者が2名以上のときには、年金収入プラスその他の合計所得金額が320万円以上であれば、2割負担と言えらると思いますので、目安にしていただければと思います。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、ちなみに3割負担の場合はどうか、教えてください。

○市民課長（松尾智信） 後期高齢者の窓口負担が3割となる所得基準につきましては、住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯で、かつ被保険者が1名のときは、総収入額が383万円以上、被保険者が2名以上のときは、総収入額の合計が520万円以上である方が、それぞれ3割負担となります。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。ありがとうございます。

次に、配慮措置については、令和7年9月までの3年間、1か月の負担増加額を3,000円までに抑えるとのことでした。負担を抑える配慮措置は外来診療だけで、入院費は適用されないと聞いていますが、理由と救済措置はほかにあるのか伺います。

○市民課長（松尾智信） 配慮措置は外来診療

だけで、入院費は適用されない理由と他の救済措置はあるのかにつきましてお答えいたします。

入院患者については、既に高額療養費の対象となっている方の割合が外来患者よりも高く、自己負担が2割になることによって負担が増額する方の割合が低いなどの理由により、配慮措置の対象とはしておりませんと国のQ&Aに記載しております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。ありがとうございます。

次の2点目の本市の後期医療者医療の窓口負担が2割の対象者数、割合については250人、8%と分かりましたが、それでは本市の2割負担者のうち配慮措置が適用される割合と、配慮措置終了後の窓口負担増はどれくらい見込めるのか教えてください。

○市民課長（松尾智信） 2割負担者のうち配慮措置が適用される割合と配慮措置が終了後の窓口負担増はどれくらい見込まれるのかにつきましてお答えいたします。

窓口での2割負担が始まりましたのは10月1日からでございますが、10月診療分の給付費が判明するのは12月上旬となっていることから、市における負担増額につきましては、現時点では把握できず、直ちに検証することが難しい状況ですので、国の資料に基づきお答えいたします。

国の資料によりますと、今まで1割負担であれば外来窓口の支払いが年間平均約8万3,000円であったところ、2割負担となることで11万7,000円の支払いとなり、年3万4,000円の増となりますが、配慮措置を実施することで10万9,000円の支払いとなり、年2万6,000円の増で抑えられる見込みとなっております。

また、負担増となる被保険者のうち、外来受診に係る配慮措置を受けられる方は80%という見込みであるようです。垂水市の2割負担の方

が250人でありますので、配慮措置の終了後の差額について、国の数値を当てはめると3万4,000円掛けの250人で、一部負担金として市全体で年間850万円程度増加する計算となります。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。国の資料に基づくと、配慮措置を受けられる方は80%、また終了後の負担増加分は、年間約850万円程度とのことでした。

その負担増加分で、現役世代の負担軽減が図られますが、本市では現役世代が少ないので、1人当たりの保険料抑制は大きくなると理解しているのか、伺います。

○市民課長（松尾智信） 後期高齢者の2割負担が新設されたことにより、現役世代の負担が軽減されるのかについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上を対象とした医療制度です。制度の運営は、県内全ての市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が主体となり、医療給付に要する財源は公費、国保や社保など、現役世代からの支援金、後期高齢者からの保険料によって賄われています。

後期高齢者の医療費については、病院で支払う一部負担金分以外の部分に関しては、後期高齢者一人一人が負担する保険料が約1割を賄うのみで、残りの9割のうち5割が公費、4割が社保や国保からの支援金、いわゆる現役世代からの支援金に頼っております。

後期高齢者の医療費が年々増加していく中、現役世代からの支援金も比例して増加しており、これ以上の負担を抑えるためにも、後期高齢者の窓口負担の見直しが実施されたこととなります。

今回の2割負担の見直しにより、現役世代からの支援金について、2025年度には全国で830億円の負担軽減となる見込みとなっており、垂水市の現役世代についても、負担軽減につながることが予想されます。

以上でございます。

○前田 隆議員 私の質問とは少しちょっと違いましたが、後期高齢者医療制度の仕組みと現状等について説明をいただきました。1人当たりの負担軽減は、国全体で約830億円見込まれ、それが振り分けられて、本市の現役世代の負担軽減になるとのことのようでした。

それでは、次に3点目に、医療費窓口負担2割増対象者の受診控えは出ていないかについて伺います。

○市民課長（松尾智信） 医療費窓口負担2割増対象者の受診控えは出ていないかについてお答えいたします。

2割負担については、先ほども答弁したとおり、令和4年10月1日から施行されたものであり、医療機関等からの診療報酬明細書について、現時点で確認できないことから、今のところ把握できていないところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ちょっと早いということでした。まだ分からないとのことですが、負担増が診療抑制につながってはいけないと思います。治療の必要な人が受けなくなるおそれがないよう、医療機関とも連携してフォローする必要がありますと思いますが、その対応をお聞かせください。

○市民課長（松尾智信） 治療の必要な人が受けなくなるおそれがないよう、医療機関とも連携してフォローする体制づくりについてお答えいたします。

市といたしましては、10月の被保険者証交付時に、制度改正に伴う配慮措置等について、チラシを同封するなどしているところですが、今後とも窓口での丁寧な説明等を心がけてまいります。

また、国民健康保険での特定健診同様、後期高齢者医療対象者への無料の長寿健診の受診勧奨と受診後の保健指導を行っております。健診

データが保健指導値を超えている方などには、保健師や管理栄養士、看護師等による個別訪問等による保健指導に努め、治療が必要な方があった場合については、医療機関の受診につながるようフォローを行っております。

治療が必要な方の受診控えは、重症化するリスクはもとより、将来的な医療費の高騰につながりますので、今後とも医療機関等と連携も密にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後に、4番目の後期高齢者医療保険料の見直しが検討されているが、概要説明と、これに対する認識を市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 後期高齢者医療保険料の見直しが検討されている概要と、これに対する認識についての御質問にお答えをいたします。

後期高齢者の保険料につきましては、保険者である各都道府県の後期高齢者医療広域連合において2年ごとに定めるものとされております。保険料を決定するに当たって、必要な要素である賦課限度額及び後期高齢者負担率については、国において政令で定められておりますが、現在議論されているのは、この賦課限度額と高齢者負担率の引上げでございます。

後期高齢者医療制度に関しては、これまでも市長会や後期高齢者医療広域連合協議会などを通じて、様々な要望活動を実施しており、令和4年6月には後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続することについて、全国市長会を通じ、国に対し提言をしたところでございます。

今後も国の動向を注視するとともに、全国市長会や広域連合等とも連携を図りながら、必要な要望等を引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。保険料の上昇抑制に必要な要望等は市長会等を通じて、今後も実施していかれるとの答弁でした。

保険料見直しは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、総合的な検討と改革が求められていることは理解しております。

ただ後期高齢者医療保険の被保険者は、75歳以上の年金生活者がほとんどです。物価高騰で来年見直される年金改定は1.8%増額されますが、物価上昇が2.5%とされており、差引き0.7%分負担が増えます。

後期高齢者医療保険料の見直しが実施される際には、負担が厳しい75歳以上の高齢者、特に中間層に対する支援を本市独自で検討されるよう希望いたしまして、この件は終わります。

次に、2番目のゴルフ場跡地の太陽光発電事業について答弁をいただきました。事業開始は1年先のようなのですが、その際は事業者名や管理会社名、連絡先等の明示された看板を設置され、地元住民に分かるようにしていただきたいと思っております。

本市のメリットとして、太陽光パネル等の償却資産及び土地の固定資産税が入ること、草払いなどの地元雇用が期待できることが分かりました。

それでは、次の2点目の事業者との危険防止対策及び災害防止策の協定書締結はどうなったかについて伺います。

令和3年12月議会の答弁では、令和4年度以降、太陽光事業者と関係課を含めて協議し、そこで協定書等を締結することになると答えておられます。そこで、協定書の締結は進んだのか。まだなら遅れている理由をお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 危険防止対策及び災害防止策の協定書締結についてお答えいたします。

現在のところ、現場作業中でありましてこと等

も含めまして、協定書の締結までに至っておりませんが、双方において危険防止対策及び災害防止策の協定書を取り交わすことについて、キナククリーンエネルギー株式会社様は了承されております。

今後現場の進捗状況等を確認の上、協定書に盛り込みます具体的な内容等について、双方で確認を行いながら、他自治体の事例などを参考に、周辺住民の方々の生命、財産などの安全確保や周辺環境にいかん配慮していくか、双方で協議し、協定書の締結を行ってまいります。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。協定書締結については分かりました。協定書を締結することは、双方合意済みとのことでした。今後想定される危険や災害に備えた防止策を双方で確認し、安全確保を図り、事業開始までに締結されることをお願いしておきます。

次に、3点目の質問に入ります。3番目の大雨時の土砂流出等防止策はどのように講じられているのか。また、近隣の人家や田畑に被害が出た場合、対応はどう考え、対処するのか、確認は取れているのかについて伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 大雨等災害時の土砂流出等防止策についてお答えいたします。

現在太陽光パネル設置に併せまして、様々な工事が進められておりますが、令和2年7月から実施されました敷地内の災害復旧工事におきまして、のり面復旧工事、側溝や調整池の土砂除去等、22か所の復旧工事が令和4年3月までに完了しました。

また、太陽光パネル設置に伴います調整池の集水能力等については、先ほど申し上げました復旧工事によりまして、既存の側溝や調整池の土砂は除去され、新たな側溝を設置するなど、大雨に備えた集水能力や貯水能力等を従前のレベルへ回復させる整備が行われております。

前田議員が懸念されております、災害が発生

した際の対処等につきましては、キナンクリーンエネルギー株式会社様からは、万が一災害が発生した場合には、2年前の災害のときと同様に、関係各所、地元の方々と協議の上、迅速に対応させていただきますと回答いただいております。

今後、協定書において様々な取決めを行うこととなりますが、周辺住民の方々の生命、財産の安全確保や周辺環境にいかにか配慮していくか、双方で協議し、協定書の締結を行ってまいります。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。地元住民にとっては、とても重要な問題です。締結に向けた協議をする中で危険防止策、災害時の対応について、内容を十分に確認していただくよう、よろしく願いいたします。

再生可能エネルギー活用で脱炭素社会構築は必要ですが、自然災害、環境破壊を引き起こしては元も子もありません。ゴルフ場跡地の太陽光発電事業は、その危険性があることを十分認識して、行政として事業の監視や指導をよろしく願いいたします。

最後に、太陽光エネルギー条例について伺います。

太陽光発電に関する条例を作成している自治体が、9月時点で全国に200か所以上あると聞いております。太陽光発電に起因する災害やトラブルが多発して、防止策や規制を強化する目的が背景にあるようです。

本市も今後、さらに荒廃農地や公共施設等に太陽光発電が増えることも予想されることから、検討する必要があると思います。条例について担当課としての考えをお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） 現在太陽光発電事業をはじめ、再生可能エネルギー設備等の事業実施に関する協議や対応につきましては、県の再生可能エネルギーの適正な事業実施の確保

に係る対応ハンドブックを準拠して対応していることもあり、垂水市独自のガイドラインや条例等については、現在ございません。

これまで本市の北部地域や高峠等において、太陽光発電のメガソーラー発電が行われており、今後牛根から海潟地域の山間部においては、風力発電施設が計画されておりますことから、まずは県から示されているガイドラインモデルや周辺自治体の事例を参考に、本市の実情等を考慮したガイドライン等の策定についても検討したいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。太陽光発電拡大の中で安全面、防災面、景観や環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念解消と、地域との共生に向けた本市のガイドラインが準備されることを期待いたしまして、この件は終わります。

次に、3番目の本城川竜門軒下流の井川側堤防かさ上げについて答弁はいただきました。当面の間は、河積確保のため河床整備を実施することと、そのための測量だったようです。期待を裏切ったようで残念ですが、河床整備とともに、引き続きかさ上げも要望していただくということでしたので、よろしく願いいたします。

次に、6月議会でも伺い、要望しておりました、令和4年度末に向けて要望の寄り洲除去はあるのかについて伺います。

本年度は4月初めに4か所の土砂撤去事業がありましたが、今年の4割程度の事業実施となっております。例年補正予算等で要望箇所や緊急性のあるところは、年度末に向けて追加事業が実施されるようですが、本年度も要望箇所等を計画されているのか伺います。

○土木課長（東 弘幸） 年度末の寄り洲除去の計画につきましてお答えいたします。

6月議会で本年度の当初予算によります実施

計画につきましては、答弁したとおりでございますが、追加の計画につきましては、大隅地域振興局河川港湾課へ問合せを行いました。

回答といたしましては、令和4年度の補正予算で統合流域防災事業を要望しており、現在は実施箇所の現地調査を行っているところである。今後、河川断面が著しく阻害され、治水上緊急性が高い箇所から実施する計画であるとのことでした。

土木課といたしましては、補正予算成立後、緊急性が高い箇所の早期着手を行っていただきますよう、しっかり要望してまいります。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。県の令和4年度の補正予算に要望され、現在は実施箇所の現地調査を行い、緊急性の高い箇所から順次実施する計画とのことです。

先般の本城川測量は、その一環だったものと推測します。答弁にありましたように、補正予算成立後はしっかりと要望していくとのことでしたので、よろしく願いいたします。

最後に、3点目の本城川寄り洲除去を国県に訴えて、早期解消をについて質問いたします。

本城川の寄り洲除去は、堆積している量が膨大で、予算の関係もあり、なかなか進まないのが現状です。この現状を打破すべく、市長の政治力で、中央とのパイプを生かして国や県に訴え、本城川の寄り洲除去が解消できるよう、働きかけをお願いいたしたいと思いますが、答弁をよろしく願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） まず、本城川の寄り洲除去の量、予算については県内でも相当ついているんです。しかしながら、特徴上、掘ってもまた流れてくるというものがありますので、結果的に進まないように見えるという背景があることは、御理解をいただきたいと思います。度々御質問いただいておりますけれども、それだけ市民の皆さんが御不安な思いであるものと理解

をしております。

本城川の寄り洲除去につきましては、令和3年4月25日開催をされました知事とのふれあい対話に合わせて、本城川の上本城橋付近と今川原橋付近の2か所において、本城川の状況を塩田知事に御視察をいただいて、説明をして、さらなる予算化と実施の継続を直接要望したところでございます。

また、毎年実施をされます大隅地域行政懇話会と大隅地域土木事業連絡会でも、継続した予算化や事業の実施を要望しております。

近年災害が激甚化し、多くの都市で河川の氾濫が発生しておりますが、このような災害を未然に防ぐことが大変重要でありますので、これからも様々な機会に国や県へ要望をしっかりと継続をして、実施へ向けて努力をしてまいります。

○前田 隆議員 ありがとうございます。非常に難しい問題ですが、地域のために、市民の安全安心のために、どうか御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でこの件は終わります。

最後に、4番目の郵便局への行政事務委託について答弁いただきました。3月議会の前総務課長の域を出ない答弁で進展がありません。前向きに検討されるよう要望いたします。

支所への行政事務委託は、以前から要望がなされ、検討するよう提案されている問題です。今後の郵便局への業務委託拡大の動きを考えると、早急に検討、実施すべきものと思います。

支所の方向性決定について、本庁舎の機能の在り方の検討も影響があるとの答弁でしたが、本市の行政改革の一環で、事務の効率化として外部委託も上げられており、定員の適正管理を目指しております。その点からも必要であり、課題の合意形成が必要なら、行政がイニシアチブを取って臨まれるよう要望しておきます。

また、2点目の政府の行政事務委託拡大の動

向については認識しており、今後の国や他市の動向を注視する必要があるとの答弁でした。

ただ郵便局の事務委託の効用として考えられる点は、証明書交付等はコンビニ等の利活用もできますが、郵便局は地域に密着しており、水之上地区などコンビニのない地域には、地域の郵便局で対面で対応できる点は、高齢者などに歓迎され、住民サービスの維持向上につながるものと思います。

役所の効率化と行政サービスの維持の両面の観点から、郵便局を利活用することは有益なことだと思います。また、郵便局の側からしても、新たな収益源となり、地域の存在感を高めることにつながります。ぜひ実現の方向で検討されますことを要望いたしまして、この件は以上で終わります。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（川越信男） 次に、11番、池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました順に従って質問をさせていただきます。市長、副市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

市政について、高齢者、障害者支援について。家庭内で高齢者あるいは障害者の方を介護されている人に対して、介護手当をもっと充実すべきではないかという声がありますが、現在の垂水市老人介護手当支給条例を拡大、増大する考えはないか伺います。

2番目に、地域医療と福祉を支える拠点づくりについて。ますます高齢化が進む中で、これからは市内の各地区に医療、福祉の拠点を整備することが課題になると考えますが、これからの取組についてお示してください。

錦江湾横断道路の実施路線化について。錦江湾横断道路は鹿児島県の構想路線となっておりますが、

これを実施路線に格上げすることが、錦江湾横断道路の早期実現へ向けて取り組むべき喫緊の課題と認識をいたします。行政としてできることを伺います。

たるみず元気プロジェクトの実施による、これまでのデータにより、既に成果と言えるものが出ているのか。出ているなら、どのようなことがあるのか。また、評価と今後の取組について伺います。

5番目に、市道脇田・市木線の拡幅について。市道脇田・市木線は、これまでも一般質問で幾度か取り上げられ、急カーブであること、道幅が狭いことについて要望がありましたが、市道脇田・市木線の拡幅についての取組について伺います。

教育行政について。全国の小中学生の不登校が2021年度に過去最多24万4,940人に上ったことが、文部科学省の調査で分かったとあります。10年前に比べて小学生で4倍、中学生では倍増しているようです。

鹿児島県でも同じ傾向にありまして、2021年度の公立小中高校生の不登校は、前年度比23.4%増の3,688人で、4年連続で最多を更新しているそうです。

長引く新型コロナウイルスの影響による学校活動の制限で登校意欲が減少することや、生活リズムの乱れによるとも考えられます。市内の小中学校における現状について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○福祉課長（森永公洋） 高齢者、障害者支援の家庭介護支援につきましてお答えいたします。

現在、本市としましては、身体面や経済面での支援が必要な高齢者及び障害者等を介護される方々の心身の健康確保や安定した収入などに対する不安を取り除く支援として、高齢者を介護する世帯に対し、介護手当の支給を行っております。

この事業は65歳以上で、在宅において寝たき

りや認知症である症状により、日常生活を営むのに常時、家族の介護を必要とする人を介護している方を対象に手当を支給するものです。金額は年額1万円、2万円、4万円、7万円の4段階に分かれており、介護の時間や介護の状況によって金額が異なり、10月と2月に申請を受け付け、支給決定をしております。令和4年度の実績としては、10月期の申請で99人支給を行っております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 地域医療と福祉を支える拠点づくりのこれからの取組についてお答えいたします。

厚生労働省は、高齢化が進行し、少子化による担い手世代が減少している人口構造の中で、高齢者に関わる様々な人や社会資源が地域の中でつながりを持って、高齢者等の生活を支える仕組みをつくり、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの一体的な提供を行う地域包括ケアシステムを推進しております。

本市におきましても、この地域包括ケアシステムの推進につきましては、第8期高齢者保健福祉計画に盛り込み、様々な事業に取り組んでいるところでございます。その取組の一つとして、御質問の公民館を活用しての事業として2つございます。

1つ目は、地域の中で要介護状態になることを予防する目的で、各地区の公民館等で鹿屋体育大学の教授が運営しているNPO法人ウェルスポ鹿屋と連携し、貯筋運動とスクエアステップを組み合わせた、市独自のはんとけん体操や、通所介護事業所桜島苑と連携して、タブレットを活用した認知力アップ教室を、今年度は垂水地区公民館で開催し、介護予防事業を推進しております。

2つ目は、国は担い手世代の減少により、行

政、医療機関、介護事業所なども人員不足によるサービス低下が見込まれることから、地域で高齢者等を支える仕組みづくりが必要であるとしていることから、生活支援体制整備事業として、地域包括支援センター内に配置している第1層生活支援コーディネーターを中心として、各地区公民館単位で配置している第2層生活支援コーディネーターの協力を得ながら、地域の課題を地域で解決する取組を行っております。

この取組をさせていただいている地区の中には、行政が深く関わらず、地域住民主導で行っていただいているところもあります。そのため地域によって進行状況や温度差がございますが、高齢者等の見守り隊やごみ出し支援、災害時の避難支援など、積極的に取り組んでいるところもあり、また住民主体で地域の方が参加できるデイサービス等を検討している地域もあるようでございます。

市といたしましては、引き続き地区公民館単位で活動している、この生活支援体制を支援し、第1層生活支援コーディネーターを中心に、第2層生活支援コーディネーターの協力を得ながら、それぞれの地域の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、地域包括ケアシステムの進行・深化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 錦江湾横断道路の実施路線化につきましてお答えいたします。

錦江湾横断道路は、昨年度の鹿児島県高規格幹線道路の構想路線に位置づけられたことで、本格的に事業化へ向け、一步前進したものと考えております。

構想路線化から実施路線化や事業化に向けたこれからの取組につきまして、県へ問い合わせましたところ、まずは事業効果の検証が必要であるとのことでありましたが、実施路線化や事業化に向けた具体的な基準が設けられているも

のではないとのことでした。

現在事業化へ向け、国土交通省、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市との関係機関が一堂に会し、錦江湾横断交通ネットワークに係る勉強会を実施し、その実現に向けた意見交換を行っております。

今後関係する機関との活動を活発化し、機運を高め、その声を中央へ届けることが重要であるものと考えられます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） たるみず元気プロジェクトにつきましてお答えいたします。

このたるみず元気プロジェクトは、平成29年度にプレパイロット事業として始め、平成30年度から本格スタートし、途中新型コロナウイルスの影響を受け、やむなく中止となった年度もございましたが、感染対策をしっかりと行いながら、今年度で5年目を迎えております。

御質問のこれまでの成果・評価につきまして、大きく5つあると考えております。

1つ目は、本プロジェクトの特徴である鹿児島大学や鹿児島県栄養士会、垂水中央病院など、医師、歯科医師、理学療法士、管理栄養士などの多職種連携により、市民参加型の事業を実現することができた点でございます。

代表的な取組としましては、40歳以上の市民を対象に、無料で参加者自身の健康度を知ることができる健康チェック、その結果について、専門的な説明や無料で個別相談を受けることができる健康チェック報告会がございます。

また、健康チェック参加者を中心に、無償で1年間の家庭血圧計貸出しや2か月に1回の健康教室を通じて、最適な血圧管理を図る、重症化高血圧ZERO！教室を実施しております。

そのほか運動に着目したコグニサイズ教室や筋力・筋量アップ運動教室、脳血管疾患に着目した脳血管スマートチェンジ教室をこれまで実施しております。

2つ目は、緊急性の高い医療的対応や予防対策など、より早い段階で参加者へのフォローが実現できている点でございます。具体的には、心電図検査で不整脈が見つかり、その不整脈の種類が緊急性の高いものであったことから、心臓にペースメーカーを埋め込んだ例、口の中を見る口腔検査からは、超早期の口腔がんが見つかった例などがございます。

また、認知機能検査の結果から、認知機能低下のおそれがある方に対して、地域包括支援センターと連結し、見守りなどの支援を行っております。

3つ目は、これまでの4年間に得られたデータから、加齢に伴う生活機能や身体状況、認知機能等について、様々なことが分かってきた点でございます。運動、認知機能、活動検査からは、社会交流や外出頻度が減少している高齢者は、鬱傾向の割合が高くなり、抑鬱傾向を認める方は、そうでない方と比べ、全身が筋力低下状態にある、いわゆるサルコペニアの危険が約2.5倍高くなることや、難聴と認知機能低下の関係性、食事の偏りとフレイルの関係性など、15の分析結果について報告をいただいております。

また、口腔機能検査からは、これまでも口腔機能の低下が身体機能の低下や軽度の認知機能障害につながっていると言われておりましたが、この健康チェックで得られたデータから、そのことが初めて数字として明らかになり、国際学術誌に発表されました。

次に、重症化高血圧ZERO！教室からは、家庭血圧計の測定を継続することで、ほとんどの参加者の血圧値に改善が見られたことから、血圧を毎日計測することで、血圧値を意識するだけではなく、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組むきっかけとなり、また主治医への受診を通じて、服薬開始や処方薬の変更するきっかけとなることが分かったところでござい

す。

4つ目は、情報発信に伴う本市PRでございます。まず、鹿児島大学の各分野の先生方において、このたるみず元気プロジェクトを垂水市在住一般住民における前向きコホート研究、通称垂水研究として、これまで県内外及び国外において、学会発表や論文発表がなされております。

年別で代表的な例を挙げますと、本事業が本格的に始まった平成30年には、北海道で開催された日本高血圧学会で大石教授らが、超高齢化社会を迎えた鹿児島県垂水市における高齢者の血圧の現状について、平成31年には、埼玉県で開催されたNPO法人日本口腔科学会学術集会で杉浦教授らが、垂水市在住高齢者一般住民大規模コホート研究における口腔機能低下症と全身状態の関連性について、令和2年には、ウェブ開催された日本作業療法学会で田平教授らが、地域在住高齢者の生活上重要な作業活動の満足度と社会的フレイルとの関連について、同じくウェブ開催された日本循環器病予防学会学術集会で大石教授らが、健康教室が血圧へ与えた影響、鹿児島県垂水市における取組を、令和3年には、愛知県で開催された日本摂食嚥下リハビリテーション学会で杉浦教授らが、認知機能低下を認めた高齢者と口腔機能低下症との関連性についてを発表されております。

また、この垂水研究の研究責任者で、本市のスーパーバイザーであります大石教授におかれましては、毎年国内の学会での発表はもとより、国際学会での発表もなされており、直近の本年10月には、鹿児島市で開催された予防医学事業推進全国大会の中で、全国から参加された医療関係者に対し、垂水研究についての講演をされておられます。

次に、市からの情報発信といたしまして、保健師において肝属・曾於地域保健活動連絡協議会での業務研究発表や、鹿児島県公衆衛生学会、

臨床高血圧学会フォーラムにおいて発表を行っているところでございます。

また、令和元年度からは情報発信の強化に努めており、広報媒体として、広報たるみず、ホームページ、LINE、ユーチューブを活用しております。

特に広報たるみずでは、毎年6月号での健康チェック特集や、健康チェックが中止となった令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症と絡めた連載コンテンツを掲載し、令和3年度には、これまでの成果を御紹介する掲載コンテンツを掲載してまいりました。

LINEにおいては、健康チェックの日程確認や最新の申込み状況など、スマートフォンで簡単に、いつでも情報を得られる環境を整えております。

ユーチューブにおいては、血圧計の正しい測り方や自宅でできる運動など、動画で御覧いただけるコンテンツを構築したところでございます。

最後の5つ目として、医療、介護の人材育成や確保でございます。

本市の保健師や管理栄養士、歯科衛生士にとりましては、様々な専門職と一緒に事業を進めることで、本プロジェクトが学びの場となり、人材育成につながっているものと考えております。また、各分野の鹿児島大学の学生もスタッフとして携わり、これまで本市の医療分野に就職した学生もいることから、将来の垂水市にとっての人材確保にも寄与しているものと考えております。

続きまして、たるみず元気プロジェクトを今後続けるに当たり、どのように取り組んでいくのかにつきましてお答えいたします。

市民の皆様にご継続して受けていただくために、また新たな参加者を掘り起こし、毎年参加者1,500名を目標に取り組む必要があると考えております。そのためにも健康チェックがより魅

力的なものとなるよう、鹿児島大学等への新たな検査項目の検討相談や、成果や参加メリットをお伝えする情報発信の強化、参加への付加価値を検討してまいりたいと考えております。

また、今後も大石教授を中心に、各分野の先生方に御指導いただきながら、これまで得た健康チェックのデータを活用し、市民の皆様へ健康意識や行動変容に向けての助言、指導を行い、たるみず元気プロジェクトが目指している寝たきり予防など介護必要度の軽減や医療費の抑制を図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 脇田・市木線の拡幅につきましてお答えいたします。

脇田・市木線の拡幅につきましては、様々な機会において、振興会や市民の皆様より御要望いただいております。

また、令和2年3月議会においても、新原議員より御質問いただいております。その際、頂上部のカーブ部分は幅員が狭く、見通しも悪いため、改善してほしいとの要望を受けて調査した結果、カーブ部分に隣接する用地が国土交通省の名義であり、垂水国道維持出張所へ相談したところ、協力するとの回答いただき、計画書を作成し、拡幅の実施を行うとの答弁をしております。

現在の進捗でございますが、垂水維持出張所に8月下旬に出向き、改めて道路の状況や要望内容を説明し、協力をお願いしたところでございます。当該箇所が字図区域であるため、現在周辺の用地調査と拡幅の計画図の作成を既に進めており、実施計画書を作成した後、早期に大隅河川国道出張所と協議を行ってまいります。

土木課といたしましては、道路を利用される市民の皆様からの強い要望でもございますので、確実にカーブ部分の拡幅を実施するよう努めてまいります。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） コロナ禍での不

登校につきましてお答えいたします。

本市におきましては、新たな不登校児童生徒を出さないようにするため、義務教育9年間を見通し、中学校進学後の大人数での学びを想定した授業づくりやオンラインによる遠隔合同授業、中1ギャップ解消に向けた、全ての小学校による様々な集合学習、6年生を対象とした中学校での体験入学などの取組を行っているところでございます。

これらの取組の目的は、児童生徒が自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連づけながら生徒指導の充実を図ることでございます。

また、市教委としましては、各学校に児童生徒の小さなサインを見逃さないことを第一とした不登校対策を指導しており、特に欠席1日目からの対応、初期対応の充実を図っているところでございます。

具体的には欠席した児童生徒の家庭には、その日のうちに電話連絡、状況によっては担任が管理職や関係職員と一緒に家庭訪問を行うこと、欠席が続くようであれば、その状況を市教委に報告し、連携を図りながら対応することなど、児童生徒や保護者に寄り添い、早期に丁寧な対応することとしております。

さらに、不登校児童生徒の対応におきましても、担任任せにせず、不登校対策委員会等を中心とした組織的対応やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、市福祉課や児童相談所等の関係機関と連携した取組の強化も進めているところでございます。その結果、本市におきましては、コロナ禍の影響による不登校児童生徒数の増加は見られていないところでございます。

不登校児童生徒に対する支援につきましては、

平成28年12月に公布された教育機会確保法の趣旨を踏まえ、平成29年3月に公示された学習指導要領において、初めて不登校児童生徒への配慮が明記され、学校に登校するという結果のみを目標とせず、社会で自立できる人材の育成を目指し、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供、その他の必要な支援を行うものと示されたところでございます。

これまでも家庭訪問等による学習支援も行っていました。また、コロナ禍でもあり、感染の拡大も心配されますことから、今後さらにタブレット等のICTを活用した学習支援の充実や心のケア、登校できたときの居場所の確保、個に応じた対応などに努め、新たな不登校児童生徒を出さないようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 一問一答でお願いします。

まず、1番目と2番目、市長にも意気込みを聞こうと思ったのですが、答弁いいです。ほかのことをちょっと聞きたい。

3番目の錦江湾横断道路の実施路線化について、課長のほうから、これ答弁の中で中央へ声を届けたい。行政でできることはやっていたらいいし、手続を踏んでやってもらえらると思うんですけど、あとは我々議員の陳情とか市長の陳情も、森山先生にお願いするとか、政治力も絡んでくると思うんです。その辺について、市長の実施路線化へ向けての意気込みだけでいいですから、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 錦江湾横断道路の実現へ向けてということで、取組について、まずは県も含めてお話をさせてください。

まず、市議会議員の皆様方や、森山先生をはじめ関係団体の皆様方に、日夜積極的に要望活動や地域の機運醸成に取り組んでいただいておりますことには感謝を申し上げたいと思います。

9月議会でも答弁させていただいております。

たとおり、桜島と鹿児島を結ぶ錦江湾横断道路の実現は、交通の利便性の向上や生活圏の拡大に加え、道路自体が観光資源となる可能性や、近年激甚化傾向にある自然災害発生時の緊急避難道路としての活用など、大隅をはじめとする九州南部地域の産業、経済、文化の発展に大きく寄与するとともに、防災面におきましても、非常に有効な命を守る道路となるものと、これまでも申し上げてまいりました。

錦江湾横断道路につきましては、令和3年6月にかごしま新広域道路交通ビジョン及び計画におきまして、先ほども答弁がありました、新たに構想路線として位置づけられたところであり、翌7月には国土交通省の九州地方新広域道路交通計画においても、新たに構想路線として位置づけられたところでございます。

この構想路線から実施路線として位置づけるための基準等につきましては、土木課長が答弁したとおりでございます。今後は関係機関と連携を図り、一体となって実施路線として位置づけるための取組を、市民の皆様方や関係団体の皆様方と協力をいただきながら行ってまいりたいと考えております。

さて、去る11月17日に鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、垂水市、鹿児島国道事務所、大隅河川道路事務所、第10管区海上保安本部の関係課職員等が出席した錦江湾横断交通ネットワークに関わる勉強会が、オンラインの形式により開催をされたところでございます。

勉強会におきましては、錦江湾横断道路がかごしま新広域道路交通ビジョン及び計画において構想路線として位置づけられたことや鹿児島東西道路など、県内道路の主な整備状況について説明がなされたほか、本市や大隅地域の市町、様々な関係団体による要望活動の報告などが行われたところでございます。

また、国の担当者からは、各自治体や関係機関、経済界を含めて地域全体の総意や機運の醸

成が重要であるとの意見が出されましたことから、本市及び鹿屋市の経済同友クラブの皆様が連携をして、早期事業着手を促すための看板を垂水市南部の国道220号沿いに先月設置をされまして、垂水市民の皆様だけではなく、大隅半島の関係市町の住民の皆様に対しても、早期事業化の必要性について御理解をいただけるよう、機運の醸成を図っていると説明をしているところでございます。

今後につきましても、本市のみならず、関係市町の皆様へ広く情報発信を行い、早期整備に向けた地域全体の合意形成や機運の醸成を図るため、様々な取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

錦江湾横断道路実現につきましては、鹿屋市及び本市の経済同友クラブの皆様をはじめ、鹿児島市に設立された桜島大橋推進協議会や鹿屋市開発促進協議会、垂水市議会議長を会長とする小規模市の地域戦略を考える地方議会ネットワーク議長会など、様々な関係団体におかれましても、要望活動を行っていただいているところでございます。

本市におきまして、錦江湾横断道路の整備に向け、より一層の事業推進を図るべく、これまで同様、国道整備促進特別委員会の皆様をはじめとして、垂水市議会の皆様とともに、国土交通省に対して国道整備推進に関わる要望活動や、大隅地域4市5町で構成されております大隅総合開発期成会を通じての要望を引き続いて行ってまいりますというのが基本的な考え方で、その上でお話をさせていただきます。

今東九州自動車に関連するものが、いろんなところで、都城でありますとか、曾於でありますとか、いよいよ開通ということが形になってきております。現状そういうことなのですが、この活動自体は40年ぐらい前からスタートして、そのことが形になっているところでございます。

ちょうど今そのタイミング、全体的には9割以上が完成をしておりますので、ある開通式の中で森山先生がおっしゃったことの中で非常に印象深かったのは、これで全体の9割ぐらいが完成をしたと。残すはとおっしゃったので、どんなことを、テレビ、新聞、知事も含めて来ておられる中でお話をされるかと思って聞いておったんですけども、錦江湾横断道路をしっかりと実現することだということでありまして。

鹿児島県の桜島、錦江湾というのは、観光面において非常に魅力的であるんですけども、我々は大隅の玄関口でありますけれども、経済性、利便性もさることながら、やはり命を守るという点において、海を渡るというところに不安があるわけでありまして。

私は5歳のときに交通事故に遭って友達2人をなくして、その際に地元にも垂水中央病院もありませんでしたし、亡くなった2人は意識があったんですけども、桜島からの経路の中で亡くなったという経緯がございますので、今でも年間に300台ぐらい救急車両が通っているという現状がございますので、そのことを考えたときに、命を守るという観点から、しっかりとそのことを早期実現をすべきだと、経済同友クラブにも所属をして、約20年活動してまいりました。

そのことが先ほどの話からもありましたけれども、県においても構想路線、将来つくりますよという位置づけになって、そのことを具現化するためには、実施路線ということに位置づけるということが大事であります。

いろんな工法の話も聞いておりますけれども、例えばトンネル工法で沈埋方式ということになりますと、トンネルの工事自体は2年ほどでできるんだということもございますので、いろんなことを研究をしながら、やはりしっかりとつないでいくということが何より大事だというふうに思います。

垂水市長として、垂水市にあって、平常時はいいんですけども、しっかりと命を守る、あるいは桜島の爆発等々に備えた避難道という意味も含めて、しっかりやるべきだと思っておりますし、そのことの機運が高まって、いよいよという時期に来ているというふうに思っていますので、そのことをしっかりと国やいろんな関係の皆さんとも連携をして進めていかなければいけないと考えているところでございます。

○池山節夫議員 一刻も早く実施路線化をしないと、これがまず実現へ向けてのまず第一歩だと思います。我々も4月に改選になりますから、その後は私の、これ個人的な意見なんですけど、以前あった錦江湾横断道路の特別委員会を再度立ち上げて、それでまた議会としても、一生懸命またやっっていこうと思っております。

今鹿児島市議会の議長さんが、川越議長、市長の青年局長の後を受けた後輩になると思うんですけど、そういう意味でも、少しちょっと話しやすくなるかなとは思っているんですけど、その辺のことについて、ぜひ議会からも、一生懸命やりますけど、市長のほうからも、ぜひ後押ししていただきたいと思っております。

この件については、これで終わりますか。まだ川越議長との関係性なんかで、ちょっと努力できるみたいなことあったら、ちょっと話せますか。

○市長（尾脇雅弥） 確かに川越議長、あるいは前山口議長も自民党青年局の後輩ということでありまして、そのほかの方々もよく交流を今でも続けております。それ以外の先生方も、県議の先生方も含めて、おかげさまで培ったネットワークがございまして、あるいは下鶴市長に関しても、いろいろお話をする機会もございまして。

ただそれぞれ立場が変わっております、いろんな課題もございまして、軽々にどうだということとは申し上げませんが、しっかりと

としたつながりは持っておりますので、垂水だけの話ではなくて、県全体の浮揚も含めて、アジアの成長をにらみながら、錦江湾横断道路というのは必要だと考えておりますので、そのことを段階を踏まえて、人脈を生かして進めてまいりたいと考えております。

○池山節夫議員 このことはこれで終わります。

このたるみず元気プロジェクトなんですけど、私、聞いたところで、大石先生はもう元気プロジェクトをやるところは、もう内々決まっていたような話を聞いて、その後市長が行かれて、大石先生によれば、尾脇市長の情熱を受けて、垂水にこの元気プロジェクトをすることに決めたというのを聞いているんですけど、さっきの課長の答弁で、やっぱり相当、全国的、垂水研究ということで、垂水の町の知名度というか、そういうのも広まるし、これからはますますこの元気プロジェクトの評価、その成果というのは高まってくると思うんですけど、今後についての考え、ちょっと聞かせていただけますか。

○市長（尾脇雅弥） 日本全体が少子高齢化という中で、特にこの高齢化社会、100歳時代という話もありますけれども、大事なことは健康長寿ということだろうと思っております。

先ほどの保険料の話に関しても、どうしても維持していくためには、そういう形のお金の負担もあるわけですけども、でもできるだけそうじゃないほうがいいというのはそのとおり。そのためには元気で長生きというものを実現をしていくということが大事だというふうに思っています。

国家予算の中でも、例えば防衛費とか国交省の予算も五、六兆円規模でありますけれども、それをはるかに上回るのが社会保障費ということになりますから、このことをどうやって抑制をしていくかというのは、ある意味、日本の最大の課題であると。

その視点に立って、鹿児島からそのことを実

現しようというのが、老年医学会の理事でもあります大石先生のお考えであります。先ほど決まっていた、実際に決まっていたようであります。

具体的には、公の場でもお話をされておりますから、長島町とやるということを決めておられたようではありますが、タイミングよく、我々の状況もありまして、大石先生のところに飛び込んで、いろんな思いを伝えて、1時間ぐらいだったでしょうか、お話をして、ではやりましょうということが決まりまして、もちろん最初は小さな一歩だったんですけども、お互いに行き来をしながら、信頼を重ねて、今4年目、5年目、コロナの中でも大変でありますけれども、先ほど実例がありましたように、国内だけではなくて、世界的な事例発表、学会の発表のところまでやってきました。

基本的には大石先生とは20年頑張ろうということでやっておりますので、これから先がいろんな成果、これまである意味、分かっていなかった領域に踏み込んでいくというところで、垂水が果たす役割というのは大きくなってきていると思いますので、それだけ5年、ほかの市町村より先んじておりますので、そこから先の5年、10年というのは、どこも追いつけないぐらいのデータが出ていく。同時に、垂水市民にとっては、無料でそういう一流の人たちの診断を受けて、そういう健康長寿につながるという、ウィン・ウィンの形ができております。

垂水を選んでいただいた背景には、地の利もありますし、ブリ、カンパチがアジ、サバの10倍ぐらいの認知症予防効果があると。温泉も出て非常にいい場所だという話もございますので、先ほどの錦江横断道路ともリンクしますけれども、海を渡るハンディをクリアして生活するにはいい垂水の未来予想図、住むなら垂水がいいよねと。元気で長生きの町垂水というところも目指しながら進めていきたいというふうに思い

ますので、これからこそが大事な時期になってくるのではないかと考えているところでございます。

○池山節夫議員 我々が思った以上に、その成果というか、評価も高いこの元気プロジェクトですので、頑張っていていただきたいと思えます。

5番目の市道の脇田・市木線なんですけど、これは以前からずっとあるんですけど、以前、大藪藤幸元議員が、鉄道線路から直接真つすぐ、あそこ曲がっているから、真つすぐ道路通せないかというような質問もされたと記憶しているんですけど、そういうことも土木課としては検討されたんだろうと思いますけど、ここをとにかくまず拡張できるところだけでも拡張していただいて、少しでもよくしていただけたらと思います。要望をしておきます。

最後のこのコロナの不登校なんですけど、学校教育課長の答弁でも大体垂水、教育行政、充実していますから、本当教育長も何期目にもなりまして、高く評価しております。

そこでです。最後の質問になりますけど、先ほど堀内議員もちょっと触れましたけど、GIGAスクールで表彰されました。前回の市長の報告だったかな。GIGA先進、垂水はGIGAスクールの先進みたいな報告もあったんですけど、この表彰まで受けるぐらい進んでいるということです。教育長、この取組が非常に県内でも高く評価されているということで、教育長のこれからのGIGAスクールにかける思いみたいなのを最後に聞かせていただいて、時間も12時過ぎていますから、5分ぐらいなら行けると思いますが、どうぞ。

○教育長（坂元裕人） 12時過ぎています。ありがとうございます。

今回、全国表彰ということで、実は市長が本来であれば頂かれるところだったんですけども、私が代理で上京して行ってまいりました。

そこは来賓の方々を見ると、なるほどなと思っただんですけども、文部科学副大臣、そして総務省の専管、経済産業省の専管等が見えて、そういう中でこのICT首長協議会の会長様から会長賞ということをいただきました。

大臣賞、3つあるんです。そして協議会長賞というのは6つあります。ということは全国でランクづけすると、4番目ぐらいのレベルなかなというところで、他、受賞された地域の、他地域の取組もしっかりと見てまいりましたけれども、課題を解決するとか、その地の特色を生かすとか、外部の人材を取り入れて、その力を借りながら進めていくとか、私どもがやっていることと極めて似ているなと感じたところでございます。

そういうところが評価されて、今回受賞ということに至ったと思うんですけども、それをさらにぬきこんでみるにはどうか、では大臣賞クラスになるにはというところを常々考えておりますけど、例えば今よく言われるのは、プログラミング教育です。これが今中学校の技術科で必修化されております。この前段としての小学校の段階で、どういうプログラム教育ができるのか。実際やっているんですけども、その一つの形が中学校で行われるプログラム教育。

ここで来年度やってみたいと思うのが、ふるさと学習とリンクさせながら、そして世界に向けて、この垂水の魅力を情報発信する。こういうことができると、このことは下の子供たちにもいい影響を与えるのかなと。そして、中学生はまた高校で情報Ⅰという教科を学びます。そうするなら、他市町と比べても、かなり子供たちの情報活用能力というのは高い状況で送り出すことができるのかなと思っています。

もう一つは、やはり子供と教職員のスキルの問題、これは一つ課題になるんですけども、そこを何とか上げるようなプロジェクトチームみたいなものをつくって、来年度はそこをもう

一回、これ原点に戻るという意味でもあるんですけども、スキルをどうやって上げていくかと。そうすることは、このGIGAスクール構想の質を上げることに、私はつながると思っているんです。

そのようなことを今構想しておりますけれども、原点に立ち返ると、やっぱり子供たちがこのGIGAスクールで新しい学びを楽しんでほしいなと思っています。保護者には新しい学びで子供が成長する姿を見てほしいなと思っています。

そして、教職員には、このGIGAスクールでもって授業がよくなる、あるいはうまくなる、そういうことを楽しんでほしいなと思っています。

市民の方々には、GIGAスクールによってダイナミックに教育が変わっていく。そういう様子を楽しんでいただきたいですし、垂水の宝である、何と言っても子供たちの成長を楽しんでいただければなと思っています。

以上でございます。

○池山節夫議員 終わりますけど、市長、本来市長が行くところだったと、今教育長言われたんですけど、GIGAスクール構想と今の状況について、何かありますか、一言。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど教育長答弁があったとおり、教育長を中心に、すごく頑張っていたいております。ただ私の立場はしっかりと後押しをするということで、もっともっとアクセルを踏んでぬきこんでほしいということを要望しております。

地方にあってそのハンディで困るということがないように、これからは好きとか嫌いとかかわらず、そういう時代でありますから、しっかりとそのことを議会の先生方にも御理解いただいて、予算もつけていただいたりしながら、未来の宝である子供たちがしっかりとやれるような環境を頑張っていきたいというふうに思っ

おります。

○池山節夫議員 終わります。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、13時20分から再開いたします。

午後0時11分休憩

午後1時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。昼から1番目の登壇となりました。今年も残り二十数日となりました。朝夕の冷たさに冬の深まりを感じる今日この頃となりました。

以前と比べたら新型コロナウイルスの感染者数が減少し、社会・経済面から行動制限がなくなり、各地の従来の行事や催し物等が再開されたニュースが多く聞かれるようになりましたが、本市でも文化祭や秋の産業祭が3年ぶりに開催され、大野原いきいき祭りも復活祭として地元で開催され、また、垂水小学校プール隣の有馬邸でも垂水麓祭りが行われ、以前のような活性化が図られているところです。

ニュースといえば、12月2日の南日本新聞の記者の目に「垂水の桃源郷」の見出しで、垂水千本イチョウの中馬夫婦が千本イチョウの植樹に取り組まれた動機と新たな植樹も進めていると記されていました。桃源郷づくりにエールを送りたいと思います。

また、先に堀内議員と池山議員も言われましたが、11月29日の南日本新聞には、市長の諸般報告でもありましたように、「情操教育実践で垂水市全国表彰 遠隔合同授業が評価」の見出しで、教育長が表彰状を掲げる写真が掲載され、「先進的な情報通信技術、ICT教育に取り組む自治体を表彰する日本ICT教育アワードで、

垂水市が優秀賞に相当する全国ICT教育首長協議会会長賞を受賞した。県内では初受賞」と掲載されています。教育長をはじめ、教育委員会、学校の先生方の先進的取組、頑張りのたまものであり、おめでとうございますと祝福の言葉をお贈りいたします。

さらに、昨日のNHKテレビ、12時20分からの昼間、天野ひろゆきさんが司会をする番組では、「うまいッ！つらさげ技で甘い芋」と題して、大野原のつらさげ芋の放送がありましたが、大野原のつらさげ芋を全国津々浦々、隅々まで知らしめたことになり、つらさげ芋と垂水市の知名度を一段も二段も向上させる放送であり、NHKに特別、感謝状を贈りたくなる放送でありました。

このような催し物やニュースに触れて垂水の元気を感ずるところです。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、元垂水地区の救急・消防車両の通行について質問いたします。

元垂水地区は、垂水の中心地から距離的に北へ1キロほどの位置にあります。国道220号線より西側、海岸側の地域の道路状況についての質問であります。

この地域の東西の道路は、ふぁみり庵はいから亭北側から西方向へ海岸まで延びている道路から、新田神社から海岸方向へ延びている道路まで、4本の道路があり、地域の生活道路としてなくてはならない道路であります。

この4本の道路に車で通行すると道路幅の狭さを感じるところですが、救急車・消防車両の出動時の観点から、道路状況をどのように感じ、思っているのか、お聞かせください。

次に、2問目、僻地医療について質問いたします。

僻地医療について、公益社団法人地域医療振

興協会のホームページ「へき地ネット」を見ると、僻地とは、交通条件及び自然的・経済的・社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち、医療の確保が困難であって、無医地区及び無医地区に準ずる地区の要件に該当する地域とされているとなっており、さらに、無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4キロメートルの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区と定義されています。

このような観点から、本市の状況は、垂水市全体が過疎地域となっており、校区ごとに見ると、牛根地区では松ヶ崎校区、二川校区、境校区、また、大野原地区、新城地区が医療的僻地として該当すると認識できるところですが、こうした地域の方々が医療を受けようとするれば、医療機関までの距離・時間と交通費等が僻地以外の方々と比べると負担がある。本市では、このような事態が続いているが、このような状況をどのように捉えているのかお聞かせください。

次に、インボイス制度について質問いたします。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。

消費税は、皆さん御存じのとおり、課税売上げに係る消費税額、課税仕入れ等に係る消費税額、いわゆる売上税額から仕入税額を差し引いた額を消費税として国に納付することになります。しかし、課税期間の準備期間における課税売上額が1,000万円以下の法人や個人事業主は、消費税の納付義務が免除されている免税事業者となっています。

インボイス制度は、買手が仕入税額控除をするために売手に適格請求書（インボイス）を求めた場合、売手は、それに応えるためには税務署に適格請求発行事業者として登録し、買手に適格請求書を発行しなければなりません。仮に

それができない場合、取引を拒否される等が考えられます。

登録事業者になると、これまで課税売上げが1,000万円以下の免税事業者でも消費税を納付しなければなりません。

このような事の成り行きから考えれば、課税売上高が1,000万円以下の小規模等の免税事業者の判断が気になるところですが、本市の一般会計ほか特別会計について、令和5年10月1日から始まるインボイス制度の対応についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○消防長（後迫浩一郎） 国道より西側地域への救急・消防車両出動時の道路状況をどのように思うかにつきましてお答えいたします。

国道より西側への救急・消防車両出動時の道路状況につきましては、水槽付消防ポンプ車は大型のため通行できませんが、普通消防ポンプ車、救急車の通行は可能でございます。しかしながら、道路が狭いため、通行時には十分安全に配慮する必要があります。

特に、海岸側から国道へ抜ける場合は問題ありませんが、国道側から海岸側へ抜ける場合は切り返しが必要な場所もあり、部分的な改修等が行われることでスムーズな通行が行われるものと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 本市の僻地医療の状況につきましてお答えいたします。

初めに、医療における僻地とは、議員が言われましたとおり、国は、交通条件及び自然的・経済的・社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち、医療確保が困難であって、無医地区及び無医地区に準ずる地区の要件に該当する地域と定義されております。

また、僻地医療の地域指定につきましては、県が策定した鹿児島県保健医療計画において定められており、その計画では、垂水市は岳野地

区が準無医地区等として位置づけられているところでございます。

このことを踏まえて、垂水市における県の僻地医療の地域指定を受けていない地域、議員が言われました医療機関がない無医地区の状況でございます。

御承知のとおり、中央地区以外の地域は医療機関がない状況であり、境、牛根、松ヶ崎の牛根3地区や大野地区、新城地区などは近くに医療機関がない地域がございます。

特に牛根3地区においては、平成26年10月に牛根中央クリニックが、平成30年6月にたじつ牛根医院が閉院して以降、地区内に医療機関がなく、市内外の医療機関へ、通院時間も長いいため、御自身の都合や時間に合わせた診察を受けることができないことや、交通費負担が大きいなどの課題がございます。

そのため、医療を提供するための取組として、医療機関としましては、御自宅に訪問しての診療や自家用車を保有していない御高齢の方などに対し、地域への送迎を一部の方に行っております。

市といたしましては、福祉課が取り組んでいるたるたるおでかけチケットを活用して、バスやタクシーなど、公共交通機関で市内外の医療機関に通院される方などに対し、交通費等の一部補助を行っているところでございますが、牛根地区においては、先ほど申しました喫緊の課題がございますことから、課題解決に向けての課題整理を行っているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（園田 保） 梅木議員御質問のインボイス制度、本市の各会計の対応についてお答えいたします。

適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度とは、令和元年10月1日から消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことを契機として実施されることとなった制度で、

インボイスとは、事業者同士の取引における売手が買手に対して交付する正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書、レシート等を指します。

現行の請求書である区分記載請求書の記載項目に加え、インボイスでは、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等、記載が必要となります。

インボイス制度は、令和5年10月1日から開始されますが、インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請をすることが必要となります。

本市におきましても、公共施設の施設使用料、公有財産の売却、広報紙の広告掲載料等、地方公共団体が売手となり事業者に対して課税取引を行う場合、インボイスを発行しなければ、事業者は消費税の仕入税額控除を受けることができなくなりますことから、現在、どのような取引が対象になるのか、各課において洗い出し作業を行っているところでございます。

登録申請につきましては、現在のところ、一般会計、病院事業会計、水道事業会計、地方卸売市場特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計及び老人保健施設特別会計が登録申請に向けて準備を行っておりますが、国民健康保険特別会計、交通災害共済特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、この4会計につきましては、事業者を買手とする課税売上げが見込まれないこともあり、登録申請は行わないことも視野に入れ、検討を進めているところでございます。

また、簡易水道事業特別会計につきましては、令和5年4月に水道事業に統合されますことから、申請の必要はないと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答式でお願いいたします。

元垂水地区の緊急消防車両の通行について、

1回目の答弁を聞きましてけれども、ただいまの消防長の説明では、この地域に進入する場合、海岸の護岸道路から進入すれば、特に問題はないというようなことでありましたけれども、逆に、国道側から進入すれば、何回か切り返しをする箇所もあるというような認識をお聞きいたしました。

そこで、住民の方々からは、他地区と比べたら速やかな通行ができない。これは3年ほど前のことかと思えますけれども、以前に発生した葛迫製油所の隣の住宅火災では、火災現場に最も近いタエ酒店から海岸への道路は、途中、2か所の消火栓があるにもかかわらず、消防車はこの道路には進入せず、新田神社から海岸への道路から消火活動が行われたとのことでした。

また、救急車が国道から進入した場合、Uターンができず、海岸の護岸道路へ入るときに、先ほど言われた何回も切り返しをする状況があり、車両通行の不便な地域であるとの声が聞かれます。

緊急時の速やかな業務遂行を行うために、このような課題をどのように考えておられるのかお聞きします。

○消防長（後迫浩一郎） 緊急時の速やかな業務遂行を行うための課題をどのように考えるかにつきましてお答えいたします。

緊急時の速やかな業務遂行を行うためには、定期的に地理調査を行い、問題のある場所についてはその都度現場を確認し、最善の対応を図っております。

また、実際事案が発生した場合、まず、現場の状況、事案の内容等、詳細の情報収集を行う必要があります、その状況に合わせた活動が重要になります。

そのためには、日頃からあらゆる状況を想定した訓練を実施し、知識と技術の習得に努め、訓練を繰り返し行うことが最も大切であると考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 道路管理者の立場としての課題につきましてお答えいたします。

議員がお話しされますとおり、元垂水地区の国道より西側の市道は幅員が狭く、離合もできないため、通行に大変注意を要する道路でございます。

地区内の道路を拡幅できないかとの声があるとのことですが、緊急時の活動を考えますと、幅員が広いほうが当然業務を速やかに行えるものと理解します。

拡幅工事を実施する場合、家屋等の建物補償費だけでも莫大な予算が必要となり、場合によってはその他の場所への移転も必要となることも考えられます。

このようなことから、当該地区の道路整備については、今後、ほかの改良が必要な箇所との優先順位も勘案しながら検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。消防長の答弁では、今の道路状況からすれば、現場を確認しながら、事前に何回もそういう現場を想定しながら訓練を重ねることが大事だというようなお話でありました。

それで、住民からは、この地域の人々の健康や命を守る緊急活動、人の救出や財産を守る消火活動を行うためには、道路幅を広げることが一番であるが、住宅等の建造物があるために無理であると、大方の皆さんは理解しています。

提案として、皆さんからは、道路についてはT字路の隅切りはできないか、車両については小型化が望ましいという声が聞かれるが、また、当局の案はないのか伺います。

○消防長（後迫浩一郎） 住民からは、道路の整備、車両の小型化の声が聞かれるが、検討できないかにつきましてお答えいたします。

車両の小型化につきましては、現在、消防本

部で保有する車両は水槽付消防ポンプ車は大型でございますが、普通消防ポンプ車につきましては、整備の際、市内の道路状況等を考慮しまして、消防体制上、必要最低限の仕様で小型化を図っております。

また、救急車につきましては、標準的な仕様のため、小型化は困難ですが、進入路が狭い場合等につきましては、救急車に積載している資機材の中から救急隊員が必要な機材を携行し、対応しており、また、状況に応じて応援隊を同時に出勤させるなど、協力して搬送しているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 道路の整備につきましてお答えいたします。

緊急車両が護岸道路を曲がる際、何回も切り返しをして少々時間がかかったとのことですが、地区住民の皆様の利便性や緊急時における速やかな活動ができるよう、曲がり角に隅切り部を整備することは有効であるものと考えております。

まずは、現地を調査し、どの箇所にもどの程度の隅切り部が必要か、消防本部と意見交換を行うとともに、用地取得が可能か否かも含め、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 非常に前向きな答弁を頂きました。

消防車両については、標準で、現在のところ、これ以下の小型化はできないというようなことでしたが、そういう事情のために、継ぎ足しの車とか、今、何かそういうことで速やかに対応していきたいというような答弁でありましたけど、とにかく救急車両については、人の健康・命の問題ですので、速やかな業務が遂行できるようにこれからも努めていただきたいなと思います。

それと、土木課については、今、課長が申されたとおり、現場を確認されながら、そういう箇所については速やかな対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、2年ほど前のはいから亭の西側隣の火災住宅での消火活動は、火災住宅の隣の空き地が草刈りなどの整備がなされており、海岸への道路沿いだったため、消防車を空き地に駐車し、すぐ近くの消火栓からの水で消火に当たり、倉庫部分だけの消失で済んだとのことですが、消防車は完全に鎮火するまでに何時間も待機していたが、通行の妨げにもならず、住民からは納得の消火活動であったという声も聞かれます。

西側海岸方向への4本の道路沿いには空き地が点在していますが、ただいま述べました事例から、空き地を利用するために、所有者や管理者に了解を得ていくことも方策ではないかと考えられますので、検討をお願いして、この件については終わります。

次に、僻地医療について質問いたします。

1回目で本市の現在の状況をお聞きいたしましたが、無医地区に対する施策が見えていない状況であるが、無医地区住民の健康と命を守る医療機関までの距離的・時間的負担、交通費負担等を解消するための施策の取組をどのように構想しているのかお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 今後の施策の考えにつきましてお答えいたします。

市といたしましては、垂水中央病院の医師を増員し、無医地区に対する訪問診療などの件数をさらに増加させることができれば、診療体制をさらに充実させることが可能でございますが、県内の医師不足が続いている現状において、新たな医師の確保は厳しい現状でございます。

そのような現状の中で、今後、どのような施策を行っていくかでございますが、身近に医療機関がない地域住民の皆様が地域内で診療を受けることができる手段の一つとして、オンライン

ン診療も有効な手段になると考えているところ
でございます。

しかし、オンライン診療につきましては、医
師法や医療法などの法規制により、初めての診
察は原則、直接の対面での診察としていること、
医療は医療法上、病院・診療所等の医療提供施
設または患者の居宅等で提供されなければなら
ないこととされていることや、医療機関側・患
者側双方の情報通信機器の整備など、多くの課
題がございます。

そのため、現時点におきましては、その課題
も含めて様々な視点で課題や論点を整理してい
るところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 これからの取組については、
オンライン診療も考えているが、オンライン診
療については初診の関係からでなかなか大きな
これからの課題じゃないかなと、そういうよう
に受け止めております。

それで、牛根地区については、令和2年第4
回定例会12月議会で、感王寺議員の牛根中央ク
リニックの寄附採納についての一般質問に対し
て、会議録を見ると、財政課長は、「牛根中央
クリニックの今後の活用方法について、牛根地
区の医療機関については、平成26年10月に牛根
中央クリニック並びに平成30年6月にたじつ牛
根医院が閉院となったことから、現在、同地区
には医療機関がない状況であります。今後の活
用としましては、以前より医療設備の要望が上
がっておりますことから、住民の方々からの必
要性も十分感じておりますので、同跡地を利用
した医療施設等の整備につきまして、関係課を
交え、検討を行っているところでございます。
また、医療施設以外の活用として、地域住民へ
のサービスを提供できる柔軟な有効活用の方法
も同時に検討を行っているところでございま
す」と答弁されているが、その後、同跡地を利用
した医療施設整備等について何も聞こえてこ

ないようではありますが、どのような検討結果に
なっているのか、また、どのような医療方法を
進められるのか、市長にお聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 牛根地区の医療体制に対
する構想につきましてお答えをいたします。

初めに、大きな考え方から述べさせていただきます。

私は、市長に就任をして以来、垂水市の発展
と市民の皆様の幸福の実現を政治理念に掲げて、
元気な垂水市をつくるという強い信念の下に市
政運営に取り組んでおります。

特にこの3期目は、子育て支援と健康長寿に
ついて重点プロジェクトとして位置づけ、様々
な施策に取り組んでおります。

その健康長寿に関しましては、市民の皆様方
の健康で長生きしていただくための取組として、
鹿児島大学と連携し、たるみず元気プロジェクト
に取り組んでできておりますが、その一方で、
医療についても、市民の健康を考えていく上で
重要な施策でございます。

その本市の医療提供体制につきましては、垂
水徳洲会病院の撤退や先ほどからあります牛根
地域における医療機関の閉鎖、市内の医師の高
齢化など、様々な課題がございます。特に牛根
地区における医療提供体制の課題につきましては
喫緊の課題でございます。

昨年度、牛根・新城地区などに光ブロードバ
ンドが整備され、今年度は、鹿児島市の今村総
合病院を運営されておられる慈愛会様との包括
連携協定を結ぶなど、社会環境も変化してきて
いることから、医師確保が難しい現状の中でど
のような医療提供体制が構築できるかを考えま
すと、先ほどありましたオンライン診療を含む
遠隔医療は有効な手段であると考えております。

先ほど、担当課長が申しましたとおり、この
遠隔医療は、法規制など、クリアしなければならない
様々な課題がありますことから、現在、
課題解決に向け、しっかりと論点を整理するよ

う指示を出しているところがございます。

また、牛根地域住民の方々からは、市が所有をしております旧牛根中央クリニック跡地について有効活用してほしい旨の御意見を頂いているところでありますことから、有効活用として、医療機能だけではなく、地域住民の福祉の場としての機能も併せ持つ地域の拠点としての活用も考えているところがございます。

いずれにしましても、牛根地区の医療提供体制につきましては、繰り返しますが、本市にとりまして解決すべき重要な課題の一つであると考えておりますことから、引き続き、医師確保に努めることはもとより、牛根地区の皆様が安心してその地域に住み続けられるよう、オンライン診療も含め、あらゆる方法について検討し、医療に関する課題を早期に解決できるように、これからも全力で努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からしますと、先に担当課長も答弁されましたように、オンライン診療を検討しているというようなことでございます。先ほども言いましたみたいに、オンライン診療についてはこれから普及していくものだろうと、私自身もそのように思っております。しかしながら、現在のところ、今言われましたように、法的な問題とか、そういう関係で検討中だというようなことでございました。

次に、垂水中央病院について質問していきます。

僻地医療拠点病院にされているが、僻地に対する取組はどのようにされているのかについての質問でございます。

鹿児島県の県立病院局のホームページを見ると、垂水中央病院は僻地医療拠点病院に指定されています。

へき地ネットでは、「僻地医療拠点病院は、県知事が指定し、無医地区等への巡回診療、僻

地診療所への代診医派遣、僻地医療従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業を行いながら、僻地地域からの入院患者の受入れ等を行う病院です。過疎地の中核病院であることが多く、救急医療、専門医療を担いつつ、僻地の支援も行うといった幅広い役割が求められます」となっていますが、中央病院の僻地に対する取組をお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 垂水中央病院の僻地医療に対する取組につきましてお答えいたします。

初めに、国が定めた僻地保健医療対策等実施要綱において、僻地医療拠点病院は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に、巡回診療等による僻地住民の医療確保に関することや僻地診療所等への医師の派遣などの事業を行うこととされております。

1回目の答弁で、医療における僻地の定義を申し上げましたが、その定義に基づいた僻地医療に対する取組としまして、垂水中央病院は平成24年12月に僻地医療拠点病院の指定を受け、と同時に、管理運営を行っている肝属郡医師会として、肝属郡錦江町の宿利原巡回診療所へ、週1回、医師を派遣し、僻地住民の診察を行っているところがございます。

また、垂水市内での医療機関がない地域へのこれまでの取組としましては、訪問診療や訪問看護といった在宅医療を行っており、令和3年度実績を申し上げますと、中央地区の一部を含んだ数となりますが、訪問診療が延べ595件、訪問看護が延べ215件の実績となっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。私は現在、比較的健康でありますことから、病院に診察に行く機会は何年もほとんどないところです。今、中央病院の僻地医療についての取組をお聞きしましたけれども、垂水市以外の錦江町でしたか、あっちのほうにも対応していると。

それと、僻地地区については、今の答弁からすれば、診療は595件だったですか、これは中央地区も含めてというような数字で、あと一件は、内容は何だったですか。215件という数字をお聞きしましたけれども、いいです。かなり私の意識からすると、それなりの取組、活動がなされているんだなということが分かったところです。ありがとうございます。垂水中央病院の取組についてはそのようなことだということであります。

次に、オンライン診療の対処、移動診療車の導入の検討も必要ではないかについてでございますけれども、オンライン診療は、先ほど、市でもそういうことを検討しているというようなことございましたけれども、そこで、昨今、オンライン診療という言葉をよく耳にするようになりました。

先日、スマートフォンで垂水市のオンライン診療という言葉で検索してみたら、垂水中央病院が出てきましたので、もう取り組まれているのかと思いつながり電話をしてみました。対応された方の話では、電話での再診からの診療を行っているとのことで、スマホやパソコン、タブレットでの対応は、病院側ではテレビ等の設備経費の面から本格的なオンライン診療設備は行っていないとのことでありました。

鹿児島県の十島村でオンライン診療を行っている聞き、調べてみると、NHKの政治マガジンホームページ、ちょっと古くなるんですけども、2020年5月12日付の記事は、有人の離島が7つある十島村では、看護師はいるものの、医師がおらず、月に二度、鹿児島市の鹿児島赤十字病院と奄美市の県立大島病院の医師が訪れて巡回診療を行ってきました。しかし、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、医師が感染源になるリスクがあり得ると病院側からの申出があり、先月下旬から巡回診療を一時的に停止しています。現在は、テレビ会議システムを使

って遠隔での診療を行っていて、重症患者の場合は、これまでと同様、県や自衛隊のヘリコプターで搬送するということです。

診療を受けた住民の一人は、「私は遠隔でも気にならないが、健康に不安のある人は心細いかもしれない」と話していました。

鹿児島赤十字病院の医師は日々感染のリスクにさらされているため、苦渋の決断だった。一日も早く対面での診療に戻りたいが、遠隔治療の質を高めるチャンスにもしたいとなっています。

次に、移動診療車については、先月15日、奈良県宇陀市で産業厚生委員会の所管事項調査を行い、今議会の初日に報告をしたところですが、再度報告いたしますが、宇陀市は、平成18年に4町村が合併して宇陀市となっています。今年の4月現在、合併後16年間で人口が1万38人減少し、高齢化率は増加し、42.7%であり、今後、75歳以上の後期高齢者の割合はさらに増加すると見込まれているとしている。市立病院があり、僻地医療拠点病院の指定を受けており、垂水市と似通っているまちであります。宇陀市の地域医療の課題として、一つ、地域医療の担い手である開業医の高齢化・後継者不足により、平成30年に3か所の医療機関が閉院により医療空白地ができてしまった。二つ、今後も開業医の高齢化・後継者不足により、同じような地域が増加すると考えられる。三つ、医療介護サービスを必要とする高齢者が増える一方、サービスを提供する医療従事者、介護従事者が減少し、ニーズに対応できなくなるの3点を挙げています。

平成31年に宇陀市立病院地域医療部を開設し、市立病院地域医療部と行政で検討会を発足し、検討会では、公共施設の再利用、診療所の誘致、空き店舗の利用、市立病院までの送迎バスの運用などの案があったが、動く診療所として移動診療車の導入を市長が決断されたとのことであ

ります。

移動診療車の価格は9,650万円で、今年の5月から一日半日の週3日の移動診療を始めており、令和4年度の運営費を2,020万円程度見込んでいます。

移動診療車の利点として、移動診療車を1台購入することで、医療過疎地の公共施設駐車場等に診療所を仮設し、診療することができる。二つ、もし新たに医療需要があっても、希望場所に診療所を仮設できる機動力がある。三つ、災害時にも活用できる。四つ、コロナワクチンなど予防接種も可能。五つ、土地・建物は不要であり、診療所の新設と比較すれば経済的が挙げられているが、垂水市には非常に有効な方策と考えられます。

以上、オンライン診療と移動診療車について述べましたが、オンライン診療は既に検討をなされているということでありましたが、ぜひ検討が必要だと思いますが、見解をお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） オンライン診療、医療診療車の導入の検討につきましてお答えいたします。

まず、オンライン診療についてでございます。先ほどの市長答弁と重なるところはございますが、情報通信ネットワークの高速化が著しく進化している現在、僻地医療において医療を提供するに当たり、オンライン診療を含む遠隔医療は有効な手段であると考えております。

しかし、国は、オンライン診療の適切な実施に関する指針において、特定多数人のために医療を行う場所については、オンライン診療の場合でも病院や診療所として開設しなければならず、管理者として医師を置き、オンライン診療を受ける場所に医師を派遣しなければならないこととされております。

これまでも無医地区である牛根地区への医師派遣につきましては、鹿児島大学や肝属郡医師

会との協議を行ってきておりますが、県内の医師不足が続いている現状においては、医師確保には至っていない現状でございます。

現在、厚生労働省の社会保障審議会医療部会において、先ほど申し上げましたオンライン診療について、規制緩和の議論がなされているようでございますので、国の動向を注視しながら、市長からの指示である課題解決に向けた論点の整理を引き続き行ってまいります。

次に、移動診療車についてでございます。

車両や医療機器の整備は金額が高額となることを考えますと、市の一般財源ではなく、過疎債や病院事業債などの起債を活用して整備を図れば実現可能かと考えますが、移動診療車であっても診察を行う医師や看護師を確保しなければなりません。

垂水中央病院の医師での対応となると、現在の診療体制では、医師が診療に出た日や時間帯は、診療科においては休診せざるを得ない状況が発生するなどの問題が出てくるようございます。

医師確保は大変厳しい現状にありますが、御提案いただきました移動診療車の導入につきましては、今後の本市の医療提供体制の在り方の検討材料の一つとさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。垂水の状況を見ると、北の牛根地区、東の大野原地区、南の新城地区の無医地区の皆様が医療に不安がないよう、有効な施策の実現をお願いして、この件は終わります。

次に、インボイス制度についてでございますけれども、1回目で本市の各会計の対応について聞きましたが、次は、道の駅等の出荷者への対応についてでございますが、1回目の質問の中でも申しましたが、課税売上高が1,000万円以下の法人や個人事業主の免税事業者にも適格請

求書（インボイス）の発行を求められることが予想されるところですが、道の駅等の出荷者は、農業でいえば、多くが小規模農家や高齢者が小面積で栽培した作物を出荷しており、大方が免税事業者であると思われます。牛根の道の駅では、8月に出荷者協議会主催による税務署からの説明が行われましたが、インボイス登録をし、適格請求書発行事業者になると、消費税を納付しなければならず、売上げに係る消費税の計算、資材等の仕入れにかかった消費税の集計をし、売上税額から仕入税額を差し引いた額を納付する義務が出てくることになり、今まで免除されていた消費税の納付と事務の手間が出てきます。

現在、各道の駅からの説明がないところですが、このままであれば出荷者は適格請求書発行者になるために、令和5年3月31日までに登録申請をするか、登録せずに出荷を断念するかの選択をしなければならない状況であります。道の駅がどのような対応をなされるのかお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 道の駅等の出荷者への対応につきましてお答えいたします。

本市の道の駅たるみずを運営する株式会社さつき苑並びに道の駅たるみずはまびらを運営する垂水未来創造商社に対しまして、インボイス制度導入に伴う出荷者への対応についてお伺いいたしました。

両道の駅ともに、共通した考え方として、法令を遵守することは当然であるが、道の駅に並ぶ商品は地元の特産品を中心とした商品であるべきであり、現在出荷していただいている零細農家や小売業者様がインボイス制度導入により負担がかかり、出品できないような事態は避けなければならないという強い思いがありました。

このことは、本市以外の道の駅においても懸念されており、鹿児島県道の駅駅長会並びに九州道の駅駅長会でこれまで何回も勉強会が開催され、対策を検討されているとのことでござい

ました。

登録の期限が迫る中、出荷者の皆様が不安に思われる気持ちも十分に理解しておりますが、道の駅運営者として、現在の出荷者様が引き続き出品できるような方針の下で対策を準備されている段階でございます。

なお、森の駅たるみずにつきましては、運営者のディセットボンドは登録事業者であり、取引されている全ての事業者においても登録事業者でありますことから、インボイス制度において問題はないようでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。何とか現在の出荷者の皆さんが出荷できるように検討がされているというようなことでございました。

インボイス制度には、交付義務の免除、いわゆる特例が設けられております。交通機関等である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限る）となっていることや、出荷者が卸市場において行う生鮮食料品等の譲渡、生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡などの場合であります。

また、11月26日の南日本新聞には、「シルバー人材センターは、インボイス制度が導入されると、消費税負担が発生し、運営が困難になると指摘されていることから、政府与党がシルバー人材センターを介して働く人の契約形態を見直す方向で検討している」との記事が掲載されておりました。

道の駅は9月8日現在で全国に1,198の駅があり、一般社団法人全国道の駅連絡会が設置されており、令和3年10月21日時点では、尾脇市長は理事となっております。このような連絡会の場で、ただいま申し述べた特例等のような対策の協議をされ、政府に要望等はできないかお聞きします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 九州・沖縄
「道の駅」連絡会の考え方につきましてお答え
いたします。

本年7月に本市で開催されました九州・沖縄
「道の駅」連絡会通常総会におきまして、イン
ボイス制度導入延期決議案が議案として提案さ
れております。

議案内容といたしましては、令和5年10月か
ら全ての事業者を課税業者とするインボイス制
度の導入を延期し、時間をかけて対策を検討す
る猶予を頂きたいということであり、問題点と
して、中小企業や零細農家・漁家に大きな負担
が生じる。免税事業者から課税事業者になるた
めの補助金制度が不鮮明。段階的方法が必要で
あるなどが挙げられております。

本市だけではなく、全ての道の駅において、
出荷者協会員であります中小企業や零細農
家・漁家などに負担が生じ、無人販売所などに
流れる可能性があり、納品する事業者が減少す
ることにより、今以上に品薄状態になることが
想定されますことから、全会一致で議決され、
本年8月に九州・沖縄「道の駅」連絡会から国
會議員で構成される道の駅議員連盟へ陳情され
たところでございます。

九州・沖縄「道の駅」連絡会におきましては、
各道の駅の状況を踏まえ、対策を検討されます
ことから、本市といたしましても、連携して対
応していきたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。よろ
しくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうご
ざいました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたし
ます。

次は、14時30分から再開いたします。

午後2時18分休憩

午後2時30分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

次に、1番、新原勇議員の質問を許可します。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 今年も千本イチョウの散策に
土日祭日には朝早くから数多くの方が市外から
見受けられています。11月13日のたるみず綱引
フェスティバルに私も見学に行かせてもらいま
したが、中央に日本、ベトナム、インドネシア、
フィリピンの国旗があしらわれ、綱を引く応援
にも熱気にあふれ、マイ国旗の旗を振りながら
の応援に実習生の皆さんも楽しい交流になられ
たと思われまます。

また、市内においては、定住促進政策やリフ
ォーム促進事業などを使い、あちらこちらに新
築の現場やリフォームの現場が見受けられます。
一人でも垂水に定住されることを期待します。

そして、こもんそ商品券の対面販売も、今月
の4日から対面販売が始まりましたが、もう二、
三日で完売をしそうな勢いです。2億4,000万
円が市場に出回り、年末年始の商工業の活性化
につながることを期待します。

それでは、議長の許可を得て、事前に通告し
ておりました質問に入ります。関係各課、よろ
しくお願いいたします。

今回、久々に大きな台風14号が上陸しまし
たが、幸い、垂水市では大雨とならず、大きな山
の崩れや川の氾濫などが少なく、農業のほうで
は、芽を出した豆類が植え直しになるほど被害
がありましたが、現在は順調に育っています。

しかし、インフラにおいて、あちこちで停電、
そのおかげで集落水道の断水、また、私の住ん
でいる潮彩町も48時間停電を余儀なくしました。
復旧の早い場所もありましたが、広域の停電に
おいて、九州電力から市のほうへの伝達はどの
ように来ているのかお聞かせください。

次に、有害鳥獣・害虫駆除について、特に高

峠のイノシシの掘り起こしの被害には、農業をされている方は頭の痛い思いです。被害は高峠だけでなく、防護ネットの周りなども掘り起こしています。現在、狩猟期間中ではありますが、現在の被害状況と駆除数についてお聞かせください。

垂水市のPRについて、交流人口から関係人口の増大を目指していますが、その中で一番、垂水の魅力を感じている人、そして、ふるさとに恩返しをしたい人、様々な思いがあり、ふるさと納税を利用して垂水市の物品を購入されます。唯一、自主財源を大きく増やすことのできる制度です。年度末に駆け込みがあるとは思いますが、現在の達成率と件数をお聞かせください。

介護要支援の人の支援について、今回、90になろうとする御婦人が、ぼけもないし、身の回りはできるけど、力がない。遠くまで歩けないと、掃除機も重くて振り回されるようになったと、周りの方に相談されているようです。国民年金生活者で、電気代・水道代を払うと4万少して生活しているという方に対して、介護要支援の人の生活支援にどのようなサービスがあるかお聞かせください。

昨今、病院を狙ったサイバー攻撃で身代金要求のニュースが新聞や報道などがありますが、垂水中央病院ではハッカー対策についてどのように防御しているのかをお聞かせください。

期日前投票について、各議員がいろんな方向から質問をされていますけれども、支所での期日前投票は何がネックになるのかお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（濱 久志） 停電時の市への伝達につきましてお答えいたします。

本年9月17日から19日にかけて本市に接近しました台風14号の影響により、大隅半島を含む県内広範囲に及ぶ大規模な停電が発生しました。

本市では、9月18日の午前中から市内各地区で停電が発生し始めました。

このため、本市では、九州電力送配電株式会社のホームページにより、九電送配電が設備被害の確認後に順次復旧作業を行うこと、また、本市の大字ごとの停電状況や停電戸数等を情報収集したところでございます。

その上で、本市としましては、停電の長期化による集落水道の断水をはじめ、市民生活への影響が大きいことから、九電送配電に対し、早期の復旧を市長自らが強く要請し、一方、九電送配電鹿屋の所長からも、市長に対しまして、復旧に向けた作業の進捗状況等について逐次報告がなされたところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 現在の被害報告と駆除につきましてお答えいたします。

本市の有害鳥獣の被害金額は、令和2年度336万3,000円に対し、令和3年度が308万6,000円と、27万7,000円減少しておりますが、イノシシによる被害は、作物への食害だけでなく、農地等の掘り起こし、土手や水路、道路等を崩すなど、農業基盤へ掘り返し被害が発生しており、大きな問題となっております。

掘り起こしについては、昨年からの苦情が寄せられておりますが、相談があった場合は現場を確認し、場合によっては猟友会に御協力いただき、パトロール巡視やわな設置をしていただくなど、鳥獣被害防止に努めているところです。

被害のあった場所によっては、農業への影響や防災の観点から復旧作業を必要となることから、現場を確認し、その都度、復旧作業を実施しているところです。

また、農作物の被害を軽減する施策を検討するため、猟友会や地域との意見交換を行い、寄せつけない環境づくり、侵入を防止する取組、個体数を減らす取組の3つを軸として、イノシシの隠れ家や餌をなくすなど、鳥獣被害を防止

する対策を実践しております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） ふるさと納税の現在の達成率についてお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、ふるさとや自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設された制度でございます。

制度開始時は約1,500万円ほどでありました本市への寄附額でございますが、多くの皆様からの御支援により、令和元年度から3年連続で12億円を超える寄附額を頂いているところでございます。

今年度のふるさと納税につきましては、11月30日現在、寄附額が約6億4,700万円、寄附件数が約3万5,300件となっており、対前年度比での達成率につきましては、寄附額が約92%、寄附件数が86%となっているところでございます。

対前年度比を下回っている理由としましては、他自治体におきまして、本市の人気返礼品の類似返礼品が本市よりも安価な寄附額で設定されていたことが考えられるところでございます。

その事実を確認して以降、返礼品事業者の御理解を得て、今年8月に寄附設定額を改善したところ、寄附額におきまして、対前年度比が10%ほど回復してきたところでございます。

ふるさと納税は、行政サービスをより充実・向上させる各種事業等の貴重な財源でありますことから、引き続き、本市公式ウェブサイトの充実や寄附者へのダイレクトメール、各ポータルサイトにおける広告等を有効に活用し、より一層の寄附額向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 要支援者の生活支援に市民サービスはどのようなものがあるかにつきましてお答えいたします。

初めに、介護保険制度上での答えとなりま

す。

まず、要介護認定において、要支援1及び要支援2の判定を受けた方につきましては、施設サービスを利用することは難しいところがございますが、その他の在宅サービスや地域密着サービスにつきましては、特殊ベッドや車椅子など、一部の保険給付で対象外がございますが、その他につきましてはおおむね制度上は制限がないものと考えております。

しかしながら、介護サービスを利用するに当たり、介護保険の理念として、身の回りの介護だけでなく、本人の自立をサポートする自立支援が基本となっており、本人の身体状況や生活環境などを参考に、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成するケアプランに基づき、必要なサービスを提供することになっております。

そのため、日常生活動作がほぼ自分で行うことができる要支援の方の生活支援に係るサービスといたしましては、御自宅の掃除やごみ出しなどの生活支援ではなく、日常生活動作について何らかの支援が必要としなくなるよう、生活行為を向上させる機能訓練や介護予防を目的とした療養上の世話などを行う訪問看護などになるものと考えております。

以上でございます。

引き続きまして、垂水中央病院におけるセキュリティ対策の状況につきましてお答えいたします。

まず、警察庁が令和4年9月に発表した「令和4年上半年期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によりますと、国内におけるサイバー攻撃はランサムウェアによる感染被害が多発しているとのことでございます。

御承知のとおり、ランサムウェアとは、端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復元する対価として金銭を要求する不正プログラムでございます。

このランサムウェアの感染経路については、同じく警察庁の資料によりますと、外部との通信機器となる通常のインターネット回線により、セキュリティが高い仮想専用線、いわゆるVPN機器からの侵入が半数以上を占めているようでございます。

そのような中、御質問の垂水中央病院での対策でございますが、外部との通信機器であるVPNルーターにつきましては、セキュリティ対策のため、常時開放せず、通常は外部とのネットワークを遮断し、院内の電子カルテシステムなどがサイバー攻撃を受けないよう対策を行っているところでございます。

電子カルテシステムを外部のネットワークへ接続する必要がある場合には、申請書を提出することとなっており、セキュリティチェックを行いながら、一時的にVPNルーターを開放する運用を行っており、患者様の個人情報が外部へ流出することがないよう対策を行っているところでございます。

また、電子カルテシステムなど、院内ネットワークからのデータ持ち出しに対する対策につきましては、通常はシステムからのデータ外部出力は行えない仕様となっておりますが、医師などが研究や学会発表などでシステム内のデータを活用する場合がありますことから、その際にはデータ出力の申請を提出の上、システム管理者が個人情報を消去した形でのデータ出力を行っているところでございます。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（松尾智信） 支所での期日前投票は何がネックになるのかについてお答えいたします。

本市において期日前投票の増設を実施するに当たっては、人員確保や投票スペースの確保、二重投票の防止などの課題があることは、令和3年12月議会における堀内議員からの一般質問への答弁のとおりでございます。

この中で、両支所におきましては、基幹系システムを利用することで、極めて限定的ではありますが、課題がクリアできるようでございます。

ただし、令和4年6月議会でも新原議員に答弁いたしましたとおり、運用面において様々な課題もあります。

期日前投票所来所者への質疑応答、代理記載者への対応、引き続き証明の確認など、特殊なケースがあるため、現在、正規職員が対応していますが、これは選管事務所と期日前投票所が近接しているため可能であり、両支所に期日前投票所を設置することとなりますと、正規職員が支所に張りつくこととなり、その間、選管事務所での来客対応、電話対応、兼任の相談係窓口対応、電話対応にも支障が生じることとなります。また、投票用紙の補充対応、投票箱の保管についても、選管事務所と期日前投票所が近接していることにより、安全で迅速な対応が可能となっているところでございます。

それに加えまして、人員確保の課題がございます。期日前投票所を実施する場合、事務方として少なくとも受付係、名簿対象係、投票用紙交付係の3名が必要最低限の人員となります。また、これらに加え、国政選挙や同日選挙となった場合、投票用紙が増えるごとに投票用紙交付係の増員、状況によっては案内係を増員しなければならないことが想定されます。

現在、本市の期日前投票所は、別館裏駐車場に1か所設置しておりますが、期日前投票期間中は土曜・日曜・祝日等の休日は関係なく、朝8時30分から夜8時まで継続して開設することとなっておりますので、必要最低限の人数に加え、交代要員も含め、毎回5名から6名の会計年度任用職員を雇用し、対応しているところでございますが、選挙事務は、毎年、雇用期間が一定しているわけではなく、また、雇用期間としても短い上に、夜間・休日の出勤もあるため、選挙の

都度、その募集、人員確保には大変苦慮しているところでございます。

このほかにも、期日前投票管理者1名、期日前投票立会人2名も事務方同様、期日前投票所の数だけ確保する必要があり、期日前投票期間が長くなれば長くなるほど確保は難しくなると考えられます。

このように、両支所において期日前投票を実施するに当たっては、事務方、投票管理者、立会人の人員確保が最大のネックになると考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 それでは、一問一答方式で2回目の質問に入ります。

今回、台風14号を振り返って、停電・断水について、九州電力の送電部分と市長も踏まえていろんなやり取りがあったと伺いました。今回、その中で、早く電気がついたところ、時間がかかったところがあります。その中でも、今回、集落水道を使っているところから停電になったら水道も使えなくなった地区がまた何か所かありました。市の対応で、タンクを積んで職員が配送していた場面もありましたが、電気がいつ開通するか分からない状況では、早く発電機を借り上げ、集落水道の電源確保を目指していただきたい。これは要望としてお願いします。

次に、避難所への事前対策はどうだったのか。発電機やガソリンなど、反省することがあればお聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 避難所など、事前対策はどうだったのかにつきましてお答えいたします。

発電機と燃料携行缶は、指定避難所となる各地区公民館などに非常用電源として配備し、保管していただいております。

発電機につきましては、平常時の点検機会をつくっていただいている施設の発電機に関しましては、停電発生時の非常用電源として問題な

く利用されたところでございます。

一方で、当日不調であった発電機もあり、この場合、開設していない施設の発電機を持ち込むなどの対応を行ったところでございます。

反省点はこの御質問ですが、使用において機材に慣れていない職員もいたことから、使用方法の説明会の実施や使用法を機材に貼り付けて表示するなどの工夫も今後行いたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 発電機、各小学校にも入っているといます。使っているところは大丈夫ですけれども、本当使われていないところは、職員の方も発電機をほとんど使う機会が少ない人は、宿直をされたりしますので、先ほど申しましたとおり、発電機のかけ方の要領を写真で撮ったやつを常時つけておくと、それを見ながら作業ができますので。また、職員が不慣れな方であれば、住民の方も手伝って一緒にかけることができますので、そういうことを常時、写真を撮ったやつをつけて、説明書をつけておいてください。

また、備蓄するガソリンの目安は冷暗所で半年ぐらいですので、半年たったらガソリンを公用車に入れて使うなどして、常時、半年に1回はガソリンを備蓄するように要望をいたしたいと思っております。

次に、LPガスを使った避難所の作り方についてですが、今回の停電が長くて、二日で済みましたが、2019年の千葉県で台風15号での災害では、電力の復旧が最高19日かかった地域もありました。

千葉県いすみ市においては、電力会社からの送電がストップして長期停電が起きたとき、地域全体から電力を太陽光などで賄う小規模電力も、地域ごとに分散して供給できる電力の地産地消と言えるマイクログリッドを採用していますが、いろんな方法がある中で、単体としての

避難所としてLPガスのほうが使い勝手がいいのではと私は思っています。

また、今回補正予算に出ている福祉施設への自家発電設備費がありますが、これはLPガスの発電機と聞いています。お風呂や炊き出しなどができる避難所では、LPガスの発電機は有効だと思われませんが、いかがお考えかお聞かせください。

○総務課長（濱 久志） LPガスを使った避難所づくりの考え方につきましてお答えいたします。

各指定避難所には、ガソリン燃料の発電機を配備して、非常時に使用することとしております。

LPガスの発電機の使用につきましては、施設側への専用の配管設備等の工事も新たに必要になること、また、現在使用しているガソリン燃料の発電機で一定程度の対応が可能と考えられることから、現時点においては、LPガス発電機の使用は考えていないところでございます。

しかし、災害時において複数の非常用電源を確保することは、避難所の機能向上の一つとなると考えられますので、今後の参考とさせていただきます。

以上でございます。

○新原 勇議員 最近の台風は、気候変動もあり、超大型になっています。災害が起こらないことが一番いいのですが、電力・水道をいかに確保するか、他自治体や国の補助金を見ながら垂水市に合った対策をお願いします。

避難行動要支援者避難支援についてでございますが、避難について、令和3年5月から災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。垂水市でも今年の8月に避難行動要支援者避難支援等プランができました。今回、要支援者の福祉避難所に避難された方は何人だったのかお聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 要支援者の施設避難は何人だったかにつきましてお答えいたします。

本市では、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、災害時に要支援者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定に基づき、避難を希望される方の受入れを社会福祉施設等に要請しております。

今回の台風14号では、4名の方が避難されております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ちょっとこれ、個別避難計画の対象者、垂水市内、何人いるのか、また、台風などでどのように対象者へアプローチをされたか、少しお聞かせくださればと思います。

○総務課長（濱 久志） ただいまの御質問ですが、今、手元に資料を持っておりませんので、後もってということでもよろしいでしょうか。

○新原 勇議員 個別要支援者はたくさんいるという話を聞きました。また、打合せの中で少し福祉のほうから、要支援者にどうされますかという電話でアプローチをされたと思います。その中で、皆さんが今回けがもなく過ごされたことが一番ですので、要支援者の方には漏れなく連絡が行けるようによろしく願いいたします。

また、中俣川の復旧及び改修についてですが、台風14号の影響で、旧線路跡地から上流の川土手がえぐられております。また、旧線路跡地の上の頭首工の1つ目から3つまでの間に暖竹などが茂り、川幅を圧迫していますが、現在の改修予定や除去等はどのようになっているかお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 中俣川の復旧及び整備につきましてお答えいたします。

まず、中俣川右岸の復旧につきましては、本年9月の台風14号通過後の災害調査におきまして被災が確認されたため、大隅地域振興局へ情報提供を行ったところ、本年の災害復旧で対応

するとのことでした。

次に、暖竹の除去でございますが、中俣川全体の寄り州除去につきまして、堀内議員や地元の皆様より要望を頂き、振興局へ除去のお願いをいたしました。

本年度の寄り州除去につきましては、国道から旧国鉄跡地までの寄り州除去が計画され、既に発注したとのことでございます。

今後はさらに上流部につきましても現地を確認し、寄り州除去が必要な箇所や暖竹の除去につきましても要望することとしております。

以上でございます。

○新原 勇議員 中俣川については、県の管轄地域ですので、ぜひ予算を確保してよろしくお願ひします。ここは、地元の人からいえば、川は狭いけれども、すごい危ないと言われておりますので、早急な対策をお願いいたします。

次に、イノシシの掘り起こしですが、春に生まれたウリ坊も今の時期は大きくなり単体で動いています。侵入に対しては鉄柵ネットなどで防御して来ませんが、掘り起こしについては彼岸花の密植が有効であると、具体的データもあります。彼岸花の球根には毒があり、鼻のいいイノシシが寄りつかないそうです。

そこで、彼岸花の植栽のモデル地域をつくり、垂水で実証検証していく考えはないかお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 彼岸花の植栽のモデル地区につきましてお答えいたします。

彼岸花は、近くに生える植物の発芽や成長を邪魔する植物生育阻害活性が強いため、田んぼのあぜ道や土手の雑草対策として植栽されてきました。

全国的な鳥獣による農作物被害が後を絶たない状況の中、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構によりますと、冬季の緑草を抑制し、掘り起こしの被害が軽減する管理技術を公表しております。また、土手の一面にびっしり

と植栽することで、掘り返す回数が減ったという報告もあるようです。

モデル地区での検証は考えていないところですが、農家に協力いただき、現在発売されている忌避剤について検証を行っているところです。

議員御提案の彼岸花については、掘り起こし軽減に有効であると考えておりますので、地域ぐるみで環境保全に取り組んでいる組織等に情報を提供するなど、被害軽減に取り組んでおります。

以上でございます。

○新原 勇議員 忌避剤もいいんですけども、こういう花でできるということは、こういうことを農業委員会でも、道路沿いの畑に彼岸花を植えれば、彼岸花ロードとして花見もでき、また、増えた球根を農家に還元できます。また、農家の方も彼岸花に効果があると分かれば、率先して自ら彼岸花を植えられ、あっちこちの畑が時期となれば彩られ、風物詩になると思われまますので、ぜひ検討してみてください。

次に、キオビエダシャクの被害防止対策についてですが、駆除用薬剤の無料配布が11月30日で締め切られました。例年、梅雨時期にこれは発生をしています。今年は特にひどかったと思われまますが、来年の春にまた薬用散布用の無料配布があるかお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 来年度、薬剤散布予定につきましてお答えいたします。

イヌマキの葉を食い荒らすキオビエダシャクは、昨年度から県内の各自治体で異常発生し、本市では今年度から異常発生しております。

この害虫は、約2か月で卵から成虫のサイクルを繰り返すため、発生ピークは春から秋にかけて3から4回となります。

このようなことから、初期対策として、イヌマキを確認し、いた場合の効果的な薬剤散布による被害防止等の広報の周知に努めたところですが、

次の対策として、一斉防除が有効な手段であることから、地域ぐるみで防除作業に御協力いただける振興会を対象とした事業を創設し、薬剤の無料配布と噴霧器の無料貸出しを10月から開始したところです。

11月末現在、17振興会より申請があり、126世帯に薬剤を配布し、一斉防除に御協力いただいているところです。

来年度の実施につきましては、今年度の事業効果等を勘案しながら、今後検討してまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 キオビエダシヤクは、冬にマイナス3度が1週間ぐらいたれば今回のさなぎはせん滅すると言われておりますけれども、また来年発生が多くなったとき用に、ぜひこの薬剤配布の予算を確保していただきたいと思います。

垂水市のPRについて、ふるさと納税についてですけれども、現在、達成率もいいようです。動向を見ながら見直しをされて、またそれが上がってきたということで、常にいろんなことをチェックしながらまた進んでいかれてください。

ふるさと納税につきましては、さらなる垂水の魅力がある産物を増やし、こういうことはできないかと考えつつ、観光協会や漁協、JA、商工会などが協力し、ふるさと納税の魅力を発信していただきたい。

次に、ゆるキャラのたるたるの活用についてですが、現在、グッズ等を含め、商品の活用など、利用数はどのようになっているのかお聞かせください。

○企画政策課長（二川隆志） たるたるの活用と利用数についてお答えいたします。

垂水市公式イメージキャラクターであるたるたるにつきましては、平成26年度に垂水市イメージアップ事業により、ふるさと応援基金を活用して誕生した水色の妖精キャラクターでござ

います。「みんなから愛される我がまちのイメージキャラに」を制作コンセプトとして、36の都道府県から集まった460の応募作品につきまして、市民で構成された垂水市公式イメージキャラクター選考委員会による予備選考と第1次選考を経て、市内全小中学校や広報たるみず等による市民人気投票の第2次選考会を実施し、最終的には同選考委員会から提出された提言書に基づき、市において決定したところでございます。

着ぐるみが完成した平成27年4月以降、関東及び関西垂水会や関西かごしまファンデーなど、県外でのイベントにおきまして、本市の特産品や観光地などにつきまして、かわいらしい仕草等を交えながらPRしているところでございます。

市内におきましても、たるみずふれあいフェスタ夏祭りや秋の産業祭、幼稚園や保育園でのイベント等へ参加し、子供たちをはじめとする市民の方との触れ合いを通じて、心安らぐ楽しい空間の提供や郷土愛の向上に努めているところでございます。

利用数でございますが、平成30年度は20回、平成31年度は15回、コロナ禍の影響を受けた令和2年度は3回、令和3年度は6回、徐々にイベントが再開され始めた令和4年度は本日時点で11回のイベントに参加しているところでございます。

また、たるたるの関連グッズでございますが、本市におきましては、LINEスタンプの作成や各公園の遊具として制作することで露出を高め、たるたると触れ合う機会を創出したほか、シールやクリアファイル等のノベルティーを作成し、関係者等に対しておもてなしとして配布しているところでございます。

加えまして、市内外の事業者と連携した関連グッズの制作を実施しているところでございます。例えば、道の駅たるみずはまびらで販売さ

れているたるたるが記載された黒豚ラーメンやたるたるロシアクッキーなどは、ふるさと納税の返礼品としても登録されているところがございます。このほかにも、たるたるが描かれたコースターやちりめん布で作成した人形等の商品開発、垂水産農産物の出荷時において、化粧箱や袋へ、たるたるのシールを貼り付けていただくなど、多くの業種におきまして御活用くださっているところがございます。

今後につきましては、多くの方や事業所における活動推進やPRにお役立ていただけるよう、本市公式LINEアプリや公式ウェブサイト等において使用条件等を積極的に周知し、たるたるの活用促進と本市のイメージアップに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 新原議員の先ほどの質問の関係、要支援者名簿に登載されている人数です。550人、現時点では登載されております。

以上です。

○新原 勇議員 たるたるについては、垂水のゆるキャラですので、ぜひPRをしてほしいと思います。

それで、ここの窓口でもそういうグッズがもし売れるようであれば、窓口での展示とか、そういうことをして市民の方にも広く認知をしてほしいと思います。

そして、たるたるが生まれてもうすぐ10年ですので、そこをちょうど10歳の小学生と、半成人式じゃないですけども、何かそういう楽しいイベントも考えてもらいたいと思います。

次に、ロータリーの看板と周りの緑地帯についてですが、昔はフェリーなどが大隅の玄関口として皆さんを迎え入れていた場所ですが、今、そのような活気はありません。

ロータリーの看板も上から「朝読み、夕読みの聞こえるまち」、「県指定モデル地区」、

「花と溪谷と温泉のまち」、「垂水市歓迎」と、字がとてもかすれて古びています。せっかく花はお金をかけてきれいにされていて、真ん中のどんとした看板の古さが台なしにしているように思われます。

また、周りの緑地帯も草が茂って、何回か草刈りをされていますけれども、これもどうにかしてもらいたいと思います。例えば、芝桜を植えるとか、そういう考えはないかお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） ロータリーの看板と周りの緑地帯につきましてお答えいたします。

現在、ロータリーは、花いっぱい運動として年間を通じた維持管理作業を行い、年2回の植え替えにより季節の花が咲き、市民の皆様の癒やしの場として好評を得ているところでございます。

その中央にある看板につきましては、数十年前に設置してあり、経年劣化により色が薄くなっている状況となっておりますことから、まずは現状を確認し、調査することが必要であると考えております。

また、ロータリー周辺緑地帯につきましては、草刈り、清掃管理など、定期的な維持管理は実施しておりますが、常に草のない状態にすることはなかなか困難な状況でありますことから、議員が言われます草が生えないように芝桜を植えるなどの方法を含め、専門業者に相談するなど、費用対効果を見据えた対策の必要性についても検討したいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 私は看板の文字も変えてほしかったんですけども、朝読み・夕読みについては終原地区がまだ行っているという話を聞いてびっくりしています。いいことですので、これからも続けてもらいたいです。水産商工観光課には、ぜひ予算を確保して看板や緑地帯もき

れいにしてください。

次に、ジオパークの取組と進捗状況についてですが、鹿児島県は霧島ジオパーク、桜島・錦江湾ジオパーク、三島村・鬼界カルデラジオパークと3つのジオパークがあり、垂水市は始良市と鹿児島市と連携し、桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会に属しています。垂水市において、現在の取組・進捗度をお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） ジオパークの取組と進捗度につきましてお答えいたします。

令和4年度の具体的な事業の取組としましては、令和3年度に引き続き、観光振興事業としてスタンプラリーやジオツアー、教育事業として小学生を対象にしたスケッチコンクールや副読本の改正等を実施しております。

なお、スケッチコンクールにつきましては、桜島・錦江湾ジオパークの魅力を知り、自分たちの住んでいる地域を再認識するきっかけづくりとして実施し、本市からは過去最高の46作品応募があり、入賞作品42点のうち、本市児童の9作品が入賞するとともに、多くの入賞作品を出品した学校に贈られる学校賞に、垂水市立垂水小学校が選出されたところでございます。

本市におきましては、ジオ資源パトロールなどの活動を通じて、ジオサイトの適切な保護・保全に努めているほか、森の駅たるみずずにおいては、ジオカフェ、ジオ講座など、市民の皆様が気軽に参加し、身近に感じていただけるような活動も実施しているところでございます。

また、令和4年9月28日に開催されました第46回日本ジオパーク委員会におきまして、霧島ジオパークエリア拡大が認定されましたことから、桜島・錦江湾ジオパークとしての取組を進めつつ、ユネスコ世界ジオパークの認定を目指し、霧島ジオパーク事務局とエリア統合に向けた協議を進めていく計画となっております。

桜島・錦江湾ジオパークにつきましては、引き続き、鹿児島市、始良市と連携し、観光・交

流の推進、自然科学への認識の向上、郷土への愛着や誇りの醸成などを図り、このような地域と一体となったジオパーク活動の取組を推進することで、ジオパーク活動を通じた持続可能な地域づくりを目指し取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ジオパークとはまさに、ジオは地球、パークは遊ぶ、ジオに関して様々な自然遺産、例えば、地層、岩石、地形、断層などを含む自然豊かな公園として、または、関わる遺産を保護し、研究に活用し、自然と人間との関わり合いを理解する場所として整備をする。先ほど課長が言われたとおりだと思います。

また、新たな観光資源として、地域の皆さんに振興を生かすという定義もあります。先日、東川隆太郎さんの話を聞く機会が市長と水産商工観光課長もありましたけれども、桜島を語るなら垂水へ行けと。桜島の過去の噴火の回数断層で分かるのは垂水だけとか、麓集落の面白さとか、牛根麓の珍しい地名や埋没鳥居など、住んでいる我々も当たり前のことが観光に変わります。ジオにちなんだ商品開発など、水産商工観光課には頑張ってもらいたいと思っております。

1つのお願いですが、桜島・錦江湾のジオパークのホームページは鹿児島市がつくって、そこに垂水市もリンクが貼られているんですけども、垂水市を押したときに垂水市のホームページになるんです。それを垂水のジオパークに直接できるようにお願いしたいと思います。

また、その中には、ジオパークに関して10問の子供へ博士認定書になる問題があります。親子でこの問題を解いてもらおうと、全問正解だと子供は認定博士書というのがもらえます。子供たちに挑戦してもらいたいと思います。そして、ここにも書いてありますように、家族や友達にもジオパークのことを広めてくださいと書いて

ありますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、介護要支援の人への支援ですが、自立を促す支援は分かりますが、だんだん年老いていく人たちに自立をしてくださいと、なかなか言えない状況です。

それで、現在、75歳で介護要支援者は何人いるかお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 75歳以上の要支援1及び要支援2の人数につきましてお答えします。

垂水市の要介護認定者数は、直近の令和4年10月分、介護保険事業状況報告の数字でお答えしますと、合計で1,042名でございます。そのうち、65歳以上75歳未満の前期高齢者は106名、75歳以上の後期高齢者は920名でございます。

その中で、御質問の75歳以上の要支援1の方は103名、要支援2の方は95名となっております。

以上でございます。

○新原 勇議員 垂水は高齢化率が高いので、これだけの人数があるというのは理解はできますけれども、それでもただ支援が本当に少ないというのは実感をいたしております。

その上で、現在、ボランティアポイントで参加している団体数と人数、また、補助金についてお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） ボランティアポイントに参加している団体数及び人数と補助金につきましてお答えします。

保健課におきましては、国の方針に基づき、地域の一人一人が尊厳と希望を持って多様な社会への参画の機会を得ながら、縦割りや支え手・受け手という関係を超越して地域づくりを推進していく地域共生社会の実現に向けて様々な事業に取り組んでおります。

その一つとして、住民一人一人の生きがい、社会参画の機会としての地域のボランティア活動を活発化することを目的とした元気度アップ

ポイント事業を実施しております。

この事業は、登録した個人やグループで最低1時間以上のボランティアをした人に対してポイントを付与し、その蓄積されたポイントに応じて商品券と交換できる制度でございます。

また、この事業は、3名以上で、かつ高齢者が半数以上を占めるグループにポイントを付与する元気度アップグループポイント事業、サロン等でボランティアを個人で行う元気度アップ事業、介護施設での食事の支援や清掃等を個人で行う介護人材確保ポイント事業の3つに分類されております。

それぞれの令和3年度の実績につきましては、まず、元気度アップグループポイント事業では、登録団体は23団体で、参加者は253名でございました。活動内容としましては、立哨やごみステーションの清掃等で、補助金額総額は108万8,000円でございます。

次に、元気度アップ事業では、登録者は33名で、参加者は7名でございました。活動内容は、サロン等の手伝い等で、補助金実績額は2万8,500円でございます。

最後の3つ目の介護人材確保ポイント事業は、登録者は33名で、参加者は1名でございました。活動内容は、介護事業所で清掃・食事の手伝いで、補助金実績額は3,000円でございます。

なお、令和3年度は個人での参加が少ない状況でございますが、これは新型コロナ等の影響で、地域で行われるサロンの開催が少なかったことや介護事業所が感染防止対策のため外部の受入れを制限したことなどが大きな要因となっております。

以上でございます。

○新原 勇議員 これはなぜ聞いたかという、次のごみ出しと市独自の支援を支える生活支援制度をつくることができないかに関連するもので、元気なお年寄りを含めた方がこういうごみ出しの持ち出しとか、そういうことはできない

かということで聞いたわけで、現在、お助け隊とかサロンとかでほとんど募集に近いボランティアグループで活動されている団体もあります。こういうボランティアポイントのグループを元気な高齢者を中心にこういう方々を巻き込んで活動資金を少し市が援助して、市独自として支援が手が届かない人のための政策をできないかお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） ごみの持ち出し等の市独自の取組制度ができないかにつきましてお答えします。

垂水市の高齢化率は、令和4年10月末現在では44.99%と、国の少子高齢化の流れと同様に、高齢化に一層拍車がかかり、少子化による担い手が減少してきております。

国は、地域包括ケアシステムの構築の柱の一つとして、地域の中でつながりを持って高齢者を支える仕組みづくりを推進しております。

本市におきましては、その地域の中で高齢者を支える仕組みづくりである生活支援体制整備事業の中で、地域の課題を地域で解決できるよう、話し合いを行う場として地区公民館単位で協議体を設置して、地域のボランティアによって困り事を解決できる取組を支援しているところでございます。

現在、それぞれの地域によって仕組みづくりの進行状況に差はございますが、積極的なところでは、見守り隊や議員が言われましたごみ出し支援につきましても実施しているところもございまして、この取組が市内全体に広がるよう、引き続き支援を継続してまいります。

以上でございます。

○新原 勇議員 時間もだんだん押し迫ってきましたけれども、先ほどのように、高齢化率が全国平均より15ポイントぐらい垂水市は大きいわけなんですけれども、介護要支援者が多くなっていますので、そのためにも地域での目配りができる制度を、特に中央地区が少ないので、

そこをよろしく願いいたします。

中央病院のハッカー対策についてですが、2つ同時に聞きます。

もし被害に遭ったときに、対策費用はどちらが負担するのか、また、対策用の保険に入っているのかお聞かせください。

○保健課長（草野浩一） 被害に遭った際の費用負担につきましてお答えいたします。

御承知のとおり、垂水中中央病院は、指定管理者として公益社団法人肝属郡医師会が運営を行っております。そのため、垂水中中央病院を適正かつ円滑に管理運営をするための必要な基本事項につきましては、基本協定を締結しているところでございます。

御質問の被害に遭った際の費用負担につきましては、その協定書に不可抗力による損害等の負担として定められており、その中で、そのような状況が発生した場合には、損害状況の確認を行った上で、市と管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとされております。

そのようなことから、サイバー攻撃による被害に遭った場合には、その被害状況や被害額等に応じ、費用負担について、まずは市顧問弁護士に相談した後に、市と管理者との協議を行うものになると考えております。

以上でございます。

引き続きまして、サイバー攻撃に対する保険につきましてお答えいたします。

サイバー攻撃による損害賠償責任や復旧に要する費用は高額となることから、その費用を補償する保険商品が損害保険会社などから出されているようでございます。

垂水中中央病院においては、指定管理者側で資料収集などを行い、保険加入の検討も行っているようでございますが、現時点では保険加入は行っていないとのことでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 保険には入っていないということですが、中央病院は市の中核を担う病院でありますので、サイバー攻撃の被害により診察や診療がストップしないよう、万全を期してもらいたいと思います。そして、保険がどのくらいかかるのか調査をして、市としての対策も考えてもらいたいと思っております。

次に、期日前投票についてですが、職員の人員不足を一番に挙げられましたが、今回、総務文教委員会の所管調査で訪れた兵庫県の神戸町では、選挙期間中、各課から職員を融通して10名ほどで運営をしていました。平日に職員を出せないなら、日にちの長い国政・県議選には土日を使って期日前を行うなど、また、市町政の市議会議員選挙などは土曜日の一日だけでも期日前をする工夫などがあると思われまので、ぜひ検討してください。

以上で質問を終わります。

○議長（川越信男） 次に、12番、徳留邦治議員の質問を許可します。

〔徳留邦治議員登壇〕

○徳留邦治議員 皆さん、お疲れさまです。早速ですが、議長の許可を頂きましたので、質問に入らせていただきます。

1番目の建設工事の入札の在り方ですが、契約の相手先の選定については、競争性、公平性、経済性の原則から競争入札することが基本ですが、地方自治法施行令に該当する特別な理由がある場合は、随意契約ができると言われております。

そこで、市の土木課及び農林課が発注した建設工事の入札件数、それから、建設工事の随意契約件数について、過去3年間分で結構ですので、それぞれの件数についてお聞かせください。

2番目の耐震補強工事ですが、庁舎の耐震化については、市民や職員の生命を守ることを第一に、現在、耐震補強計画がつけられており、もう間もなく実施設計に入り、順調にいけば、

来年度には耐震補強工事が行われるものと思っております。

規模としては、大きな耐震補強工事になると考えておりますが、だからこそ、地元企業の育成という観点から、工事の発注については地元業者をお願いすべきだと思いますが、そういった検討ができないのか、また、できるのかお聞かせいただきたいと思います。

3番目の有害鳥獣対策ですが、鳥獣の捕獲につきましては、大きく狩猟と有害鳥獣捕獲があります。有害鳥獣捕獲期間については、猟友会の捕獲頭数実績により、捕獲報奨金が国と市から支給されております。

そこで質問ですが、この狩猟期間中は捕獲報奨金が支給されていないため、市民からの苦情の対応はどのように行われているのかお聞きします。

これで、1回目の質問を終わりますが、関係課長の明確な御答弁をよろしく願います。

○財政課長（園田 保） 徳留議員の御質問でございます、過去3年分の土木課及び農林課の建設工事入札件数と随意契約の件数についてお答えいたします。

令和2年度の建設工事の入札件数は、土木課が75件、農林課が32件、随意契約は、土木課が7件、農林課が11件でございます。

令和3年度の建設工事の入札件数は、土木課が66件、農林課が7件、随意契約の件数は、土木課がゼロ件、農林課が11件でございます。

令和4年度の本年度分になりますが、11月25日現在の建設工事費の入札件数は、土木課が46件、農林課が6件、随意契約の件数は、土木課、農林課ともございません。

以上でございます。

続きまして、本庁舎の耐震補強工事に係る地元業者へ発注について検討できないかについてお答えいたします。

本庁舎の耐震化については、徳留議員の御認

識のとおり、間もなく耐震補強計画が策定され、引き続き実施設計に着手いたします。

これまで説明しておりますとおり、令和5年度中の耐震補強工事発注に向けて取り組んでいるところでございます。

本市においてはこれまで、市民館、学校施設など、6施設の耐震補強工事を行っており、その全てが市内事業者が発注されております。

今回の本庁舎の耐震補強工事については、予算的には比較的規模の大きい工事となりますが、標準的な工法を採用する予定でございます。

新年度、耐震補強工事費が予算措置され、予算の執行段階において、議員の御指摘のとおり、事業者の育成という観点も視野に入れながら、耐震補強工事が確実に安全に施工できる業者に発注できるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 狩猟期間中の捕獲対応につきましてお答えいたします。

狩猟期間中の有害鳥獣捕獲につきましては、鳥獣保護法の観点もございますので、原則的には行っていないところであります。

ただし、住民の財産等に係る被害が生じるおそれがある場合などについては、垂水市鳥獣被害防止計画に基づき、現場に出向き、農作物の被害状況などを確認し、必要に応じて垂水市鳥獣被害対策実施隊の民間会員を委嘱している猟友会会員に出動を要請しております。出動要請手当として1回当たり4,000円を支給しております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 それでは、2回目の質問を行います。一問一答での2回目の質問に入ります。

まず、1番目の建設工事の入札の在り方ですが、先ほど、入札件数と随意契約の件数を伺いました。随意契約も合計29件あったようですが、随意契約とした理由について、簡単でよいのですが、お答えください。

○土木課長（東 弘幸） 随意契約の理由につきましてお答えいたします。

建設工事の随意契約につきましては、本年度と昨年度はございませんでしたが、令和2年度が7件ございます。

随意契約の理由でございますが、緊急を要することを契約理由とする地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づくものが4件ございました。

工事内容は、災害発生後の応急的な対応であり、災害査定までの間、災害箇所の拡大崩壊を防ぐための大型土のうの設置や、路肩が崩壊し、通行車両に危険がないよう路肩を補強し、交通開放を行うなどの緊急を要する工事でございます。

その他では、契約規則で定める範囲内で契約することができる同条第1項第1号に基づくものが2件、再度の入札に付し、落札者がいないことを理由とする同条第1項第8号に基づくものが1件ございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 随意契約の理由につきましてお答えいたします。

建設工事の随意契約につきましては、本年度はございませんが、令和2年度と3年度で22件ございます。

随意契約の理由でございますが、緊急を要することを契約理由とする地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づくものが15件で、工事内容は、土木課と同じく、災害発生後の緊急を要する工事となっております。

そのほか、契約規則で定める範囲内で契約することができる同条第1項第1号に基づくものが6件、入札不調により落札者がいないことを理由とする同条第1項第8号に基づくものが1件となっております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 随意契約については理解をし

ました。契約の相手先の選定については、常に競争性、公平性、経済性が求められますので、引き続き、計画的な発注計画を立てるなどして、容易に随意契約とならないよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、2番目の耐震補強工事ですが、庁舎の耐震化はこれまで議会特別委員会でもしっかりと議論を重ね、一刻も早い耐震化について要望をしております。私も市民や職員の生命を守るという観点から、なるべく早く耐震補強工事をすべきと思っております。

先ほど、これまでの市内公共施設の耐震補強工事については、市内事業者が発注されたと答弁がありましたが、庁舎の耐震補強工事についても、ぜひ市内事者に発注できるよう努めていただきたいと思います。と要望しておきます。

次に、3番目の有害対策ですが、この時期、特にイノシシの住宅地への出没など、住民の生活に支障があることを新聞、ニュース等で確認しております。

近年、イノシシの住居近くへの出没など、市民生活を安心安全にするため、及び農業者の経営安定のため、猟友会員はボランティアのようなことだと考えております。また、必要経費も非常に高騰しております。このようなことから、狩猟期間の出動手当など、見直す必要があると考えますが、お聞かせください。

○農林課長（森 秀和） 出動手当の見直しにつきましてお答えいたします。

捕獲につきましては、全面的に猟友会の皆様に依存している状況であり、その御協力に感謝いたしております。猟友会の皆様の活動をなくしては、有害鳥獣の被害はさらに甚大になるものと十分認識をいたしております。

猟友会への支援につきましては請願書が提出されており、市長からも支援策を検討するよう指示がございましたので、近隣市町の支援策について調査を行っているところでございます。

今後、この結果を踏まえ、市としてどのような支援ができるか検討してまいります。

以上でございます。

○徳留邦治議員 御答弁ありがとうございます。この有害鳥獣対策は、農業の労働力不足が深刻な中山間地域を中心に、荒廃農家による有害鳥獣被害など、農業生産基盤のみならず、営農の維持も困難になっていくのではないかと心配をしております。また、荒廃農地化が進むと、有害鳥獣のすみかになるなど、農作物の被害により農業者の経営悪化や農村景観に悪影響を及ぼすなど、全国的な対策が求められております。

本市においても、担い手の確保を重点課題と掲げ、新規就農者の確保や事業を創設するなど、課題解決に向けた取組を実施されておりますが、営農継続のため、農業の維持が重要と考えておりますので、継続した支援対策をお願いいたします。

また、有害鳥獣対策としては、国の100%事業でワイヤーメッシュ柵、電気柵を市が購入し、農家への貸出しや市の単独で国の要件を満たさない農業者のため、電気柵などの購入費用の一部を助成するなど、侵入防止対策や有害鳥獣捕獲活動を担っている猟友会会員の保持のため、狩猟免許習得時の試験料、講習費などを助成いただいております。

今後、有害鳥獣対策について、有効な支援策について御検討いただけるとのことですので、引き続き前向きな取組をよろしくお願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、16時から再開いたします。

午後3時48分休憩

午後4時0分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

次に、2番、森武一議員の質問を許可します。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 それでは、本日最後になると思いますので、よろしく願いいたします。

質問に入る前に、先月、議会運営委員会で北海道の石狩市と鷹栖町に視察に行った際に、議会のICT化と傍聴者増加対策以外で、ぜひ垂水でも取り入れてみてはと思うものがありましたので、紹介させていただきます。

それは、鷹栖町に訪問した際に時間があつたので町の図書室に伺ったのですが、その図書室では、農業関連の棚に一般的な農業全般の本のほか、ハーブ、豆類、雑穀、稲作など、地域の産業に合わせた分類がなされ、専門的な本が置いてあり、大変感動しました。

本市においても、例えば、インゲンやサツマイモ、ブリ、カンパチなど、本市の産業に合わせた専門書を充実させ、また、市民に分かりやすく分類をすることもいいのではないかと感じ、今回紹介させていただきました。

それでは、議長の許可を頂きましたので、質問に入らせていただきます。

9月17日から18日にかけて鹿児島に最接近した台風14号ではありますが、停電と国道220号線の通行止めなどの被害はありましたが、本市では幸いにも人的被害はありませんでした。

今回の台風14号は、気象庁が経験したことのないような暴風雨、高波・高潮、記録的な大雨のおそれや過去最強クラスの勢力などと注意を促しておりました。

本市においては、9月17日の午前9時に警戒レベル3——高齢者等避難が発令され、牛根地区公民館、市民館、新城の老人憩の家の3か所の避難所が開設されました。同日16時に警戒レベル4——避難指示が発令され、境小学校を含む6か所の避難所が新たに開設されました。

今回の台風14号を経験し、私はこの運用はも

う少し改善ができるのではないかと感じました。それは、今回の台風は進路や勢力などから考えると、17日午前の警戒レベル3——高齢者等避難が発令された段階でレベル4——避難指示の発令はほぼ規定路線だったのではないかと思います。17日午前に発令された警戒レベル3は、高齢者等避難であるにもかかわらず、避難所は3か所しか開設されず、牛根では牛根地区公民館のみでありました。

避難を呼びかける際に、避難をしない理由としてよくお聞きする言葉は、「腰が悪いから」、「足が悪いから」という理由です。避難所に避難するという事は、ふだんの生活とは違う生活を強いられることから、避難に及び腰になることは理解できます。また、足腰が弱ってくると、さらに避難をすることに億劫になるのではないかと想像もします。

警戒レベル3とは、高齢の方や障害のある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は危険な場所から避難し、それ以外の方もふだんの行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難をすることとされています。そうであるなら、なおさら警戒レベル4——避難指示の発令が想定される際には、警戒レベル3の発令時に合わせて、警戒レベル4をこの後何時ぐらい、何時頃をめどに発令をする予定であること、そして、避難しやすい環境を整えるために遠くの避難所ではなく、近くの避難所を早めに開設するなどして心理的・物理的負担を少しでも軽減し、避難しやすい環境の整備が必要ではないかと考えますが、当局の考えを伺います。

次に、子供を育てる環境整備について伺います。

今月号の市報にも掲載されていましたが、和光保育園が来年、令和5年3月末で閉園するということですが、これまでの経緯と市としての対応を伺います。

最後に、昨年の9月議会でも質問をさせていただきました地域運営組織について伺います。

昨年9月の議会では、公民館館長も会計年度任用職員への移行に伴い、コミュニティー助成金などの各種助成金が使えなくなるおそれがあるということで、私のほうから地域運営組織の設置の必要性をお聞きした際に、執行部より、それぞれの地域の事情や御意見をお聞きしてまいりたいとの御答弁がありました。1年経過しましたが、地域からの意見聴取は進んだのかお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

○総務課長（濱 久志） 避難情報発令の在り方に関してにつきましてお答えいたします。

台風14号の接近に伴い、9月17日午前9時に垂水市災害警戒本部を設置し、同時刻に市内全域に警戒レベル3——高齢者等避難を発令して、市内3か所の避難所を開設いたしました。

その後、台風がさらに接近し、災害が発生するおそれが高まったとして、同日午後4時、市内全域に警戒レベル4——避難指示を発令し、既に開設しておりました3つの避難所に加え、境小学校など、6か所を追加して開設し、計9か所の避難所を開設し、対応したところでございます。

議員の御質問の件につきましては、気象状況や日没の時間等を勘案し発令したものでございますので、毎回、避難情報が同じように発令されるものではございませんので、御理解を頂きたいと思っております。

また、避難情報レベルの各段階の考え方につきまして、災害対策基本法に基づく避難情報に関するガイドラインにおいては、レベル3は避難に時間のかかる方や避難するために支援の必要な方が危険な場所からの避難、また、レベル4は危険な場所から全員避難というメッセージでございます。このことは、垂水市地域防災計画においても規定しておりますので、総合防災訓練をはじめ、様々な機会を通じ、このような

考え方の啓発や防災意識の向上に努めてまいります。

また、境地区自主防災組織をはじめとした各地区の自主防災活動には、自主避難体制等につきまして、かねてから話し合いを行っていただくなど、今後もますます災害から身を守るための行動につながる活動が展開されることに対し、期待を持っているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 経緯と市としてのこれまでの対応につきましてお答えいたします。

和光保育園の閉園に至る経緯としまして、今年4月に和光保育園園長が来庁され、保育園の厳しい現状を踏まえた今後の見通しについて説明があり、6月の社会福祉法人の理事会、評議員会において、同様の説明を行うとの連絡がありました。

その後、9月に臨時理事会、10月に臨時評議員会が開催され、保育園の閉園が決定いたしました。

市としては、保育園の継続についてお願いしてきましたが、臨時理事会及び臨時評議員会にて正式に閉園が決定しましたので、その後は在園児及び職員の処遇について、市としてどのような対応ができるかについて庁内関係各課と協議を行ったところでございます。

その結果を踏まえ、臨時園長会議においては、市内保育施設の園長に対し、在園児の優先的な受入れや保育士等の募集に関する情報提供を依頼し、または、和光保育園の職員向けに他園や市内の各企業における求人情報を案内する説明会を開催したところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 地域運営組織について、地域の現状、意見聴取が進んだかについてお答えいたします。

現在、本市における地域運営組織の設立状況でございますが、一般的なコミュニティー協議

会や地域運営協議会という名称の地域運営組織はございませんが、令和2年度以降、地域振興計画の策定や計画に基づくコミュニティー活動を推進する際の主体であります地域振興計画策定推進委員会を本市における地域コミュニティー組織として位置づけているところでございます。

これまで地域運営組織の活動拠点でありました地区公民館におきまして、令和2年度から公民館主事が、令和4年度から公民館長が会計年度任用職員へ移行されたことに伴い、地域コミュニティー組織の明確化が必要となりましたことから、地域振興計画の策定事業や総務省の補助金等を活用した事業に取り組んでいる地区を対象に、地区公民館組織の総務委員会や運営委員会等の会合におきまして、地域振興計画策定推進委員会の規約を改正し、地域コミュニティー組織として明確に位置づけることで、これからは様々な補助金等を活用してコミュニティー活動を推進することが可能になることを御説明し、御意見を伺った上で御承認を頂き、規約改正等の事務手続に取り組んでまいりました。

令和4年10月末現在で、市内9地区のうち、6つの地区におきまして、委員会の規約改正等の事務手続が終了し、本市における地域コミュニティー組織として活動いただいているところでございます。

この地域コミュニティー組織の明確化と併せて、コミュニティー活動の活動資金の一つであります垂水市まちづくり交付金の交付要綱を、令和4年7月に交付金の交付対象事業者を地区公民館から地域コミュニティー組織に改める一部改正を行いまして、当組織が活動しやすい環境整備を進めているところでございます。

これからは、地域コミュニティー組織として位置づけております9つの地区の地域振興計画策定推進委員会が地域住民のコミュニティー活動を円滑に進められるよう支援してまいりたい

と考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、一問一答方式で進めさせていただきたいと思えます。

まず、台風14号の教訓を次に生かすためにはということで、まず、避難情報の発令の在り方に関してお答えいただいたかと思えます。

このほうで、運用のほうの改善、御提案させていただいたんですが、考えていらっしゃるということだったかと思えます。

今回、これを提案させていただいた理由として、レベル3のとき、レベル4、日没を考えて、十分避難できる時間を考えて発令をされているので問題がないというお話だったかと思えますが、今回のレベル3発令に、台風14号が接近するに伴って、私も地域のほう、避難が必要な方々であったりとか、危険な場所にいらっしゃる高齢者等に声かけをさせていただいたんです。

そのときに、境でも上のほう、もう本当に頂上のほうに住まわれている90過ぎの御高齢の方がいらっしゃいます。その方はもう車椅子等で避難をしないといけない方。そうやってきたときに、レベル4が発令したときには、高齢者以外にも様々な方に広く避難をしていただかないといけないですし、避難をされる方が多くなってくると、自主防としても対応していかないといけなくなってくる。そうやってきたときに、高齢者の避難を手助けできる時間というものは、レベル3が発令されてからレベル4になるまでの間の時間帯なんじゃないかと思っているわけです。そうやってきたら、手伝いをする方であったりとかを、境小学校が開いていなかった場合に、自主防として、地域の住人として、牛根公民館まで、支所まで送り届けるというものが現実的なのか。牛根支所まで避難をしてくださいということが本当に避難をしやすい環境整備なのかと言われると、私は疑問が残るわけです。

そうではなくて、本当にもうレベル4、今回

の台風14号は特にそうです。前例のない大きさで来るとなってきた、レベル4が発令されるだろうと想定し得るのであれば、そこは早めに避難所を開設するなどして、少しでも多くの方が避難をしやすい環境、していただける環境という整備が必要だと思います。

現状、地域避難計画であったりとか、個別避難計画等で防災タイムラインということをやってお話になっているかと思えます。そういう考えを基にして、行政のほうでも、暴風域・強風域に入る時間というのが、台風であれば、ほぼ正確に分かってくるわけですので、そういうものは早めに地域住民にお伝えをして、早め早めの避難をしていくということが必要だと思うんですが、総務課長、もう一度、この件に関して、今の考え方についてお答えください。

○総務課長（濱 久志） ただいま森議員が言われたとおり、今回の台風14号につきましては大規模な台風だということで、レベル4が出るであろうということは確率的には高かったところでございます。

しかし、台風はスピードが速まったり、遅くなったり、あとはコースがずれたりする可能性も想定されるものでございます。ですので、レベル4を何時に発令するかどうかというのは、事前に皆さんに御報告はちょっとできないことは御理解いただきたいと思えます。

ただ、今、森議員が言われるように、早めにレベル4を出すということは、その状況状況によっては検討していくべきものだとは思っております。ただ、今回のレベル4は4時に出しております。日没を考えると、3時間程度前に出したことはなっておりますが、そこはもう今後の課題として、早めのレベル4、避難指示が出せないかというところは検討課題だというふうに考えております。

以上です。

○森 武一議員 私が訴えさせていただきたい

ことというのは、早めのレベル4の発令ではなくて、レベル4が発令されて、多くの避難所を開設しないといけなくなってくる。危険な箇所にいらっしゃる方はしっかりと避難をしていかないといけないとなってきたときには、避難をしやすい体制整備が必要であろうと。個別避難計画であったりとか、地域防災計画であったりとかというところでは、防災タイムラインという考え方を基にして、将来的な先のタイムスパンを示した形で、大体これぐらいから避難をしていかないといけないよねというものをやっているわけです。そうしたときに、受け入れる側、避難所をするほうが、今回、場合にもよるとは思うんですけど、レベル3でも多くの場所を開設する場合もあると思うんですが、大体の場合、レベル3であれば市内3か所で、レベル4のときにはそこからさらに何か所か足していくという話になってくると思いますので、先ほども一番最初でお話をさせていただいた高齢者の方は、避難所に行くのがすごく億劫になってくる。そこに関して、少しでも近いところに避難所を開設する見込みがあるのであれば、早めに避難所を開設して、早めの避難を促していただくということが必要だと思いますので、ここに関しては今後しっかりと検討させていただいて、要望に代えさせていただきますので、少しでも人災ゼロというものは必要だと思いますので、今後も続けていかないといけないことですので、避難所、避難をしやすい環境整備のためにも、運用の改善、見直しというのをよろしく願いいたします。

次に、機材の活用は十分できたのかということで、今回、境地区では台風14号の際に自主防、市役所の職員の方と協力をさせていただいて、避難所の運営を行わせていただきました。避難所、この運営組織、避難所運営上の課題として、境小学校体育館で避難所を設営させていただいたんですが、スポットクーラーが設置されてい

るので、スポットクーラーを使用し、また、長期間に及ぶということも想定されていたので、お茶を飲むポットであったりとか、情報を入力するためにテレビ、また、スポットクーラーだけだとどうしても暑くなってきましたので、扇風機等を回していたんです。そうすると、ブレーカーが落ちてしまうということが度々あったと。先ほどの避難をしていただきやすい環境整備の一環ではあるんですが、日常の生活どおりにはいけないのは確かにそうなんですが、少しでも避難をしてもそんなにきつくないというようなことをやっぱり皆さんに知っていただくことも必要だと思いますので、ここら辺の体制、インフラの整備が必要だと思うんですが、そこに関するお考えをお伺いさせていただきたいと思います。

○総務課長（濱 久志） 機材の活用は十分にできたのかにつきましてお答えいたします。

本市には、最初から避難所として整備された施設はございません。施設によりましては、電源コンセントや電気配線的设计自体が多くの電気機器類の使用を想定していない場所も存在すると思われまます。このため、例えば、暑さ対策としてスポットクーラーなどの電気器具を集中して複数使用した際には、消費電力が一定の水準を超え、安全ブレーカーが作動して落ちるなどの現象が発生することが考えられます。このようなことから、議員御指摘のとおり、機材を十分活用できないことが課題として認識しております。

しかし、現状におきましては、避難所となっている各施設に整備されている扇風機など、比較的消費電力が小さい電気器具がありましたら使わせていただき、コンセントや器具の配置にも工夫を加えながら、安全に過ごしていただくこととなります。

また、既に対策を取っていらっしゃる方も多いと思われまますが、避難所に避難される方にお

かれましても、例えば、うちわや凍らせたペットボトルを自宅から持参いただくなど、御自分でできる最低限の暑さ対策を取り、それぞれの避難所でお過ごししていただくようお願いいたします。

以上でございます。

○森 武一議員 避難所というものに関しては、この前もお話をさせていただいた際に課長のほうもおっしゃっていたと思うんですけど、危険な場所から避難をしていただいて身の安全を守ると。避難をする際には、近くのホテルであったりとか、お知り合いの方のところに安全であれば避難をされたりとか、その一つの選択肢の中に避難所というものがあるんだと思います。若い人であったりとかであれば、避難はすぐ行動に移せますしいんですが、高齢化率が6割、牛根地区においてはもう6割を超えてきていますので、手助けであったりとか、ふだんの本当に避難をするに当たっても、もう腰が痛いから地べたではもうきつんだという声が、すごく切実なお声があるんです。少しでもそういうもののちょっとずつの積み重ねなんじゃないかと思うんです。避難をしやすい環境整備、それが避難していただける環境になってくる。そうやって危険な場所から少しでも多くの方が避難をしていける体制につながってくると思うので、ここに関しても、現在、先ほど課長の答弁では今後考えていないというところではあると思うんですけど、境小学校の体育館においては、雨風が来ていないときは窓を開けて風を通して暑くないように対策をしますけど、台風のときに風が強くなって横雨・横風、風が強くなって雨が強くなってきたときに開けっ放しだと、どうしても雨が入ってくるようになってくると、締め切らないといけない。そうしたら、既存の機材を活用して少しでも暑さを和らげていくというのが必要になってくると思うんです。先ほども何度も繰り返させていただきまますけど、ちょっと

ずつの対策、それを積み重ねていくことが人災ゼロの垂水をつくっていく近道だと思うので、そこはしっかりとやっていただくようお願いし、次の質問にさせていただきます。

停電時の情報伝達の課題ということで、今回の台風、先ほども新原議員のほうで停電が起こったということで、今回、停電が起こったときに課題になったのが、スマートフォンであったりとか、境の場合は足かけ3日間ぐらいになったもので、どうしても充電ができない、バッテリーが切れて情報の入手ができない、電気もないのでテレビ等もないということで、すごくそういうところの課題があったんです。自主防のほうで、今回、発電スポットというものをつくらせていただいて、先ほどの発電機を有効活用させていただいて、発電スポットというものをつくったんですが、そこで一つ課題になってきたのが、では、その発電スポットをつくったはいいけど、地域の方にそれを知らせる手段がない、すべがないと。そこに関して、私は、もし仮に大きい災害が起こったときに、全ての地域を市役所で面倒を見ることは難しいと思うんです。地域でできることは自主防を含めて地域の住人が自分たちのニーズに合わせてやっていかないといけない。一つ課題になってくるのが、先ほどの情報伝達の仕方、これをどうやっていくのか。市のほうに連絡をして、FMたるみずであったりとか、様々なツールを使って情報発信していただくという手はあると思うんですけど、大きい災害になったときには、もう職員の方々は忙殺されていると思うので、なかなかそういうのも難しいと思うんです。そうしたら、そういうことが起こったときにも、しっかりと地域のニーズであったりとか、必要な情報というものを地域で伝達できる手段というものが必要になってくると思うんですが、そこに関する考えをお伺いさせていただければと思います。

○総務課長（濱 久志） 停電時の情報伝達に

つきましてお答えいたします。

垂水市地域防災計画では、自主防災組織の活動の推進において、平常時の活動として、情報の収集・伝達体制の確立を記載しております。

停電時を含む様々な状況下で地域からの情報をどのように伝達するかにつきましては、より効果的な防災活動を推進するためにも対策を講じておくべき課題の一つであると認識しております。

そのためには、平常時における組織内での話し合いや防災訓練を通じ、例えば、停電時における公民館での非常用発電機を使用した携帯電話の充電を行いますといった情報伝達のアイデアを出し合うなど、平常時に地域の皆様にお知らせするといった地域の実情に応じた考え方をまとめておく必要があるかと思われま

す。その際、市におきましても、自主防災活動の充実を図り、もって地域防災力の向上に資することを目的として、自主防災組織が行う防災訓練の実施等に対し、自主防災組織育成事業の制度がございますので、組織内において活用を検討いただきたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 情報伝達の仕方に関して、本当であれば私のほうでもこういうアイデアはどうであったりとか、こういうことをしたらどうだというお話をさせていただくのがいいとは思いますが、残念ながらアイデアがないというところで、課題提起という形で、今後、また自主防であったりとか、地域の方であったりとか、こういう課題があったけど、どう考えるかであったりとか、様々な方が知恵を寄せ合えば、もしかしたらいいアイデアが出てくるかもしれませんが、しっかりと対応していただいて、大きい災害がないのが一番なんですけど、これは分からないから、しっかりと1つずつ着実に対応・対策をしていただくようお願いし、この質問を終わらせていただきます。

次に、子供を育てる環境整備についてということで、経緯と市の対応に関しては先ほどお答えいただいたところだと思うんですが、4月に閉園のお話があったということだったかと思うんですが、そこから閉園決定まで半年ほどしかなかった、10月に正式決定されたというお話だったと思うので、そうやってきたら半年程度しかなかったかと思うんですが、事前にそういう相談であったりとかというものはなかったのでしょうか。今年の4月前です。

○福祉課長（森永公洋） 私のほうでは、事前のお知らせはなかったです。

○森 武一議員 次に、在園中の子供及び保育士等の処遇に関してということでお伺いさせていただきますと思います。

本議会に予算として出されているとは思いますが、では、まず、在園中の子供及び保育士の処遇についてお伺いします。

○福祉課長（森永公洋） 在園中の子供及び保育士等の処遇につきましてお答えいたします。

令和4年11月9日に園長会議を臨時開催し、市及び和光保育園園長から、市内保育施設の園長に対し、在園児の優先的な受入れ及び保育士等の募集に関する情報提供についてお願いいたしました。園児の受入れについては、和光保育園在園児の転園の際、希望の保育施設に入所できるよう、必要に応じ、定員の弾力的運用の取扱いが想定されることを説明し、各保育施設の園長に同意していただきました。

また、令和5年度以降、保育士等の雇用を予定している保育施設は、和光保育園職員の再雇用につながるよう、市へ随時、情報提供していただくようお願いいたしました。

各施設の協力により、令和5年度の雇用予定について情報提供がありましたので、令和4年11月28日に和光保育園に対し、初回の雇用情報提供をいたしました。追加で情報提供があった際は随時提供してまいります。

送迎につきまして、和光保育園は現在、牛根地区への送迎バス運行を行っており、来年度以降の対応を検討するため、市で他の保育施設に対し、事前アンケートを実施し、牛根地区への送迎バス運行に対し、対応していただける保育施設がございましたので、牛根地区在住の児童の保護者へ、市や和光保育園より案内いたしました。

職員の処遇に関して、令和4年11月14日に、総務課及び企画政策課の協力の下、和光保育園職員向けに説明会を開催し、市内保育施設の雇用情報の提供や市内企業の紹介、会計年度任用職員登用の案内を行い、再雇用を検討する際の参考にしていただくようお願いいたしました。

在園児の保護者に対し、新たな保育施設の検討に参考にしていただけるよう、市内保育施設よりパンフレットを提供していただき、令和4年11月16日に、和光保育園経由で保護者へ配布いたしました。

なお、転園の際に必要な制服代やかばん等の購入における助成の予算を本定例会の補正予算に計上しております。

以上でございます。

○森 武一議員 転園に伴う費用に関しては今議会に計上されているということでしたが、園によっては、夏休みの日数であったりとか、年間で預かってくださる日数、また、預かってくださる時間、一日当たりの時間等の違いがあるかと思うんですが、これらの違いによって保護者の負担増につながることはないのか、この部分に対する対応はどうされるのか、お考えをお伺いさせていただければと思います。

○福祉課長（森永公洋） 転園に伴い保護者の負担はないかにつきましてお答えいたします。

施設利用における利用者負担額については、世帯における住民税所得割で決定されているため、転園に伴う保護者の負担増はありません。

なお、3歳以上の児童につきましては、教

育・保育無償化の対象となるため、利用者負担は発生しません。

なお、転園については、転園先の教育・保育方針や保育環境に変化があるため、施設利用における利用者負担額以外の保護者負担が全くないとは言えないところです。

なお、転園に係る経済的負担を軽減するための制服代やかばん等の購入助成については、先ほど答弁したとおりです。

以上でございます。

○森 武一議員 先ほど、経済的な面に関しては負担はないようにされるということでした。ただ、私がお伺いさせていただきたいのは、日数であったりとか、年間、園によっては夏休みが長かったりとか、土曜日に預かっていただけなかったりとか、また、保育に関しては、標準の保育であれば朝8時から夜の18時まで見ていただけたところが短かったりとかということがあるかと思います。そこら辺の経済的ではない負担というものが増えることはないのか。私はそこに関してすごくしっかりとお聞きしたいところがありまして、課長、もう一度、そこに関してお伺いさせていただければと思います。

○福祉課長（森永公洋） 先ほども答弁しましたが、繰り返しになりますけれども、転園につきましては、転園先の教育・保育方針や保育環境に変化があるため、施設利用における利用者負担額以外の保護者負担が全くないとは言えないところです。

保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報提供を行うとともに、市内保育施設だけでなく、市外保育施設の広域利用を申請することもできるため、保護者及び児童の生活環境に合わせた形で調整ができるよう対応してまいります。

○森 武一議員 今回の和光保育園の閉園に伴って、地元の方からいろいろな声をお聞きします。それは、和光保育園が閉園になることによ

って、どうやっていけばいいのかという声です。

保育の提供義務というものは市町村にあるわけではないですか。これに関しては、各課長も十分御存じだと思います。

今回、転園の費用面に関しては市のほうで負担をされるということですが、園によっては、先ほどから述べさせていただいているように、日数、預かっていただける時間、違ってくるわけではないですか。これはすごく保護者にとっては大きい問題なんです。日々の生活、仕事に関わってくる大変重要な問題なんです。

課長は先ほど、御答弁を濁した形でおっしゃっていたかと思いますが、私は今回、経済的な負担以上に、預かっていただける時間、日数、これが保護者にどれだけ大きい負担になるのか。すごい大きい負担になるのではないかと考えているんです。

特に牛根区に関しては、もともと西宝寺があって、令和3年の3月末に閉園になって和光保育園に転園をされた方もいらっしゃいます。そこがあと残り一年というところになって、また閉園になってしまう。また転園しないといけない。その方は、御両親の助けがあって、支援があって何とか送っていくことができる状況ではあるんですけど、そうではなくて、しっかりと市として保育の提供サービス義務があるかと思うんです。

先ほど、課長のほうで、広域の近隣市町村と協力をして保育のサービスの提供を続けていくというお話だったかと思うんですが、これ、私が実際体験した話なんです。霧島市のほうで保育園を探そうと思ったら、垂水市の場合は、福祉課のほうに行って「空いている場所はありませんか。ここに入れますか」と話ができると思います。けど、霧島市の場合は、自分で1件1件探さないといけないわけです。空いている場所がなかったら、入れることはもちろんできないわけです。

今回の和光保育園の閉園問題というものは、牛根地区にとって、地域の方がおっしゃる話の中では、もう牛根では子供を育てることができないと。小学校も人数が少なくなってきた、境小学校に関してはもう休校状態です。子供を預けよう、地域に若い人、子育て世代を呼び込もうとしても、近くに子供を育てる場所がないとなってきたときに、子供を誰が面倒を見るのか。そこに、地域に人が住むことができるのか。すごく地域にとっては重要な問題なんです。

だからこそ、今回の転園に伴う保護者の負担はないのかということに関しては、しっかりともう一度、言葉を濁すことなく、おっしゃっていただきたいと思いますが、もう一度御答弁をよろしくお願いいたします。

○福祉課長（森永公洋） 先ほどの繰り返しになりますけど、転園先の教育・保育方針や保育環境に変化があるため、施設利用における利用者負担以外の保護者負担が全くないとは言えないところがございます。

保護者の意向を丁寧に確認しながら、ほかに利用可能な保育所等の情報提供を行うとともに、市内保育施設だけではなく、市外保育施設の広域利用を申請することもできるため、保育者及び児童の生活環境に合わせた形で調整ができるよう対応してまいります。（「ちゃんと答弁してやれよ」の声あり）

○森 武一議員 そうしたら、言葉を、やはり答弁濁されましたけど、牛根地区の保育サービス、この提供をどうされるのか、どう維持していくのか、先ほども述べさせていただきましたけど、牛根の保護者にとってはすごく重要な問題です。

送迎サービスをされる場所があるというお話ですが、本来の保育サービスというものは18時まで、フルタイムで働く方を前提に提供を考えられているわけです。現状の和光保育園であれば、4時ぐらいに牛根に送っていただけると

なってきたら、保護者の方は、霧島市であったりとか、垂水のまちの中で働いていた場合に関しては3時半、早ければもう3時ぐらいには出ないと子供を迎えに行くことができないわけです。面倒を見ることができなくなるわけです。そうすると、収入にも直結してきます。

垂水市として男女共同参画社会を目指す、女性の活躍を目指すということで、仕事と子育てのどちらかを選ぶのではなく、どちらも両立させていこうということで目標を掲げているわけではないですか。

では、もう一度聞きます、課長。この現状において、牛根地区の保護者、どうやって保育サービスを受けていけばいいんですか。（「市長に聞いたら」の声あり）後で聞きます。私たちは牛根の保護者も18時までしっかりとサービスを受ける権利があると思うんですが、ここについてはどのように思いますか。（発言する者あり）

○福祉課長（森永公洋） 今のバスの送迎についても4時ぐらい、ほかの保育園についても4時ぐらいの今は送迎で行っておりますので、6時までということはなかなか今の保育所等においてはなされておられませんので、現状では牛根においても、今、そうやって保育施設において送迎をしていただく、それしかないと思います。

○森 武一議員 それでは、課長、市長に聞く前にちょっと確認をさせていただければと思います。中央地区の保育園、何か所かあるかと思いますが、中央地区の保護者も16時まで、4時までしかサービスは受けていらっしゃらないんですか。私は18時まで受けていらっしゃる方、18時まで受けていらっしゃると思うんですが、そこに関してはどうでしょうか。

○福祉課長（森永公洋） 送迎について4時までなんですけど、そこに迎えに来る人については6時までになっております。

以上です。

○森 武一議員 それでは、市長。市長は先ほど堀内議員でしたっけ、池山議員かどちらかだったと思うんですが、子育て支援を重点政策でやってきたと。また、今回の市長が出されているリーフレットにおいては、計画的に行政を進めていращやるということだったと思うんです。なぜ牛根地区、保育サービスを受けられないんでしょうか。ここに関して、どうやって保育サービスを提供されていくのかお伺いさせていただければと。

○市長（尾脇雅弥） まず、副市長が答弁いたします。

○副市長（益山純徳） まず、私のほうからちょっと答弁させていただきます。

森議員が言われた幼稚園・保育園の廃園の問題、実は私も東京に行った30代の頃、近くに区立保育園か幼稚園がございまして、そこに子供を預ける予定でおりましたが、1年前に廃園になったということで、さらに1区画遠い幼稚園に送っていきながら生活した覚えがあります。

幼稚園・保育園の廃園の問題というのは、都の過疎地域だけではなくて、都会の東京エリアにおいても非常に問題となっている課題だとは思っております。

森議員、お話があったように、私もそういうふうな体験をいたしまして、非常に子育て支援のある、そういうふうに進めている垂水としては牛根地区、非常に大事な地区でございます。そういう問題というのは非常に大事な問題でございます。

今回の和光保育園についても突然のお話で、私のほうも、福祉課だけにお任せするのではなくて、企画・総務にも話をし、いろいろな園児の問題、あと職員の処遇の問題、いろんな問題について市長に相談をしながらいろんな指示を出してきました。

今回の牛根地区の問題、当然大きな問題でございます。今までも、今回の問題も園長会議等

を開いて、バスの話とか、いろんなことを話し合ってきました。垂水市、ほかの保育園・幼稚園もございますので、いろんな園長の力も借りながら、今後、市としてどういうことができるのかというのを考える必要があると考えております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 今、福祉課長、そして副市長が話をされました。子育て支援、教育の充実というのは特に力を入れて、いろんなことを先ほど来お話をした形で形にはしてきたと思います。しかしながら、垂水、南北37キロでそれぞれの事情がある。少子高齢化社会の中でどうやっていくのかと。森議員がおっしゃる100点を目指せというのはそのとおりだと思いますけれども、順次、そういった環境を整えながら、今回の件に関して、今、そういうケースがあるんだというお話がございましたので、和光保育園の話聞いたときに、まず、子供たちがしっかりと受皿を準備するように、また、働く皆さんがしっかりと不安なくいろんな次の働く場所を確保するようにということで、その点は整理ができつつあるんですけども、今、森議員が言ったような別の案件というのがあるんだということを知りましたので、それはそれで、今後、放置するわけではなくて、垂水市の現状においてどういう方法があるのかという形で対応していくということが必要だというふうに考えております。

○森 武一議員 先ほど市長のほうで100点を目指せという話ではなくて、お話をされていましたが、私が言いたいことは、子ども・子育て、児童福祉法において、保育のサービスをする主体というものは市役所にあるわけです。自治体にあるわけです。私たち牛根の地区の住民も垂水市民です。税金も払っています。そうであれば、中央地区と変わらず、しっかりと牛根で子供を育てていける環境整備が必要なのではな

いかと思うんです。それをやっていくことが法律に定められている自治体の責務なのではないかと思うわけです。今後検討していきますではないんです。今後検討していきますという話ではなくて、来年、令和5年3月末に閉園をした後、次、令和5年4月1日になったときにどうやって子供を預けていけるか、子供を育てていけるか、もう目の前の問題なんです。もう少し前向きな御答弁いただくことはできないんでしょうか。市長、もう一度、よろしく願います。

○副市長（益山純徳） 私のほうから答弁させていただきます。

先ほども私のほうの体験も踏まえて御答弁申し上げましたが、当然、牛根地区に限らず、新城、柘原、非常に大事なエリア、垂水市内全体が大事なエリアだとは考えております。

先ほども申しましたが、垂水市にはいろんな保育園、幼稚園がまだ幾つかございます。今回の問題も、その幼稚園と園長と語りながら、何ができるかということで、まずは江ノ島幼稚園がバスを出していただけるという形で、とりあえずの牛根地区の子供たちがバスを使って幼稚園に行ける状態は何とか確保しました。それだけでは足りないという森議員のお気持ちも分かります。なので、園長との会議、今、福祉課長がいろいろ会議をしておりますので、そういう会議を通じまして、皆さん、バスも持っていらっしゃるんですけど、経営方針、いろんなどのエリアからどういう子供たちをとという方針もございます。そういう方針もお聞きをしながら、何ができるかということを引き続き語ってまいりたいと、福祉課長にそのような指示をしたいと考えております。

以上です。

○森 武一議員 市長、先月の20日、境の地域イベントのほうに来ていただいたかと思えます。そこで御覧になったと思うんですけど、すごい子供がたくさんいらっしゃったかと思えます。

境に関係する子供たちがあれだけ大勢いらっしゃるわけです。

地域として牛根に何とか人を呼んで地域を存続させていく。子供を育てていける環境を整備していく。これは必要なわけです。これに関しては市長も同じ思いだと思っています、自分では、そこに関して必要な保育サービス、基本的な基礎的なサービスを提供されない現状というものは、早急に解決しなければならない。これは私の訴えです。ぜひ、今後検討していくのではなく、すぐに手を打っていく、この気持ちで対応してください。お願いいたします。

これは、もう今副市長、また市長で、福祉課長のほうでも答弁いただいた中で平行線になっていますので、次の質問に移らせていただきますが、市全体として、今後、人口、子供の数というものは減っていくかと思えます。そうやってきたときには、市全体としてこの保育サービス提供をどう維持していくのかということが課題になってくると思いますが、そのための課題及び今後の市全体の保育サービスの在り方に関する考え方をお伺いさせていただきたいと思えます。

○福祉課長（森永公洋） 牛根地区における3歳以下の保育サービスの提供につきましてお答えいたします。

牛根地区における3歳以下の保育サービスの提供につきましては、牛根地区以外の方と同様、保護者の意向により提出される利用申込申請に基づき調整を行うこととなりますが、市内保育施設だけでなく、市外保育施設の広域利用を申請することもできるため、保護者及び児童の生活環境に合わせた形で調整ができるよう、これまでも対応しているところでございます。

なお、広域利用を希望された際、本市と保育施設所在自治体との協議が必要となりますが、牛根地区の地理的条件等を保育施設所在自治体の保育担当者へ事前に十分説明し、できる限り

希望の施設を利用できるよう、これまでも対応しているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 すいません、大分前の質問の答えを頂いたかと思うんですが、今、広域のほうで対応されるということで、私も先ほど説明をさせていただいたところの垂水市であれば福祉課で受けられるサービスですが、市外になってくると、やはりその市が優先をされてくるということもありますので、そこに関しては市、保護者の負担も増えてきますし、しっかりとやっていただきたい。

改めて、もう一度質問させていただきたいと思います。今後、市全体としての保育サービスを維持していくために、課題及び今後の市全体の保育サービスの在り方に関してお伺いさせていただきたいと思います。

○福祉課長（森永公洋） 課題及び今後の市全体の保育サービスの在り方に関する考えはにつきましてお答えいたします。

課題につきましては、保育士不足や保育施設のない牛根地区、大野地区などの地域間格差、子供の数の減少に伴う保育施設の閉園問題等が挙げられます。

保育士不足については、鹿児島県が設置している保育士人材バンクの活用、閉園問題については、市内施設の協力による対応が考えられますが、どの課題においても簡単に解決されるものではないため、保育現場を熟知している園長が参集する園長会議の開催等により、保育施設と常に連携し、情報を共有しながら、直面する課題に対応したいと考えております。

今後の市全体の保育サービスの在り方については、垂水市子ども・子育て支援事業計画が基礎となりますが、来年度には第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた就学前児童、就学児童の保護者の対象に、子育ての状況や教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの

利用状況、子育てに関する意見・要望等を把握することを目的としたアンケート調査の実施を予定しております。

この第3期垂水市子ども・子育て支援事業計画の策定において、市全体の保育サービスの在り方についても検討することになるものと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 保育所等の利用待機児童数調査要項というものがあるんです。待機児童の調査をする際の要項というものがあまして、子ども・子育て支援法第42条第1項及び第54条第1項の規定により、「市区町村は、保育所等に関し、必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には、待機児童に含めないこと」というふうな要項がありまして、ここの「ほか利用可能な保育所等とは」というところがありまして、立地条件が登園するのに無理がない。例えば、通常の交通手段により、自宅から20分から30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断すると。これに該当するところには待機児童になるということなんです。牛根地区においては、20分から30分、最寄りの保育園に関してはそうなるわけです。そうすると、牛根の保護者が働きたいと思っても、希望の保育園がなかった場合には待機児童になり得ると。

先ほども申し述べさせていただきましたが、私たちは社会で子供を育てていって、少しでも子供が育ちやすい環境を整備していく、これを目指してきたわけです。そうしたら、牛根の保護者、そして子供たちも、しっかりと保育を受ける権利、サービスを受ける権利はあると私は思っています。そして、それを提供する義務が

市役所、自治体にはあると思います。ここに関して今後検討していくではなく、しっかりと改めて早急に手を打っていただくようお願いし、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、地域運営組織について伺いさせていただきます。

先ほど、地域の現状、意見の聴取は進んだのかということをお話をお伺いしたと思いますが、次に、公民館が担っている業務と現在の組織体制が合致していないと考えるが、今後の対応について伺いさせていただきます。

公民館とは、そもそも社会教育法で定められた教育機関であり、また、今年からは会計年度任用職員に移行したことから、社会教育課長の管理・監督する市の職員でもあります。そのため、本来的には、社会教育課所管の事業を行う場所と言うことができます。しかし、実態としては、公民館では支え合い運動や社会福祉協議会の事業、地域づくり、防災など、様々な仕事を担っているのが現状です。

そして、館長・主事は、教育機関としての公民館の活動のみが責任を負うべき仕事であり、現在の館長・主事には当てはまらないと思いますが、先ほど紹介した本来の仕事以外の仕事を他課などから頼まれたときに、制度的に館長・主事は断ることができます。これは、公民館長・主事になったら様々な仕事がついてきて大変だということにつながり、公民館長・主事の成り手不足につながる一因になっているのではないかと考えております。

このように、現在、公民館が担っている業務と現在の組織体制が合致していないと考えますが、今後の対応について伺います。

○社会教育課長（港 耕作） 公民館が担っている業務と現在の組織体制につきましてお答えいたします。

公民館が行っている業務については、社会教育法に定められた目的を達成するための業務を

地区公民館長、地区公民館主事が主となって行っていると考えており、地域のために御尽力いただいているところでございます。

また、地区公民館長は令和4年度から、そして、地区公民館主事は令和2年度から会計年度任用職員として業務を行っていただいているところであります。

現状といたしましては、様々な機関や関係団体等からの業務を依頼されることも多く、多忙であることは承知しているところでございます。

当課といたしましては、地区公民館長及び地区公民館主事としての役割があることから、関係機関や団体等と業務内容の調整の必要性は認識しているところであります。

今後は、社会教育法を念頭に置きながら、地域活性化のために地区公民館が果たす役割を考慮し、望ましい公民館の在り方について調査等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 先ほど、課長として課題があるということはお認めになられたのではないかと思います。地域運営組織、現状の体制と合っていない、公民館の現状が体制と合っていないというところがありますので、ぜひ、当局として方向性を示していただいて、公民館、また、地域の方々と話をしていただいて、地域運営組織を早急に導入していただくようお願いし、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川越信男） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川越信男） 次は、明日午前9時半から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これにて散会します。

午後5時1分散会

令和 4 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 4 年 1 2 月 7 日

本会議第3号（12月7日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
------	-------	----	-------

令和4年12月7日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第78号上程

○議長（川越信男） 日程第1、議案第78号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（園田 保） おはようございます。議案第78号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算成立に伴うもので、出産・子育て応援交付金事業に係るものでございます。

補正額は、歳入歳出とも600万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は126億9,382万9,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に上げてあるとおりでございます。

歳出の事項別明細について、御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費2目母子衛生費の扶助費は、出産・子育て応援交付金に係る経費で、妊娠時、出産時、それぞれ5万円を支援する事業でございます。

以上が歳出の説明となります。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、4ページの事項別明細書の総括表及び6ページの歳入明細にお示ししてありますよう

に、国・県支出金及び繰越金の一部を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 ただいま説明、妊娠時、出産時というようなことが言われたんですけども、前もいろんな、この事業の関係で問題が、その期間、どこまでが対象なのかということがあったと思うんですけども、現時点での中身なのか、それとも期間が設定されている中身でその対象者が確定するのか、その対象の決め方について。

○保健課長（草野浩一） 今回の出産・子育て応援交付金は、先ほど財政課長のほうから御説明がありましたが、先週2日に成立しました国の令和4年度第2次補正予算の中で、物価高の総合経済対策として、少子化対策、子ども・子育て世代への支援として創設されたところです。

それに伴いまして、対象者でございますが、本年4月1日から3月31日までに妊娠届、出産届を出された方が対象となります。

国においては、来年度以降も継続するというふうに報告を受けておりますので、継続事業というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川越信男） よろしいですか。

○持留良一議員 はい。

○議長（川越信男） ほかに質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、9番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは、議長の許可が出ましたので、質問を行っていききたいと思います。

まず冒頭、明日が12月8日、御存じのとおり、対米戦争に突入した1941年12月8日から81年目の日です。

今、私たちをめぐる平和の問題は、様々状況が変わってきています。

先般、トルコでアジア政党国際会議が開かれ、全会一致でイスタンブール宣言が採択されました。ブロック政治を回避し、対話と交渉こそが紛争を解決する唯一の道だと盛り込みました。

米中対立の最前線であるアジアの本流は、軍事ブロックではなくて、包括的、平和構築です。憲法9条を持つ日本こそ、軍拡ではなく、外交努力によって、平和を構築していく。このことが改めて81年目を迎えるに当たっての私たちの構えであり、また私の訴えでもあります。そのことを最初に冒頭訴えまして、質問に入りたいというふうに思います。

今回の質問は、改めて問われている自治体の役割、福祉、暮らしを守る役割、そして、その責任について、5点の角度から質問をいたします。

最初の質問は、物価高騰から何が問われ、そして市民の暮らしをどう守っていくのかを問います。

私は11月8日に、市議会定例会への要望として、物価高騰の中だからこそ、市民生活を支援することが求められていると補正予算への要望書を提出いたしました。それは、物価高騰はあらゆる分野に及んでいて、負担増を試算すると、平均的な2人以上の世帯で年間13万円以上にな

っています。

政府の総合経済対策が提案されましたが、ガソリンや輸入麦、電気、ガスといった個別品目に対する一時的な価格抑制策だけです。こういふときだからこそ、社会保障や教育の公的負担を軽減し、市民の生活を守り、消費の減退を、景気の後退を防ぐべきです。まず、そのことを最初に訴えておきたいと思います。

そこで、1番目には、畜産農家への支援対策です。

配合飼料価格高騰緊急支援事業、この制度に加入している生産者への負担、経費の一部を支援する事業として、市としての支援の検討はできないかという質問です。

配合飼料価格制度は生産者と飼料メーカーが、また国が出し合ったお金で補填します。しかし、飼料メーカーは販売価格に上乗せをすることで、結局、生産者が負担をしなければならない。そういう現状があります。

11月30日に畜産危機突破、農水省前行動が行われました。そこで出された言葉が、これでは年が越せない、悲痛な畜産農家の声が出されていました。

次に、子供たち・保護者への支援について問います。

過去の物価高騰時にも、生活保護基準の年度途中での引上げが行われています。そこには、自治体の役割、福祉、暮らしを守る役割、そうした責任があるからこそ取り組まれたものというふうに考えます。

文科省も、4月の通達文書、コロナ禍における原油価格高騰、物価高騰総合対策の中で、生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等への負担軽減など、子育て世帯への支援と記しています。これは何を意味するのでしょうか。

そこで1点目は、就学援助制度支給対象の拡充と支給費目の追加、検討ができないのか訴えます。

そして、2番目としては、学童保育利用料の負担の軽減、これは検討できないのか問いたいと思います。

2点目は、個人情報保護条例づくりについて、住民全体の理解と意思を踏まえ、自治体が自主的に決めることが重要であるということを含め、どのような検討が必要なのかを問います。

本市の現状、個人情報保護条例では、個人情報を本人から直接収集するなど制限があり、目的外利用や外部提供の制限、オンライン結合の制限など原則があります。今回の法の改定によって大きく変わってきます。まず、条例案の上程までの日程について明らかにしてください。

2点目は、国が条例の規定を提供しているのか、本市は現個人情報保護条例を個人情報保護法施行条例へ改廃するのか伺います。

3点目は、行政側から個人情報を本人同意なしに第三者へ提供できる仕組みになっている問題について問います。これは匿名加工情報という制度です。

行政機関がどのようなデータを持っているのか。個人情報ファイルを公表し、民間業者から利用の提案を募集し、審査、契約を経て、個人情報を非識別加工して民間事業者への利活用に提供するものです。

市町村に対しては、できる規定が適応されますが、仕組みはどうなっているのか、本市としてどのような対応を検討されているのか伺います。

4点目は、自己情報コントロール権が保障されているのかを問います。

現行法制では、個人の権利利益を自主的に守るものになっていません。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に扱われないように関与する権利は保障されることが必要です。自己情報コントロール権はどのように保障されるのか伺います。

次の質問は、水田活用の直接支払交付金問題

について問います。

いわゆる水田活用交付金は、転作作物に応じた戦略作物助成や地域振興作物への産地交付金、高収益作物拡大加算など、助成金で国の事業となっています。垂水市でも、約97名近い農家の皆さんが利用されていると思います。

農家は人口の減少や高齢化の中で、主食用米需要の減少に応じて、水田で麦や大豆、飼料用作物を安定的に生産する、排水条件を整備するなど、様々な工夫を重ね、受給率の向上に貢献してきています。これを生産し続けるためには下支えが必要です。

水田活用直接交付金は、そのための国の応援です。今、見直しを図られようとしています。見直しの主な内容は、交付対象水田を減らせ、飼料用米はこれ以上作るな、牧草の補助金3分の1カットというものです。

見直しで水稲作物面積が増えれば、国が生産調整から手を引いた現在、米市場は混乱しかねません。さらに、国産の大豆や麦の生産も減少しかねません。さらに補助金のない農地となり、耕作放棄地が今以上に発生することが危惧されます。

そこで、2点について伺います。

1番目は、水田活用交付金、カット問題で本市への影響はどうか。

2点目、交付金の見直し、大幅カットをやめ、維持・拡充することが農業を守ることにつながるのではないのでしょうか、見解を伺います。

次は、風力発電の問題について、第2弾として、今回問います。

再エネは地域固有の資源であり地域主体、共生でこそ解決が図られるべきです。

そこで、地域主体で共生で解決が図られていくためにはどう取り組んでいくのかを問います。

一つは、自然エネルギー導入に当たってのルールづくりの必要性について伺います。

ガイドラインを検討すると、前々回の議会で

検討されていますが、進展しているのか伺います。

私は、県内では指宿市、霧島市の再生エネルギー発電設備指導要綱、ガイドラインが参考になると今考えています。

2点目は、自然エネルギーの活用は、地域資源を活用することから、住民が計画段階から参加し、十分な情報提供を行って検討していくことが不可欠であると前回伺いました。このような形で今後、行政主体で仕組みづくりを検討していく必要があると考えますが、見解を伺います。

最後の質問は、会計年度任用職員の役割と、それにふさわしい待遇改善の必要について伺います。

非正規職員の劣悪な処遇は、官製ワーキングプアとやゆされ、国と自治体による無責任な雇用の在り方が社会問題化しました。それらの指摘を受け、2020年4月から、その処遇改善の目的の一つとする会計年度職員制度の運用が始まりました。しかし、処遇内容が前より切り下げられるケースや給与、格付の在り方など、制度的欠陥も明らかになってきています。

とりわけ会計年度ごとの任用という雇用不安の現実を前に、住民のために働きたいが声を上げたくても上げられないという声があります。そこで以下の3点について伺います。

1、市長は、会計年度任用職員は自治体・公務公共サービスを担い、職場にはなくてはならない存在であると、制度導入のときに表明されていますが、今でもその考えはないのか、変わっていないのか伺います。

2点目は、現行制度では毎年、公募で働き続けられることが不安定になり、雇用が継続的に保障されない点で行政として課題はないのか伺います。

安心して働き続けられることが公務公共サービスを担う観点からも重要と考えます。認識を

聞きたいと思います。

3点目は、制度発足から3年が経過する中、実態を調査する必要があると考えます。問題点や課題を整理し、質の高い行政サービスの確保、いわゆる公務公共サービスを提供し続けられるように努めていくことが、行政に求められていると考えますが、見解を伺います。そして、処遇改善の必要性についての見解を求めたいと思います。

不十分な点については、再質問を行っていきます。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。それでは、配合飼料価格高騰緊急支援事業への支援につきましてお答えいたします。

配合飼料価格が高騰した際の畜産経営の影響を緩和するためのセーフティネットとして、配合飼料価格安定制度が構築されております。

この制度は、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる通常補填と異常な価格高騰時に通常補填を補完する国と飼料メーカーの積立てによる異常補填の2段階で補填する制度となっております。

国においては、積立金が枯渇することがないように、異常補填基金に所要額の積み増しがなされており、今年度も補填金の支給が行われているところです。

本市においては、農林業者の経営支援のため、垂水市議会第2回定例会において補正予算を可決していただき、農林業物価高騰対策事業を実施し、耕種農家と併せて畜産農家の飼料高騰対策として、補助金を交付したところです。

配合飼料価格高騰の長期化は、畜産業にとって深刻な問題であることから、国が推進する総合的な自給飼料増産対策等を注視するとともに、国・県に対し状況の変化に応じた迅速な対応について、県市長会等を通じて、引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 就学援助制度支給対象者の拡充と支給費目の追加につきまして、お答えいたします。

子供たちの貧困は、その成長の過程を狭めるだけでなく、次世代に貧困が引き継がれるおそれのある重要な問題であると考えております。

就学援助の認定基準の一つであります認定基準所得額につきましては、生活保護基準に基づき算出される額に乗じる倍率を位置づけており、本市におきましては、令和2年度から、1.2倍から1.3倍に引き上げたところでございます。

他市の状況は、鹿児島市が1.35倍、本市と阿久根市、曾於市が1.3倍、1.2倍が鹿屋市ほか4市、1.1倍が出水市、それ以外の9市は認定基準倍率を設定しておりません。また、本市の申請者数に対する認定者数の割合は、令和元年度が81.8%、1.3倍に引き上げた令和2年度が86.5%、令和3年度が88.2%、令和4年度が88.5%と年々増加しており、より多くの家庭に就学の援助ができているところでございます。

次に、支給費目の追加についてでございますが、国は2010年度から、従来の学用品費や給食費などに加え、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目を、2020年度からは、オンライン学習通信費も費目に追加したところでございます。

他市の状況は、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目を現在支給しているのは出水市のみであり、オンライン学習通信費を支給している市は1市もございません。なお、本市もオンライン学習通信費を支給しておりませんが、ネット環境のない家庭の児童生徒に、必要に応じて無償でモバイルWi-Fiルーターを貸し出しているところでございます。

認定基準の引上げや援助費の支給につきましては、今後も他市町村の動向を注視しながら、調査研究してまいります。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 学童保育利用料の負担軽減の考えはにつきまして、お答えいたします。

学童保育利用料につきましては、通常月額5,000円となっており、同世帯の2人目以降の児童及び独り親世帯の児童は半額の月額2,500円と、保護者の負担が大きくなるよう金額設定しております。

本市の学童保育料の平均は3,400円となっており、県内の平均を下回っているところでございます。

議員から今回質問をいただいたこともあり、今後、大隅地域の4市5町の取組状況を調査してまいりたいと考えております。なお、学童保育を利用されている保護者を含めた子育て世帯への物価高騰対策としましては、独り親世帯及び独り親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金でしたが、これらは国が実施する給付金で、市内の子育て世帯全体を見ると、対象とならない世帯がございましたので、地方創生臨時交付金を活用した本市独自の取組として、国給付金の対象とならない世帯に対し、垂水市子育て世帯生活応援臨時給付金を支給させていただき、国の給付金と本市独自の取組による給付金により、市内の子育て世帯全てに対し、児童1人当たり5万円を支給させていただいております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 条例改廃の日程につきましてお答えいたします。

個人情報保護法に係る令和3年法の改正の趣旨は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を目的に、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を個人情報保護法に一本化するとともに、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものと示されているところでござ

います。

この改正に伴い、本市の個人情報保護条例についても、個人情報保護に係る定義を国と一元化し、個人情報の取扱い、個人情報ファイル簿の作成、公表等について、国と同じ規律を適用することとなります。

条例の改正案でございますが、国の定める定義や個人情報の取扱い等、基本的に保護の規定が直接、地方公共団体に適用されることになるため、既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなり、条例の改正が広範囲にわたることから、新たに個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、その附則におきまして、現在の個人情報保護条例を廃止する方式で考えているところでございます。

このように、全国一律の改廃等となりますので、パブリックコメントの実施につきましては、他市の動向等を確認しながら判断する考えでございます。なお、条例案の提出は、令和5年3月議会を予定しているところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、国が条例の規定例を提供しているのか。本市は現個人情報保護条例を個人情報保護法施行条例へ改廃するのかにつきまして、お答えいたします。

条例の参考規定例につきましては、令和4年4月に、個人情報保護委員会事務局及び総務省自治行政局から個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージが示されたところでございます。この条文イメージを基本として、例規整備の委託先である第一法規株式会社からモデル条文案の提供を受け、現在、条例改正案の内容の精査を行っているところでございます。なお、条例名は垂水市個人情報の保護に関する法律施行条例として、その附則におきまして、現在の個人情報保護条例を廃止する予定でございます。

以上でございます。

続きまして、データ外部提供の仕組みにつきまして、お答えいたします。

個人データを本人以外の第三者に提供する場合につきましては、原則といたしまして、あらかじめ本人の同意が必要となります。ただし、本人の同意がなくとも、法令に基づく警察、裁判所、税務署等からの照会、人の生命、身体、財産の保護に必要で本人の同意が困難な場合、公衆衛生、児童の健全育成に必要で本人の同意取得が困難な場合、学術研究の目的での提供・利用などの場合におきましては、例外的に個人データを第三者に提供することができることとなっております。

持留議員の質問の匿名加工情報とはですが、個人情報の保護に関する法律第2条第6項におきまして、匿名加工情報とは、個人情報の区分に応じて必要な措置を講じて特定の個人を識別することができないよう、個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものと規定されておきまして、匿名加工情報につきましては、個人情報の該当性が認められないこととなります。これによりまして、個人情報の保護に関する法律第69条に規定されております利用及び提供の適用対象外となりまして、行政機関等の所管事務の遂行に必要な範囲内で、任意に利用することができることとされております。なお、個人情報保護に関する法律第121条におきまして、匿名加工情報の安全性を担保するため、匿名加工情報を他の情報と照合する識別行為の禁止等の規定が設けられております。

続きまして、自己情報コントロール権は保障されるのかにつきまして、お答えいたします。

個人情報の保護に関する法律第61条におきまして、個人情報の保有の制限等について、行政機関等は個人情報を保有するに当たっては、条例を含む法令の定める所管事務または業務を遂行するため、必要な場合に限り、かつその利用

目的をできる限り特定しなければならないと規定されており、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインにおいては、個人情報等の取扱いについて、行政機関等においては行政サービスの提供等のために個人情報を保有する必要がある一方で、不必要な個人情報の保有は安全管理上、問題があるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもあることから、法においては、行政機関等が個人情報を保有するときは、利用目的を特定すること等が求められております。また、個人情報の法に関する法律第98条におきまして、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために、利用停止請求権について規定されており、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を越えて保有されている場合、所定の事由に該当しないにも関わらず、利用目的以外での目的での利用または提供がされているときにおいては、何人も当該保有個人情報の利用停止を請求することができることとされております。

本市におきましても、国のほうから個人情報保護法改正のガイドライン等が示されておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 水田活用直接支払交付金カット問題と本市への影響につきまして、お答えいたします。

令和4年度より転換作物が定着化した水田の畑地化を促し、水稲と転換作物とのブロックローテーションによる地力回復と収益性の向上を促すことを目的に、令和4年度以降、5年間で一度も水張りが行われない水田について交付対象としない方針が農林水産省より示されたところでございます。また、多年生牧草への戦略作物助成や飼料用米などに交付される産地交付金についても見直しがなされたところでございます。

議員御質問の本市への影響についてですが、令和4年度の水田活用直接支払交付金の全体申請面積は66万6,897平方メートル、そのうち水張りを行わない面積が29万9,179平方メートル、そこでの主な作物は飼料用作物の17万3,424平方メートルとなっております。

令和8年度までに一度も水張りを行わなかったとしますと、翌年の令和9年度より交付対象外となり、今後、畜産農家を中心に影響が出てくるものと考えられます。なお、多年生牧草への戦略作物助成や飼料用米などの産地交付金については、現在のところ交付申請がないことから、影響は少ないものと思われま。

以上でございます。

続きまして、交付金の見直し・大幅カットをやめ、維持・拡充することが大切ではないかについて、お答えいたします。

水田活用直接支払交付金については、農家の経営所得安定対策の重要な交付金であると考えております。

国において畑地化を進め、国産飼料生産を推進する新たな取組も始まっておりますので、この制度の内容について、対象農家の皆様方の元へ直接出向き、説明してまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 自然エネルギー導入に当たってのルールづくりの必要性について、お答えいたします。

令和2年第3回定例市議会における持留議員からの質問に、他市が策定しておりますガイドラインの現状なども調査して、本市の実情に応じたガイドラインの策定を考えていきたいと思っておりますとお答えしております。

現状は、前田議員のところでもお答えしましたが、太陽光発電事業をはじめ、再生可能エネルギー設備等の事業実施に関する協議や対応につきましては、県の再生可能エネルギーの適正な事業実施の確保に係る対応ハンドブックを準

拠していることもあり、垂水市独自のガイドラインや条例等については現在ございません。

今後、牛根から海潟地域の山間部において、大規模な風力発電施設が計画されておりますことから、県のアドバイスや持留議員からもお示しいただきました周辺自治体の事例を参考に、本市の実情等を考慮したガイドラインの策定についても検討したいと考えております。

次に、住民が計画段階から参加し、十分な情報提供を行って検討して議論を行う会議の設置についてでございますが、風力発電事業に関しては、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントにおける複数回の手続を通じて、事業者自らが環境調査、予測、評価を行い、その結果を公表して広く意見を聞き、事業計画へ反映させるよう義務づけられております。

この環境影響評価の事務手続は4段階ございますが、事業者は全ての段階におきまして、調査結果等を縦覧して公表することとなっております。また、事業者は今後、4段階の事務手続の中で、2回、住民説明会を開催し、住民の皆様から広く意見を聞くことになっておりますことから、本市職員も出席いたしまして、地域住民の皆様から出されました意見、提言等について、市からの意見書作成時に考慮することなども検討していかねばならないと考えております。

今後の環境影響評価手続等の動向をしっかりと重視し、市民の皆様に対し、広報誌やホームページ等を通じて、その情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 会計年度任用職員は、自治体・公務公共サービスを担い、職場になくてはならない存在であると制度導入のときに表明されているが考えは変わっていないかにつきまして、お答えいたします。

令和元年6月議会の一般質問において、持留

議員から非常勤職員の処遇改善に係る質問に対し、当時の総務課長が「臨時・非常勤職員なくして、公共サービスができない状況になっている」といった回答をしておりますが、この認識は現在も変わってはおりません。

現在、会計年度任用職員は、市長部局で102人、教育委員会部局で59人、合計161人を任用しているところでございますが、一般事務をはじめとした正規職員の補助的な役割や正規職員で対応できない専門職や技術職の業務など、行政運営全般において必要となる多種多様な業務の担い手となっているところでございます。

以上でございます。

続きまして、制度は毎年、公募で働き続けられることが不安定になり、雇用が継続的に保障されない点で行政として課題はないのか。安心して働き続けられることが公務公共サービスを担う観点からも安定した雇用形態が求められているのではないかにつきまして、お答えいたします。

会計年度任用職員制度については、令和2年度から施行されておりますが、会計年度任用職員の任期については、一会計年度と定められており、公募を行わない再度の任用は原則2回までとなっておりますが、本市におきましては、毎年度、公募による募集を行って任用しているところでございます。

本制度における任用に当たっては、国が示すマニュアルにもできる限り広く募集し、面接等、客観的な能力の実証を行った上で選考を実施すべきとの記載があること、また、平等取扱いの原則を踏まえて、任用回数や年齢による応募の制限をしない旨が記載されており、適切な対応が求められているところでございます。

雇用が継続的に保障されない点で行政として課題はないのかとのことでしたが、公募選考は必要な職種にふさわしい人物を採用することを目的に行うものであり、均等な機会の付与の考

え方を踏まえつつ、客観的な能力の実証を行うことが行政運営上、必要な人材の確保という点においては望ましいと国のマニュアルに記載があるところでございます。なお、現在任用されている会計年度任用職員については、複数の応募者がいる場合、公平な視点で客観的に能力を比較することとなりますが、前の任期における勤務実績等を考慮し、公募の上、再度の任用も可能としているところでございます。

本市においては、応募者が少ないため、結果的に再度の任用となっていることもあります。今後も原則を遵守しながら、それぞれの職にふさわしい会計年度任用職員を任用し、公共サービスの維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

続きまして、制度発足から3年が経過する中、実態調査の必要性があるのではないかと。問題点や課題点を整理し、公務公共サービスに努めていくことが求められているが見解を求む。処遇改善の必要性の認識はどうかにつきまして、お答えいたします。

会計年度任用職員の給与は、当該、会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する正規職員の職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、業務遂行上、必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めております。

給料表は、正規職員の1級と2級を適用しているところでございます。このようなことから、今回、議案でも上程しておりますが、人事院勧告により、給料表が見直された場合は職員と同様、国に準じて見直すこととしているところでございます。

このほか、会計年度任用職員については、近年、国の法改正に伴い、育児休業等の特別休暇の充実・拡大や福利厚生面においても、処遇改善が大幅に図られてきております。

今後とも会計年度任用職員の処遇面につきまし

ては、国の動向に準じて、適時改善に努めていく考えでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 では、一問一答で不十分な点について再質問をしていきたいというふうに思っています。

まず、物価高騰に関する問題について、先ほど冒頭でも言いましたとおり、11月30日に、畜産危機突破緊急中央行動が農水省前で行われました。

この中で出された要求というのは、飼料などコスト上昇分を全額補填してほしい、コスト上昇分を価格に転嫁できるように、メーカーなど事業者働きかける、いわゆる、もう畜産農家の方々が切実な声を上げているわけです。

今日、議長の許可を得まして、資料も皆さんのお手元に届けてあると思います。これが配合飼料の推移と補填金額との関係における実態であります。

7月、9月、10月ありましたけども、市長、10月の配合飼料の価格は前年度対比でどのぐらい値上げになっているとお思いですか。

○農林課長（森 秀和） 配合飼料価格についてお答えいたします。

国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴い、トウモロコシ等の飼料原料価格の上昇や為替相場の影響により、配合飼料も工場渡し価格になりますけども、令和3年4月頃から高騰しております。

直近の価格は5年前と比較しますと約3万5,000円高騰し、直近では10万円ぐらいの価格となっております。

以上でございます。

○持留良一議員 今そういう中で価格は高騰しているということで、こういうような形で国がこういう制度をつくっていますけども、生産者の負担額は大変だと、特に飼料メーカーが販売価格を上乗せをする。それを農家を買わなけれ

ばならないという問題点が、この中でも示されているというふうに思います。そうなってきたときに、やはり何らかの支援策ということで、国に全額補填してほしい。そして、先ほどコスト上昇分を価格に転嫁するように努めてほしいということも言っているわけなんです。しかし、現実はそのようなふうになっていない。国もその方向は認めていないわけなんですよね。そうなってくると、あとは県や市が何らかの支援策を取って、畜産農家を支援していく。この方向しかなんですけども、全国でもそういう取組が具体的に進んでいるんですが、改めて市長に、畜産経験もある市長に聞きたいと思いますが、市長の対策の支援、このことについてお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） まず、副市長がお答えいたします。

○副市長（益山純徳） 私のほうから、まずは御答弁させていただきます。

先ほど農林課長が答弁いたしましたとおり、当然、持留議員御存じのとおり、国のセーフティネット事業でございます。

当然、セーフティネット事業で足りないところがあるというのは、市のほうも認識しているところでございまして、そのため市としても、農林水産業、あと商工業も含めて、物価高騰対策事業というのを打ったところでございます。

国県に対しましては、当然畜産のお話というのは、垂水市だけの課題ではございません。国全体の課題でありますことから先ほども農林課長も答弁いたしました。県市長会を通じまして県への要望、知事への要望、その後全国への要望を10月以降行っております。持続可能な産業の維持発展ということで、やはり持留議員が言われたように、急激な円高の影響とか、住民生活企業活動の負担が増え続けていること、あとこれは県の要望なんですけど、いろいろ対策を講じられていますが、あらゆる産業分野に

において事業者は非常に厳しい状況に置かれ、食料の安定供給に支障を来すおそれがあること、そのために状況の変化に応じた迅速な対策の実施に特段な御高配を賜るよう強く要請するという形で、県市長会を通じまして、国県に対して強く要望を行っているところでございます。

何度も申しましたとおり、あの垂水市も非常に苦しい状況でございます。ただ全国一律の課題でございますので、県市長会を通じまして、やはりきちとした要望を続けていく必要があると考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） これよく御承知のとおりだと思いますけれども、いろんな社会情勢でいろんな分野において、燃料高騰とか飼料高騰がなされているわけです。今副市長が話をしたような形で、まずは全国的な要望の中で、私も県の市長会の副会長ということがございまして、しっかりと要望させていただいておりますし、全国中央畜産会の理事の一人としてもこの問題は非常に重要な問題と捉えて、いろんな場面でお話をさせていただいております。そのことを踏まえて今後しかるべきことをしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○持留良一議員 先ほど課長のほうから6月会で一定程度の対策は取ったんだということです。それでもその後、物価が高騰しているわけなんですよ。そうするとやっぱり何らかの支援策ということが必要だということは共通の理解だというふうに思います。そういう中で鳥取県の邑南町なんかは独自に支援策を取っていると、県内でもそういうときに支援を取っていると。だからそれを待っていたって、先ほど言っていたとおり、国はなかなか動かないと。野村農水大臣もそのことに関しては今後検討していくということは言われていますけども、今実際上の問題として、目の前の危機がある、年が越せない、様々な要因があるわけなんです。だからこ

そ私はこの独自の支援策は必要ないのかということをお聞きしたわけですが、これによって畜産農家が廃業になるということは大変私は垂水の農業とっても、全国の農業にとっても大変重要な問題だと思っておりますので、ぜひ再度来年度の予算に向けても、含めて検討お願いしておきたいというふうに思います。

次に移ります。次の学校関係から福祉関係なんですけれども、課長には文章を読んでいただきたいということでお願いしていただきましたけれども、感想を簡単にお聞かせください。

○福祉課長（森永公洋） このコロナより物価高騰が大変厳しく感じているというアンケートのほうに載っており、理解しております。今後、この利用料につきましても、今のところ県の平均を下回っているところがございますので、今のところ軽減ということは考えておりません。

以上です。

○持留良一議員 県の平均取って比較するというのはどうかなあと思うんです。基本大事なのは本市の子供たちの実態、その中でどういう生活実態があるかということをしなければいけないと思うんです。私は今回、皆さんのお手元には平均的な中身としてこのデータを出させてもらっています。となってきたときにやはり問題なのは、それに対する支援、今の現状の中でどういう対策を取らなければならないのかということで、では自治体は何のためにセーフティネット、福祉の支援策を取っているのか、この点についてお答えください。

○副市長（益山純徳） 私のほうから総体的な形で答弁させていただきます。

先ほど福祉課長の答弁にもありましたとおり、当然子育て支援、非常に大事な話、こういうふうな学童も含めて非常に大事な話だということは認識しております。

市といたしましては、先ほど、福祉課長も答弁ありましたとおり、子育て世帯への物価高騰

対策として、全ての子育て世代に対して、国の制度は一部の子育て世代でございましたが、全てという形で一定のお金と申しますか、そういうものを支給をさせていただいたということで、市としても独自で取り組んだところもございません。

言われました学童保育、いろんな当然制度というのがございますが、やはりその今まで市として取った、ほかの市町村がやっていなくても市としてやったこともございますので、今の学童保育についてはやはり大隅地域の4市5町、そういう形で取組状況こういうのをまずは調査して、調査した後に検討をする場合においてはその必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○持留良一議員 回答になっていないですよ。何のためにそういう施策が必要なのか。こういうときだからこそそういう施策を充実させていく、対応していくというのが本来の自治体の役割だと思うんですよ。そのことを私は聞いたの。他と比較してどうだという問題じゃないでしょ。今、子供たちを支援していくためには、本市としてどうなんだと、その主体的な考え方が重要だと思います。そのことを指摘しておきたいと思えます。

次に、学校関係で就学援助制度についてお聞きしたいと思いますけれども、こんなアンケート結果が出ているんです。学びへの影響を聞いたところ、悪い影響が大いに出ている、これが18%、悪い影響が出ている40%、具体的な内容については勉強の意欲が低下した、学校の成績が悪くなった。物価高騰で影響を調べた経済的困窮する支援の中でそのアンケートの回答としてこういうのが出ているんですよ。子供たちの勉強、また、通常の学びの問題、大きな影響がやはり経済的な貧困による先ほど課長が言われたとおり影響は出ているんだということを言ってるわけなんですよ。そうなってきたときに、

今こちらに質問したとおり、こういうときにはどういう役割があるのか、就学援助制度でしょうと。それが経済的な対策として、この間制度が様々な形で充実し、本市も1.3人の準保護基準を引き上げられましたけれども、本当にそれで問題ないのかということが問われていると思うんです。それをちゃんと調査したり、またそのための対策というのを検討されたことがあるのかお聞きします。

○学校教育課長（今井 誠） 令和2年度に議員が御指摘のように、1.2から1.3に上げました。それで、支給対象となる家庭は少しずつ増えてはおります。今年度も対象者約1割の方が対象外となってしまったんですが、その1割の方々の収入を見たときに、今の基準より結構高い基準の方々が今回得られなかったということになっております。3年目ですので、こういった形で実際どういう形で支給ができているのかを今後もしっかり検証していきたいと思っております。

それからを支給4品目につきましても、国が示しているのが、児童が1人当たり2万2,860円、中学生が5万1,960円でございます。これを考えますと本市で換算しますと小学生が今年度84人支給しておりますので、全部で192万240円、中学生が64人支給しておりますので332万5,440円となり、合計524万5,680円の予算が必要になるという形で、今後これがどうなっていくかにつきましても、しっかり検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 先ほど言ったとおり、今回の文科省の通達においても、給食費等含めてという支援策ということを行っているわけなんです。そうなったときにやっぱり必要性とは何なのかということは、単純に、今現状だけではなくて実態としてどういう状況なのか、そしてなおかつ先ほど、こちらにも質問したとおり、セーフ

ティーネットとしての対策、今日の問題は物価高騰による影響なんです。その部分がどれだけ反映されているかということだと思うんです。ただ要保護基準をどれだけ見直さなければいけないのか、具体的にやっぱり検討もされなければいけないはずなんです。

そういうことをやられたのか最後にお聞きします。

○学校教育課長（今井 誠） 議員御指摘のとおり物価高騰と現状を考えたときにそれがどうなのかということにつきましては、やはり私どもとしましても、今申し上げたとおり、現状こういう形で予算がかかる、そして引上げによって、言葉は正しいかどうか分かりませんが、支給を受けられる、救われる家庭が増えるというところにつきましても、しっかりと検証してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○持留良一議員 次に移ります。個人情報保護条例問題について移りたいと思っております。先ほど1点目のことは分かりました。それからデータ外部提供の仕組みの問題にちょっと聞きたいんですけれども、この提供によって住民は不安が払えないという側面があると思うんです。幾ら確保したとしても。そういう中で極めて慎重にする対応が求められていると思うんですが、その個人が判別できないように加工水準を上げることも、自治体として裁量が残っているのか残ってないのか、この点についてお聞きします。

○総務課長（濱 久志） 匿名加工情報のことですが、これにつきましては、個人を特定できないように加工している情報ということですので、個人情報としての該当者は認められないということです。先ほども申し上げましたが、個人情報の保護に関する法律第69条に規定されております利用及び提供の適用対象外となると、行政機関等の所管事務の遂行に必要な範囲内で任意に利用することができることとさ

れております。ですので、この匿名加工情報を照合するなど、識別行為を禁止するという条文もございますので、これによってこの情報については守られているというふうに認識しております。

以上です。

○持留良一議員 この問題では個人が判別できないように加工水準を入れることも自治体として裁量が残っているんだということが言われているんですよ。それがちゃんと理解されたのかどうなのかということだったんですけど、その点はちょっと疑問が残るところです。

あと、自己情報コントロール権、この問題について国のほうの保護の目的、個人情報保護法の目的の第1条では個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人の権利利益の保護は個人情報の適正かつ効率的な活用や個人情報の有用性に配慮しつつ行うものにしてしまっていますということで、いわゆる当初の既存にある条例よりも後退しているのではないかというふうに思うんですが、それでもやはり個人情報コントロール権は保証されているということで確認できるんでしょうか。

○総務課長（濱 久志） 個人情報保護制度におきましては、自己情報のコントロール権という積極的、能動的側面を重視する考え方が広まってきている状況でありますことから、その実効性を保証するための中心的仕組みでございます、開示訂正利用停止の手续が保証されているところでございます。

以上です。

○持留良一議員 個人情報の取扱いを特に制限することは許容されないというふうなことも示しているんですよ。そうなってくると本当にコントロール権が保証されるかどうかというのは疑問が残るところです。

今後、条例の制定時にこれは改めて議論をしていきたいというふうに思います。

それから、次に移ります。水田活用交付金の問題についていきます。時間もあと少ししかありませんけれども、先ほど言われたとおり、全国のほうでも意見書が多数出ているんです。それからあとJA含めて、それからあと山口県は市長会がこの問題での抗議する要望決議を上げています。共通するのは、先ほど言いましたとおり、膨大な耕作地が発生する懸念があるということでもあります。

そうなってきたときに、やはり、全国市長会でもこの点については項目を設けて要望を上げています。ぜひこの点について、引き続き市長会等で含めて、この点については見直し、ストップをかけるような、また一方では、補助金の拡充も含めて提案をしていただきたいと思います。そのお願いに、これは代えておきたいというふうに思います。

次に、再エネの風力発電の問題についてお聞きをしたいと思います。風力発電、私は大事なのは、2番目のこの住民の計画段階から参加し、十分な情報提供をもって行っていくということが重要というふうに考えているんですが、何かというと、今回重要なキーワードとして地域の資源を活用すると、地域の資源、みんなの共有の財産だというふうに思うんですが、この点について私は非常に重要な問題として捉えていかなければならないというふうに思います。その問題においては、茨城県の神栖市というところは、ここは洋上風力発電の問題なんですけども、やはり鍵は住民合意だということの1つの中身を言っています。

そして、これに関係した京都大学の特任教授が、その土地が適正かどうかを区分するゾーニングを地方行政が行うことが大切だと。住民が事前に合意形成を参加し手続上の正義であると、これが私は大切だというふうに考えていらっしゃるんです。この地域資源、活用する、やっぱ

り、何と言っても住民の合意、これが事業だとなってきたときは、行政が主体的に取り組んで進めていくことが重要だったと思いますが、再度認識を市長にお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） この問題は、地球温暖化、世界が共通してカーボンニュートラルの問題を進める中で、日本として、垂水市として何ができるかという一方の面では必要なことでありますけれども、それを進めるに際して、今御指摘があったような住民合意というのは同時に大事なことがありますので、当然のこととしてそういうような形で進めてまいりたいと思います。

○持留良一議員 この問題では宮城県の知事が、県としては、何もこの問題ですることとはできないと、そうやってきたときは住民がいろんな声を上げてもらって、取り組んでいく必要があるということを新聞でも表明されています。それだけやっぱり重要な問題だということというふうに思いますので、今市長が言われたとおり、そういう立場でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問については、市長に紹介だけしておきたいと思います。最後になりますけども、この1年半前、新制度がスタートして1年半、そのときに南日報新聞が掲げた記事です。それだけ、様々重要な問題があるということ。再度お聞きしますけども、実態調査は必要だというようなことを私は感じているし、また多くの働く職員の皆さんも、自分たちの声を聞いてほしい、そして頑張ってくためにもやはり職場の処遇改善も必要がある、様々な声があると思うんです。だからそういう意味でも、公共サービスを提供していくためには、やはりそういう実態に合った声を聞いて、そして改善していく、これが市長としての最初冒頭言ったとおり、職場にはなくてはならない存在だということを言われています。こうやってきたときにやっぱり3年たった今、このような形で皆さんの声を聞いて

て、要求を聞いていく、そのことによって公共サービス、住民サービスを充実させていく、このことが重要だと思いますが、市長の認識、またやっていくという声があるのかお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 少子高齢化、人口減少社会の中ではありますけれども垂水市としては、変わらないわけです。その中で市役所職員が果たす役割というのは非常に大きいと。地方分権の中で400ある事務の中の半分が移行されて、さらにまたそういう形で負担が増える、一方で合併ならなかった中で、50名削減をして皆頑張ってくれているというのが現状です。おかげさまで財政の問題も始めて、いろんな形で改善をして頑張ってくれている。もっと言いますと、定員適正化の部分も含めてどうあるべきかというのを、そろそろ再検討する時期であると思いますし、当然その新しい制度の中で、1年たった中でメリット、デメリット、いろんな声があると思いますから、持留議員がおっしゃるとおり、同じ市役所の仲間として安定的にしっかりと働ける環境づくりというのは重要なことだと思いますので、現場の声を私も聞きながら、よりよい方向へ進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時45分から再開します。

午前10時37分休憩

午前10時45分再開

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、池田みすず議員の質問を許可します。

[池田みすず議員登壇]

○池田みすず議員 お疲れさまです。本年11月4日から5日の2日間、志布志、大崎、東串良

の1市2町を会場として、南海トラフ巨大地震と津波を想定した令和4年度鹿児島県総合防災訓練が行われました。県の総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染拡大や豪雨災害の対応のため中止が続き4年ぶりに実施され、一般報道によると警察や消防、自衛隊など101機関、約4,300人が参加しました。本市からは垂水市消防本部の隊員さんが参加されており、ヘリ及び船艇による海上捜索及び救助訓練では要救助者を巡視船上で救急隊に引き渡され、本市消防本部救急車に収容するという任務を、また合同捜索救助救急訓練では、県警や大隅肝属地区消防組合長とともに、倒壊家屋からの救助活動を実施するという、防災訓練の中でも重要な任務を担当しておられました。本市消防本部から派遣された隊員の皆さんの所作、動作は、各救助訓練の現場でも洗練されており、その練度と士気の高さを感じ、日頃の訓練の大切さを痛感いたしました。また参加された隊員の中には、夜勤明けの方も数名いらっしゃいました。本当にお疲れさまでした。

それでは議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問事項に基づき質問いたします。明快な答弁を願います。

まず1問目は、台風14号の経験を生かした取組についてであります。

台風14号は大型で非常に強い勢力を保ったまま北上し、令和4年9月18日から19日にかけて鹿児島県を通過しました。この台風は日本本土に上陸した台風のうち、史上3位の低い中心気圧であり、その接近の数日前から報道で警戒が呼びかけられ、17日夜には鹿児島地方気象台が鹿児島県を対象に、台風要因の特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけました。本市も17日午前9時に災害警戒本部を設置し、午前10時には警戒レベル3を市内全域に発令、同日午後4時には災害対策本部を設置し、同時刻に警戒レベル4を市内全域に発令し、指定避難所9か

所を開設しました。市ホームページの公開データによると、避難者は18日、午後7時のピーク時には、203世帯、296人を数え、19日に閉鎖するまで、避難所開設期間は2泊3日となりました。私も避難所開設の連絡を受け、新城地区公民館のほか3か所の避難地を巡回し、避難所配備要員の市職員の方や避難されている市民の方の声を直接お聞きしました。今回の台風14号は大型で非常に強い勢力を保ったまま北上したこと及び鹿児島県通過後に転向点を迎えたため、比較的長期間にわたって台風の影響を受け続け、災害対応に関して多くの課題や教訓が得られたものと考えます。そこで災害対策本部における各対策部の課題について伺います。

次に本市における子育て支援についてであります。子ども劇場とは、文化、運動を通じて子供の健全な成長を図ることを目的に活動を行っている文化団体です。舞台芸術の鑑賞活動と遊び体験活動を活動の大きな2つの柱にしており、子ども劇場に関わる母親にとって社会進出の機会になっていることや、地域での社会教育支援を活性化するという効果があります。本市においても、平成20年5月31日に垂水子ども劇場が発足し、現在に至っております。この2年間は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、活動を休止していたものの、今年度から活動を再開したとのことであります。活動資金については、垂水市社会福祉協議会からの支援金及び民間企業からの寄附金、鑑賞活動等開催の際に子供1人当たり500円、大人1,000円を徴収する形を取っていますが、その活動要望と比較するとまだまだ足りない状況であり、運営スタッフが資金繰りに大変苦労していると聞き、このままではチケット購入費を値上げするしかないのかという切羽詰まった状況にあります。私も子ども劇場を拝見させていただきまして、子育て世代の方に経済的な負担をかけたくないと思い、子ども劇場に来て目をきらきらさせて鑑

賞したり、楽しそうに活動するたくさんの子供たちに接し、子ども劇場は今後もぜひ続けてい
ただきたいと強い思いを抱きました。そこで子
ども劇場に対する助成について、市の見解を教
えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（濱 久志） 災害対策本部におけ
る各対策部の課題につきましてお答えいたしま
す。

台風14号接近に伴いまして、市は避難指示等
の避難情報を市内全域に発令し、最大9か所の
避難所を開設いたしました。台風の通過後に台
風14号対応に関する課題等につきまして、各対
策部を担当する関係各課と総務課、企画政策課
とで協議の場を持ったところでございます。具
体的には緊急的に対応する事案及び長期の視点
を含め、今後に必要な対応策につきまして、そ
れらを共有、検討した上でその対応等を誰が担
うのかについて、協議を行ったところでござい
ます。様々な課題の中で避難所の運営に関して
は、例えば次のような課題が出されました。ま
ず避難所となる施設に備蓄している物資等の場
所や数量等についての情報不足があり、開設避
難所に配備された要員がそれらの把握に時間を
要したり、確認のため本部へ問合せをしなけれ
ばならない場合がございます。

また、本部を設置しておりました総務課と各
避難所との連携不足により、一部の避難所で飲
食料の配布がなされず、避難された方々に対し
まして、統一した対応が取れなかったことなど
が反省点として上げたところでございます。総
務課といたしましては、協議で出されました課
題に対しまして各対策部と連携し、対応方法を
決定したところであり、現在その実施に向けた
調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 子ども劇場に対する
助成につきましてお答えいたします。子ども劇

場に対する助成については、池田議員から御提
案がありましたことから、大隅地区4市5町の
自治体の状況を調査したいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 それぞれ御答弁をいただき
ありがとうございました。

それではここから一問一答方式で2回目の質
問をいたします。

災害対策本部における各対策部の課題につい
てであります。避難所運営に関する現時点の
課題として、大きく避難所配備要員の情報不足
と災害対策本部と各避難所の連携不足と上げら
れましたが、課題解決のためにどのようにされ
るのかお聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 課題解決に向けた取
組につきましてお答えいたします。避難所の運
営に関し、避難者の受付はもとより、新型コロ
ナに関する問診など避難所に配備される要因の
業務量や使用する物資は増大しております。こ
のように負担がかかる状況の中、避難所運営に
当たる要員が迷うことなく業務を遂行できる環
境を目指す必要がございます。そこで課題解決
に向けた取組の一つとしまして、これまでは一
覧表のみであった備蓄品のリストにつきまして、
避難所ごとに物資の場所や数量を整理したリス
トを作成し、提示するよう改善し、運営の効率
化を図ることとしたいと考えております。今回
の台風対応で明らかになった多くの課題等につ
きましては、関係課との情報共有を今後も継続
し、次の防災対応に生かしてまいりたいと考
えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 課題解決策として、避難所
運営に当たる要員が迷うことなく業務を遂行で
きる環境づくりを目指すこととし、取組の1で
避難備蓄品管理を一覧表から避難所ごとにリス
ト化するとのお答えがありました。今回の台風対
応で明らかになった課題に対する1つの解決策

としてぜひ継続検討していただきたいと思います。しかし避難所運営はこれだけで十分でしょうか。今回の問題点は避難所配備要員の情報不足及び避難所運営に不慣れであったことという本質的なものがあると考えます。さらに各避難所における行政からの支援が一律でなかったという公共性、公平性の概念から逸脱した問題点もあります。確かに、避難所の施設が有する装備の差異で快適性や利便性の違いはあると思います。しかし受付容量や各避難所における準備物件、また備蓄食料や飲み物の配布などは、避難所に避難してきた市民が等しく受けられる、垂水市が提供する一律のサービスであるべきと考えます。そのためには避難所運営に係る職員が業務のよりどころとするマニュアルや各避難所の特性を踏まえた各避難所のマニュアルが必要と考えます。

本年3月、私が理事を務める日本防災士会鹿児島県支部の年次総会において、防災士会の会員でもある鹿屋市の防災専門官が、令和2年の7月豪雨や台風第10号などの災害を受け、全避難所の見直し、避難所運営マニュアルの作成をしたとの内容で講話を聴講いたしました。特にマニュアルに関しては基本編、長期避難編、福祉避難所編、感染症対策編と目的別、段階的に作成、さらに全63か所の特性を踏まえた指定避難所ごとの運営マニュアルを作成し、鍵の借り方や開け方から要配慮者に対する部屋割りの優先順位等、避難所配備要員が初めての任務の方でも困らないような作り込みがなされていました。

極めて近い場所に先行自治体がありますので、よいところはぜひ取り入れて本市の防災対策に生かしていただくよう強く要望してこの質問を終わります。

次に、子ども劇場の助成についてであります。今後調査するとの答弁でありましたが、私が調べた結果、子ども劇場は鹿児島市街に8か

所、近隣自治体は霧島市と鹿屋市にあります。鹿児島市街全ての自治体が助成しています。子ども劇場の事業の本来の趣旨を御理解いただき、前向きに検討していただくよう、要望してこの質問を終わります。

次に、ペアレントプログラムについて。ペアレントプログラムとは、子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラムのことを言います。厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、各自治体巡回支援専門員整備事業や発達障害児・者及び家族等支援事業等、発達障害児・者への地域支援体制の整備が呼びかけられています。2年前に市民の方よりペアレントプログラムの研修の要望があったと聞いておりますが、なぜ実施されなされなかったのかお聞かせください。

○福祉課長（森永公洋） ペアレントプログラムについてお答えいたします。ペアレントプログラムとは、主に発達障害児やその傾向がある子供を持つ保護者や、育児に不安を抱えている保護者等に対し、療育技術の向上、保護者間の情報共有といった保護者に対する支援を目的としております。本市におきましては、障害児またその傾向がある児童に対し、障害児福祉サービスとして、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などを提供し、障害児等に対する療育支援を行っております。障害児などの子供だけでなく療育に係る保護者や家族に対する支援の重要性は認識しているところです。まずは、県内他自治体の状況を調査するとともに、療育に関わる庁内各課や相談支援の場である肝属地区障害児基幹相談支援センター等と情報共有を図り、どのような取組ができるのか、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みず議員 県内の自治体を調査することでしたが、垂水市の実情としてどのくらい療育支援が必要な児童が、何%ぐらいいるか、

その率は他市と比べて多いのか少ないのか、多いのであれば、早急な対応が必要ではないかと考えますが、課長、いかがでしょうか。

○福祉課長（森永公洋） 子供の割合等のちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告したいと思えます。

○池田みすず議員 療育支援が必要な児童が何%ぐらいいるか、保健課長、分からないですか。

○保健課長（草野浩一） 療育に関わる場所は保健師が携わっておりますので、それに対しての御質問だと思いますが、具体的な数字につきましては、把握をしておりますが、一般的に潜在的なところを含めて、10%から15%ほどいるというふうに認識しております。また、日にちまでは記憶しておりませんが、10月に開催されました、学校教育課、福祉課、保健師、その他関係団体が集まった特別支援連携協議会と特別支援委員会において、県内においては、年々増加していると、大隅管内においても同様に増加していることをごさいます。垂水においても同様に近年は増加しており、今年と同程度の割合になるのではないかとというふうに保健師から報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○池田みすず議員 ありがとうございます。先日、大隅地区における障害者支援の現状を確認するため、鹿屋市にある肝属地区障害者機関相談センターを訪問しました。本センターは、大隅地区の障害に関する各種相談に対応するために、2市4町共同で運営されています。本日申し上げたペアレントプログラムに関する業務は、本センターの所掌する業務の一つですが、確認したところ、本市と同様に2年前に上げられた市民からの要望は受理されたものの、対応されておらず、現在の担当者に引継ぎもなされていませんでした。

ペアレントプログラム研修の要望については、

2年前に声を上げられた市民1人の声ではなく、障害を持たれた市民やその家族のたくさんの声でもあります。早急に御対応をお願いします。

市長、諸般報告で、保護者が子育てしやすいまちづくりを推進するとありましたが、このことについてどう考えますか。御答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 今の御質問がありまして、私も、全体的に子育て支援の充実ということで、できることは、進めてきているところでございます。しかしながら、そういった大きな政策に漏れるケースというのが、例えばこの方々なんだというふうに思います。今お話を聞く中で、2年前に言ったけれども、その引継ぎも含めて対応が不十分だということは、誠に申し訳ないことだというふうに思います。しっかりとそのことを、このペアレントプログラムという仕組みを活用することによって、またこの業界に関してのいろんな理解、研修が深まる制度なんだというふうに理解をしておりますので、そのことは、子育て支援の充実の一環としても、今後やるべきことだというふうに思いますので、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○池田みすず議員 ありがとうございます。早急に御対応をお願いします。

次に子育て支援センターの運営について質問します。先日市民の方より垂水市の子育て支援センターは土日が休みで、利用できず大変困っていますとの声をいただきました。今すぐに土日の開所は難しいと思いますが、例えば平日に1日休みを設けて、まずは土曜日の午前中を開所するなど、対応できないかお聞きします。

○福祉課長（森永公洋） 子育て支援センターの運営につきましてお答えいたします。

垂水市子育て支援センターは、土日、祝日、年末年始を除く、月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで開所しており、運営につきましては、垂水市社会福祉協議会へ業務委託して

おります。これまで垂水市子育て支援センターの開所日は市役所も開庁としていることから、子育て支援センターのスタッフと連携しながら運用を行ってきております。現在の運用における課題として、委託先の垂水市社会福祉協議会から人材確保が難しいとの声もいただいております。御提案の土日を含めた開所日の見直しにつきましては、市役所閉庁日のセンター開所日の緊急時の対応、現在勤務しているスタッフの多くが子育て世帯であり、休日勤務可能な人員の新たな確保など、課題を解決していく必要がございますが、池田議員へ休日の開所に対する要望等の声もあるとのことでございますので、垂水市社会福祉協議会と連携し、まずは利用者のニーズの把握を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 先日子育て支援センターに伺いました。要望していた非接触型の検温器を近々設置していただくことになったことに子育て支援センタースタッフの皆様も大変喜ばれていました。迅速に御対応いただきありがとうございます。子育て支援センターの運営についてですが、利用者から9時から17時まで開所してほしいという利用時間に関する要望や、子育て支援センタースタッフから、スタッフとしても勤務時間が長い時間のほうが働きやすいという就業時間に関する要望など、様々な要望をお聞きしました。課長、子育て支援センターに足を運んだことはありますか。支援センターの方に、「市役所の方で、支援センターの様子を見に来たりする市役所の方はいらっしゃいますか」とお聞きしましたら、「市長はよく来ます」と答えられました。課長も大変お忙しいと思いますが、ぜひ、子育て支援センターに足を運んでいただきたいです。実際に現場に足を運んでいただき、現場の意見や市民の皆様の意見をお聞きください。よろしく申し上げます。

市長、市長はよく子育て支援センターに足を運ばれていらっしゃるようですが、このことについてどう思われますか。答弁をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 今はしっかりとした子育て支援センターができておりますけれども、私も市議の時代から、そこはもともと、キララメッセということで、パソコンなんか置いてあったわけですが、前水迫市長の御理解をいただきながら、子育ての拠点をつくろうということで、1階の3分の1程度からたしか始めた記憶しております。その後、2階のFMラジオの関係も移転をさせていただいて、今ではしっかりとした子育て支援センターのハードができたというふうに思っております。

当時やっぱりお隣の鹿屋市とか霧島市、鹿児島市が非常に充実をしていたので、やっぱりそこを何とかしたいという当時の現場の方々との意見交換も進めながら、何とかかんとか、ハードの面において、そういった拠点ができて、遊具施設がないということでそれぞれ拠点も整備して、いろんな制度の問題も議員の皆さんに御理解いただきながら進めてきたというふうに思います。昨日、森議員もお話をされましたけど、牛根境でこの間イベントがあったときに、ある子育て支援のお母さんが私のところにやってきて、お礼を言われるんです。それはなぜかという、最近3か月ぐらい前に引っ越してきたと。最初は鹿屋か霧島にしようと思っていたんだけど、御縁があって、垂水に住むことになって、子育て支援センターを御紹介をいただいて、その対応のすばらしさに驚いていると。もちろんハード面もあるんだけど、そこに勤めている方々の質の高さというのは、県内の成功事例の発表なんかもされるぐらいに、非常に優れた方々なんです。業界の方々に聞くと、この給与体系、この条件の下で働いているのはもったいないと言われる人材がそろっているんだというお話も伺いましたので、しっかりと、そうい

う意味では今お母さん方の子育て支援の方々のニーズとして、時間の延長とか土日の開園とか、あるわけですが、いろんな課題はあるんですが、先ほど担当課長が言ったようなこともあります。どうすればできるかというようなことで、やっぱり現場ニーズにできるだけ対応する考え方で進めていくことが重要だと思いますので、すぐにはできませんけれどもこれまでもそうだったように、いろんなことを積み重ねて、市民の皆様のニーズに応えられるように、できるだけ前向きに拡充していければというふうに考えておりますので、今後の課題としてしっかりと取り組ませていただきたいと思います。

○池田みすず議員 ありがとうございます。ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

最後に、こども家庭庁の設置に伴う本市の対応についてであります。子供や若者が自分らしく成長できる社会を目指すことを目的として、令和5年4月1日に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されます。内閣府のホームページ等で確認すると、こども家庭庁の所掌事務は、子育て支援から子供の虐待の防止など、多岐にわたっています。現在、国においては、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務の規定などの整理が行われていますが、本市における準備状況、体制づくりや条例規則等の更新状況について、本市の対応について伺います。

○福祉課長（森永公洋） こども家庭庁の設置に伴う本市の対応につきましてお答えいたします。

こども家庭庁が令和5年4月1日に設置されることに伴い、現在、国や県より順次事業の案内や市町村に対する所掌事務に関する調査が来ております。こども家庭庁の所掌事務につきましては、主に福祉課及び保健課における業務となりますことから、令和5年4月1日以降の本

格的な運用に向けて、国から示される政策に対応するため、連携すべき課題や情報について共有するため、福祉課、保健課の定期的な調整会議を実施しております。今後この調整会議の結果や他市町村の取組状況を踏まえた上で、本市としての具体的な対応、取組について検討することとしております。

以上でございます。

○池田みすず議員 来年4月1日からは、本格的にこども家庭庁から様々な施策が下りてくると思います。市民の皆様が混乱することがないように、早急に組織再編等体制を整備し、対応を考えていただくように要望し、私の質問を終わります。

○議長（川越信男） 次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、議長の許可を得ましたので、質問に入らせていただきます。

瀬戸口藤吉翁のピアノの寄贈について。

瀬戸口藤吉翁は、我が垂水市の誇れる郷土の偉人であります。今年も、海上自衛隊佐世保音楽会の協力により、第24回瀬戸口藤吉翁ふるさとコンサートが文化会館で開催され、大好評でした。今後もこの瀬戸口藤吉翁ふるさとコンサートが長く続くことを市民は願っていると思っています。

それでは質問に入ります。私はこれまで数回瀬戸口藤吉翁のお孫さんであります典久さんと会っております。今回、お孫さんの典久さんから、おじいちゃんが使っていたピアノを、私を通じて垂水市に寄贈したいとの旨を聞きました。このように、お孫さん、典久さんから市に寄贈したいとの申出がありましたが、市の対応をお聞かせください。

無許可の人道橋について。

通称無許可人道橋は勝手橋と言われています。自治体が許可しない無許可橋が全国で約1万か

所あると聞いています。木製の橋やコンクリート、鉄骨の橋など種類も様々あるようです。利用される人たちは生活に欠かせないものの一方で、風水害による浸水や事故が起こったりして、安全性に不安視する声も聞いております。このように、垂水市では、無許可の橋、通称勝手橋が市内に何か所あるか、また安全性に問題ないかお聞かせください。

ごみステーションについて。

私は、ごみステーションの場所を借りて地代を支払っている振興会があると知り、ごみ出しは無料であるとの思いから、地代を支払っていない振興会は有利であるとの思いで、市民の公平公正等から地代を払っている振興会に補助してほしいとこれまで何回も質問してまいりました。しかしながら一向に前に進まず、不公平は続いております。現在、29振興会が地代を支払っていると聞いていますが、この29振興会を含め、ごみステーションで市の認定されていない振興会があるのか、まずお聞かせください。これで、1回目を終わります。

○社会教育課長（港 耕作） 瀬戸口藤吉翁のピアノの寄贈につきましてお答えいたします。

瀬戸口藤吉翁は、軍艦マーチをはじめとする数々の行進曲を作曲した垂水市の生んだ偉大な作曲家であり、本市では毎年瀬戸口藤吉翁を継承するコンクールやコンサートを実施し、その功績をたたえているところであります。瀬戸口藤吉翁が使用していたピアノの寄贈につきましては、現時点では、本市に正式な寄贈の申出はございませんが、仮に寄贈の申出がなされた場合においては、まずはお話を詳しくお伺いした上で、現在のピアノの状態の確認などを行うことになると考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 無許可の人道橋につきましてお答えいたします。

土木課が管理します河川上に協議や占用許可

を受けずに主に木製の橋を架けたものが、お尋ねの無許可の人道橋でございます。私どもが把握している橋は、宮崎川と飛岡川の2橋でございます。どちらも協議や占用許可を受けていない木製の人道橋でございます。安全性につきましては、木製の橋であるため、経年により腐食することや、転落防止用の柵もないため、安全性はないものと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 振興会が設置しているごみステーションで、市が指定していないものがあるかにつきましてお答えいたします。

ごみステーションの設置場所は、市内に190か所ございまして、全て一般廃棄物の収集場所として指定されているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは2回目の質問に入らせていただきます。

このピアノの件なんです、今市の回答ですが、当然であると思います。ただ私が今聞いて皆さんにお知らせしただけですから、市へ正式に先方から来ていないから、市の回答としては、それが妥当と思っておりますから。

そこで、私ちょっとその件に触れさせていただけますけども、瀬戸口藤吉翁は明治元年に生まれて、昭和16年に亡くなられたわけなんですけども、生まれたのが約170年ほど前だと思います。このピアノをいただくにしても、そういう年月がたって、戦後80年を超しましたけれども、ピアノは恐らく使用されたのは100年以上前のものだと私は思っております。ということは、先ほども触れましたけれども、昭和16年に亡くなっておられますから、その以前に使っておられたわけですから、これは当然100年以上たっている品物だと思っております。このピアノは、瀬戸口家にしても、恐らく宝物である、また立派な財産だとも思っております。そういうのを、今回、お孫さんの典久さんが、私を通じて寄贈

したいと申出がありましたので、今回これを取り上げておるわけなんですけども、これをいただければ、我が垂水市においても、大きな宝物であると私は個人的にはそう思っております。そういうことで、これだけふるさとコンサート、24回と回を重ねております。また先ほども言いましたように、これも長く偉人をたたえるためにも、長く継続していただきたいと思っております。そこで、こういうふうな申出があったわけなんですけども、今後、いろんな取組の段階を踏まれていくと思っておりますけども、まず、教育長、市長、一言でもいいですから、このことについてどう思われておるか、まずお聞かせください。

○教育長(坂元裕人) 議員の御質問にお答えいたします。

瀬戸口藤吉翁は日本の行進曲の父とも評され、本市にとりましては、和田栄作画伯と並び称せられる偉人であり、これまでも顕彰事業として、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールを開催し、海上自衛隊佐世保音楽隊による、ふるさとコンサートを功績をたたえ実施してきており、垂水市が誇る音楽文化として、毎回多くの市民の皆様方に喜んでいただいているところでございます。

ところで今、海上自衛隊東京音楽隊による市政60周年記念第20回ふるさとコンサート開催の折に、孫に当たられる瀬戸口典久様が来席され、祖父藤吉翁は今でも生誕の地垂水市で大事にされ、敬意を持って顕彰事業が継続されていることに感謝、感動されていた姿を思い浮かべているところでございます。

さて今回、北方議員から御質問いただきました瀬戸口典久様からの藤吉翁が愛用されたピアノ等の寄贈の申出のお話は大変ありがたいことであると思っております。しかしながら、課長答弁でもありましたとおり、市として現段階で御本人からの正式な寄贈の申出を受けておりま

せんので、まずは御本人からお話を伺ってみたいと考えております。そして、御本人とお話をさせていただく中で、今回の寄贈に至るまでの経緯やお気持ち、お考えをお聞かせ願えればと思っております。その上で、今後、丁寧に慎重に対応したいと思っております。

以上でございます。

○市長(尾脇雅弥) 基本的には同じ考え方でございますけれども、瀬戸口藤吉翁は、垂水の偉人であります。いろんな意味でまちの活性化も含めて御尽力いただいております。市制施行60周年、20回大会のときに、東京音楽隊が来ていただいた際に、たしかお孫さんも来られて、お話をさせていただいたと記憶をしております。ですので、まずは正式なオファーという形で、いただく中で、どういう条件の下でどういう形で対応できるのかというところから始めなければいけないと思っておりますので、そのようなことで、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○北方貞明議員 先ほども言いましたように、まだ本人さんから市に対して正式な打診がないわけですから、今の答弁と思えます。そして、20回大会に典久さんが来られたわけなんですけども、そのとき、私が提案したわけなんですけども、20回大会まで瀬戸口家に対して何ら接触はなかったですよ。こういう瀬戸口という冠をつけて大会をしたコンクールもしているのに、先ほども言いましたように、何も向こうには打診なくて、開催している。それはちょっとおかしいのではないかとということで、せっかく今度の大会に顕彰碑も移転したことだし、せっかくなら遺族の方を呼んだらどうですかと提案した経緯があります。そしてその当時の課長の野嶋さんがいろいろな手を尽くしていただきまして、本人が来たわけなんですけども、その典久さんも、僕は以前から知っていたわけなんですけども病弱であって、なかなか返事がもらえなかつ

た経緯があると思います。そして、大会の数日前ですか、彼の話聞けば、外向営業中に回っていたら、名刺を見て、瀬戸口さんと見て、お宅は軍艦マーチの人と関係あるんですかと、営業のときに、その日は2回ほど質問を受けたと。これは、垂水から呼ばれるから、僕は行かなくちゃいけないのかなというふうな決心をして、20回大会に出席しましたということで、参列されてあの除幕式が行われた経緯がありました。そういうことで、それから、私は東京に行くたびにお会いしていろんな話もしてきました。そういうことで、今回このような話がまとまったというか、僕に伝えられたわけなんですけども、そういう経緯があったということも少し触れさせてもらいました。そして、そういうことが東京であって、あくる日、私はちょっと時間的に余裕がありましたので、同僚の新原議員と横須賀の安針塚というところのお寺は常光寺なんですけども、そこに私の東京の友人と3人で行ってきて、品川でしたか駅は、品川でお花を買って、3人でお墓参りと掃除をしてきました。そのとき、墓前に、典久さんがこういうことで、先生のピアノをいただくようになっておりますというような、心の中で報告した次第です。そういうことで、ぜひ、これを前向きに捉えて、今後、市のほうで対応していただければ大変ありがたいと思っております。そういうことで、私のほうから、これからは市のほうに委ねますからということを一応先方には連絡をしておきますので、今後、よろしく取り計らってください。よろしくお願ひします。このことは終わります。

次に、勝手橋なんですけど、通称僕は勝手橋といいますけど、正式には自治体が許可をしていない、無許可の橋ということですよ。だから、僕は今回勝手橋ということで話させていただきます。

先ほど、2か所勝手橋があると、木製のもの

があると。それでこれ垂水の川、宮崎川とどこでしたか。とにかく宮崎川は、あるということは僕は以前から知っていたわけなんですけども、前に1回調べて。これは海岸、堤防のところ、護岸のところにも数か所あります。それは先ほども言ったとおり、コンクリートの立派な勝手橋です。あそこの海岸のものは、これは、県がつくったのかなと思ったら、それは県じゃないというようなことも聞かし、市がつくったのかなと言えば、市でもないというようなことで、それも一つの勝手橋と私は思っておりますけども。そういうような立派なところもあるんですけども、現在ある宮崎川ですか、あの辺の話で、木の橋ですから、安全性では大変不安視しております。そしてまた先ほども言ったように、洪水等があれば、一発で流れていきます。こういうのがあるわけなんですけども地元では、それは生活の一部になっていきますから、簡単に、安全性が保てないからといって外すわけもいかないと思うんですよ。そういうことで、今後、そういう地元でもしそれが流れた場合、今度は地元のほうから市のほうに要望として上がってきた場合は、どのような対応されるのか、ちょっとお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 勝手橋の流れた場合、地元から要望があった場合はどうするのかということにつきましてお答えいたします。

土木課が管理しております橋梁につきましては、平成26年度より補修工事を開始しております。国が策定いたしました橋梁長寿命化要綱でも、将来的にコスト削減を図るためにも集約化、撤去を図り、管理する橋梁数を減らすことが求められており、補修工事に先立ち、本市も平成24年度に垂水市橋梁長寿命化計画を作成し、管理橋梁数104橋から現在は101橋への集約化、撤去を行っております。以上のことから、新設の要望をいただいたところでございますが、新たな設置は厳しいと判断しております。先日、土

木係に振興会長より木製の橋の補修や新たな橋梁の設置要望の御連絡をいただきましたが、担当職員が無許可の橋については撤去していただきたいことや、新たな橋の設置については、長寿命化計画の説明を行い、実施については、難しい旨の話をしたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 既に宮崎川、あそこのかかっているところは、振興会のほうから新たに建ててほしいと要望があったわけです。それに対して、できないと、その方が確かに国道と山手のほうに渡るところはありますけども、その中間にその勝手橋がかかっているわけですけども、対岸との行き来が便利というか、使い勝手がいいものですから、建っていると思いますけど。今後は、そういうふうで長寿命化とか、いろいろな撤去する方向に向かっているということですので、難しいとは思いますが、できたら、地元の要望を酌んでいただければ、地元の方々、大変喜ばれると思いますから、一応前向きに検討できる範囲はしていただければありがたいと思っております。どうもありがとうございます。この点は終わります。

最後のごみステーションですけど、この29か所というのは、指定されたところだと。そして、指定されているから、認定もされておるんですよね。言葉はちょっと違う、言い方がおかしいかな、認定されているんですよね。

○生活環境課長（紺屋昭男） 先ほどの答弁でもいたしましたように、この29振興会のごみステーションにつきましても指定されているところでございます。

○北方貞明議員 指定、認定という言葉でもいいわけですね。そしたら、その29か所という振興会があると聞いています。それをちょっと教えてください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 地代を支払っている振興会を示せにつきましてお答えいたしま

す。ごみステーションの借地料を支払っている振興会につきましては、市内で29ございます。振興会名の公表につきましては、それぞれの振興会の承諾をいただいておりますことから、各地区における振興会の数で御答弁させていただきたいと思います。中央地区につきましては10振興会、柗原地区は5振興会、協和地区は10振興会、新城地区は2振興会、牛根地区は2振興会でございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 本当なら、振興会も言ってほしかったんですけども。なぜかといいますと、僕らも、お宅が教えていただければ、どういう事情か、議員として協力できることは、行政を助ける意味で僕らも行けるわけですよ。どういう事情でこうなっているのか、公共用地がないとか、どこを貸してもらえるのか、そういう調査もできるんですよ。なぜ、こういうことは教えていただけないのかな。よく言われる、議会と執行部は車の両輪だと。同じような目的や同じような問題があったら、それで聞きにいけば、僕らも仕事がしやすいんですよ。なぜそれが言えないのか、許可を取ってない、そこはなぜできないんですか。僕らは一緒にお宅らと仕事をしたいんですよ。

○生活環境課長（紺屋昭男） 振興会名の公表につきましては、振興会におかれましても、振興会長の一任での回答もできない、また、そういったことから、振興会の承諾、同意を得る必要があるというようなことも聞いております。

以上でございます。

○北方貞明議員 いいですよ、そう言われるんだったら。僕らは、協力したいんですよ。一緒に仕事をしたいんです。それをそう言われたら、加勢もできないです。それで、こうあるわけですけど、お伺いします。この振興会でもう1回聞きますけど、借りている年間の金額もバラバラだと思いますけど、最高額は何万円払っている

のか、それをちょっとお聞かせください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 最高額につきましても、現在のところ了解をいただいていないところでございます。

全体の金額としては44万7,000円でございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 44万7,000円、最高額は言えない、だけど、総体的には44万7,000円と。最初は調べたときは、47万でしたよね、たしか。だから1つ減ったからこういう金額になったんじゃないかなと私は推測しますけれども、確かに30振興会のときは、47万であったんです。僕は記憶しておく。そしたらこの47万、いろんな予算の中では、補助の中では47万って、そう高額な金額じゃないと思うんですが、なぜこの47万を、この振興会は地代を払っているのに補助できないのか、何が問題があるのか、補助できない理由、いかがですか。

○生活環境課長（紺屋昭男） なぜ進まないのかにつきましてお答えいたします。ごみステーションについては、借地料を支払っている振興会内の公有地の有無について、職員でそれぞれ振興会を回り、ステーションとしての利用の可否について現況調査はまずは行ったところでございます。この調査を行った上で、今回借地料を支払っている振興会の訪問を行ったところでございます。振興会からは、振興会も人が少なく、借地料がなければ助かるといった意見がある一方で、現在のところが利便性もよく、金銭的にも振興会費を圧迫するまでもない。今の場所が使い勝手もよく、無料のところも別にあっても移転については変更しかねるという意見も聞かれたところでございます。このような様々な意見を踏まえた上で、これまでの長い歴史の中で、その地域において決められたルールなどをどう整理できるかなどについて、難しい案件ではございますが、行政として一定の考え方を

今後整理する必要があると考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 先ほどちょっと、振興会に負担は生じていないというような答弁があったと思うんですけども、振興会の負担の云々じゃないです、僕は。ごみ出しに対して市民に平等で公平に扱ってくださいということを今までずっと言ってきたんですよ。一方は、190ある中の大半は、公有地を使ったり、いろんなところで無料でしているわけですよ。それで、そういうところはないから、ないところは29か所あって、仕方なく地代を払っている。僕は振興会の関係で市がなぜ平等に扱わないのか、そこを聞かせてください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 先ほども答弁で申しましたように、それぞれの振興会におきまして、今まで長年の歴史の中でのルール等もございまして、そういったところで市が一方的にそういったことについて答えを出すということは難しいものかと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 そういう問題があるわけですから、市がやはり中に入って、解決方法にするのが仕事じゃないでしょうか。私はそう思っておりますよ。こういう不公平感があると思っております。この不公平感と不公平感、市長はどういうふうにお考えでしょうか。ばらつきがありますよ、平等にしてくださいというのは私の質問ですから。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと答える前に、現状、少し副市長のほうでお話をしてから私が。

○副市長（益山純徳） 私のほうからまずは答弁させていただきます。ごみステーションに関する進捗の課題につきましては、ただいま生活環境課長が答弁いたしましたとおり、まずはその公有地の有無の調査であったりとか、振興会を回って、いろんなそういう状況の調査をしたということでございます。その中でも様々な

御意見があり、その中で先ほども申しましたが、現在のところが利便性もよく、金銭的にも振興会を圧迫するまでもない、今の場所が使い勝手もよく、無料のところがあれば移転については変更しかねるといった意見も聞かれたところでございます。また、そういうふうな様々な意見等を踏まえた上で、この長い歴史の中で、その地域で決められたルール、こういうものをどういうふうに整理できるかということで、行政として一定の考え方を今後整理する必要があるというふうに考えております。またスケジュール感やスピード感の御意見は、以前からも北方議員から御意見等いただいております。今後、この課題に対しましては、生活環境課が担当課ではありますが、市としての取組を強化する上でも、総務課、企画政策課、財政課の各課長等も議論に加わっていただいた上で、生活環境課へ様々な助言等を行っていくことを考えており、また、スケジュールについても総財企の3課において、適切な進行管理を行いたいと考えております。

いずれにいたしましても、この課題、市民の生活に関わることでございますので、整理して早く解決に向かいたいという気持ちは議員と同様に持っているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 190ある中で、29か所が北方議員の御指摘のような状況にあると。北方議員の考えの御質問を受けて、生活環境課としても調査をしたんだと。調査したところ、先ほど申し上げたような、それぞれの事情で、なかなか現状変更をよしとしないところもあつたりするものですから、北方議員がおっしゃるごみの問題の公平、不公平というところの視点というの理解できますから、そのことも併せて現状変更によるいろんな問題もございますから、そのことを今副市長が話をしたような全庁的な問題として捉えて、どういう方向がよりいいの

かというのを考えていくという考え方でございます。

○北方貞明議員 2年近くになりますけど、この問題取り組んで、全然進んでいない。そして、今市長、副市長が言われたように、これから全庁的に取り組む。何ですか、今頃そんな全庁的にと。遅いですよ、もっと早くこの問題が全庁的に取り組んでもらって、やっていかなければならなかったかなと私は思っておるんですけども。遅いとも思われませんか、取組が。

○市長（尾脇雅弥） 私は御質問を受けて、慎重丁寧に対応しているんな声を聞いて、先ほど申し上げたような現状だということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○北方貞明議員 残念です。本当に残念です。ここに不平等、市民に対して不平等を与えているのは、市役所です。私は、市民に対して平等にしてくださいと、このように言っているわけです。それに返事ができないとは、大変残念です。1つ切り口を変えます。垂水市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一節をちょっと触れさせてもらいます。市民の責務として、市民は一般廃棄物の減量化及び資源化を図るとともに、その生じた一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の適正処理、減量化及び資源化に関する市の施策に積極的に協力しなければならないということです。

市民は、この責務に対して、積極的に分別に協力していると私は思います。そして市民等の協力というところでは、条例第11条になりますけど、市民等は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、保管し、排出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。これも各家庭で分別し、収集日まで保管し、そして市の指定日に出している、市民がこのように協力もしております。

そして、一般廃棄物の処理及び手数料というところには、第17条です。垂水市清掃センターにおいて処理する一般廃棄物は、一般家庭並びに公的機関及び市長が特に認めたこれに準ずる施設から排出されたものに限るものとし、その手数料は、無料とすると、ちゃんとここに書いてあります。市長が認めた場所、当然これは無料であると思います。市は無料で回収しておると言うかもしれません。地代をください、回収料をくださいと言ったこともないから、無料と言われるかもしれない。だけど、実情としてはそこに出している集落は、地代を出しているから、有料なんです。と思いませんか。

○副市長（益山純徳） 今、北方議員から再度の質問いただきました。市といたしましても、このごみステーションの課題というのは、市民生活に関することでございます。大事な話だというふう感じております。一方で長い間にその地域において決められた一定のルールなどございますので、その辺の整理を早く行って、解決に向かいたいという気持ちは、議員同様持っているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 もうこんなことも何回も言いたくありません。（発言する者あり）次もやれというような言葉もいただいておりますけども、執行部も、聞きたくないと思いますが、同じことをぐだぐだいつまでもと、そう思っておられると思います。しかし、市民の立場になれば、言わざるを得ません。だから私はこれは解決するまで、しようかなと思ったりもするけども一方では、そういうしつこいと言われるのも私も嫌いですから、言いたくはないですけども。本当に、庁舎内で一丸になって、各課で寄り合っいていち早く解決していただきたいというのが私の望みです。

以上で質問を終わります。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたし

ます。

次は、13時10分から再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 時のたつのは早いもので、令和4年度も残すところあと半月となりました。台風の常襲地である鹿児島も災害が心配されましたが、大きな被害もなく年を終わろうとしております。

それでは、今年最後の一般質問をさせていただきます。

市政について。

まず最初に、水産振興について。

水産業におかれましては、徐々に売上げも増加傾向にあり、輸出も少量で継続していたものが増加するなど、回復に向かっていると聞きます。

カンパチ、ブリとも、全国的にも生産量が減少し、浜値が高騰しており、その影響からお歳暮シーズンを迎える中、販売価格も昨年より高騰しているようであります。

浜値が上がることは、生産者にとっては売上げ増加につながることでありますが、餌代、重油代も高騰している中では出荷量が減少しており、収益にはなかなか結びついていない状況となっております。

水産業は、本市において重要な基幹産業でありますことから、引き続き様々な支援策を講じていただきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

まず、海潟漁港と牛根境漁港の高潮対策事業について、6月議会でも質問いたしました。

海潟漁港は、迫田振興会の護岸部分、牛根境漁港は、境地区の護岸部分の高潮対策について、現在の進捗状況について、分かる範囲でお聞かせください。

農道・市道の整備について。

今年度も農道整備、市道整備が予算化され、事業が進んでいると考えます。現在の状況をお知らせください。

3期12年を振り返っての思いを聞いておりますが、前段で垂水市の基幹産業を支える漁業などの水産施設や地域住民の生活の根幹をなす市道・農道などのインフラ整備の状況について、それぞれの所管課長に説明を求めています。これらの整備については、市長は、3期12年の間も地方の声を国、県に届けるため、全力で取り組んでこられたと思います。

これらの整備は、まだ終わったわけではありません。これからも継続して取り組んで、地域住民の声を国、県など関係機関に届けていかなければならないと思いますが、地域住民にとって必要なインフラ等の整備についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） 海潟漁港と牛根境漁港の高潮対策につきまして、お答えいたします。

6月議会において答弁しましたとおり、海潟漁港と牛根境漁港の高潮対策につきましては、県が実施する漁港整備となっております。

まず、海潟漁港の高潮対策につきましては、脇登地区護岸部分の整備であり、全長で約550メートルの護岸の高潮対策としまして、従来の消波ブロックを2トンから4トンに変更することにより、現在の護岸から約1メートル高くなり、さらに沖へ消波ブロックを増やすことにより約10メートル沖へ延長するものでございます。

全体で約550メートルを約4年間で整備する計画であり、令和3年度において約300メー

トル完了し、残り約250メートルのうち、本年度約50メートル整備される予定となっております。

次に、牛根境漁港の高潮対策につきましては、境地区の堤防から海への降り口である階段や消波ブロックが老朽化により破損が生じていることから整備をするものであり、全体で4か所の降り口について整備が進められております。

現在、堤防から海へ向いている降り口を海岸線と平行な向きに変更し、高潮対策として消波ブロックを積み、降り口には波が入らないように開閉できる壁を設置するなど、昨年度住民説明会での要望を踏まえた整備が計画されているところでございます。

年間事業費が2,000万円、うち市負担分が8.5%の170万円となっておりますが、県としましては計画期間内に完了できるよう、事業費増額について検討がなされており、本市といたしましても、どちらも住宅地が海から近く、密集しており、直接高潮被害のおそれがあることから、早期完了に向けて、県と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 本年度の市道整備につきまして、お答えいたします。

本年度に計画いたしました工事につきましては、新年1月から3月までの道路降灰除去事業を除き、全て発注したところでございます。

内訳は、舗装工事などの道路維持工事を17件、カーブミラーや防護柵設置などの交通安全施設工事を3件、道路改良工事を5件、道路降灰除去事業の路面清掃作業を9件、側溝清掃を3件発注し、先ほども申しましたが、新年1月から3月までの道路降灰除去事業を年内に9件発注する予定でございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 本年度事業につきまして、お答えいたします。

本年度事業につきましては、農道整備1件、

その他用排水路改修4件、交通安全施設整備1件、林道改良2件の合計8件を予定しております。

農道整備工事につきましては、中本城地区において、路肩部の決壊や路面の老朽化により、農耕用車両の通行に支障があるため、改修、舗装工事を行うもので、10月末に発注を行い、令和5年3月上旬の完成予定でございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 漁港などの水産施設や市道・農道などのインフラ整備に対する私の考え方について、お答えをいたします。

これまで水産振興のための施設整備につきましては、国、県などの関係機関と連携して推進していくことが大変重要でありますことから、この3期12年間の間で培いました経験や人脈、国や県とのパイプを生かし、森山先生、野村農林水産大臣、さらには水産庁長官など、関係機関の皆様方に機会を捉えて要望活動を行ってまいりました。

市道・農道等につきましては、行政連絡会等を通じ、私自身が地元の要望や御意見を伺いながら、スピード感を持って整備を進めてまいりました。

私は、垂水市にとっては、道路や港湾等の施設につきましては整備が十分とは言えないと考えており、特に国や県の支援をいただきながら進めていく事業等につきましては、私自ら垂水市民の皆様代表となって、先ほど申し上げました森山ひろし先生をはじめ、鹿児島県選出の国会議員の方々に、地方にとってインフラ整備がいかに重要であるかということをご理解いただくために、これからも引き続き地域の声を代表して、国、県に届けていくという強い思いを持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、2回目の質問に入ります。一問一答方式でよろしくお願いいたします

ます。

水産振興についての高潮対策については、海潟地区と牛根境地区のどちらも住宅地が海岸から近く、特に密集している状況であり、津波等により直接高潮被害のおそれがある場所でもありますことから、必要な整備であり、護岸部分の整備や消波ブロックを現状よりさらに大きくし、増やすことで、安全面が確保され、市民の皆さんは安心されると思います。今後も、毎年度計画的に整備が実施されるよう、県と連携していただきたいと思います。

現在、海潟地区においても、事業が着々と進んでいるようであります。今後もよろしく願いたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

漁港整備事業について、海潟漁港の埋立整備は、これまで数十年かかりましたが、やっと令和3年度に完成したところであり、本年度から牛根麓漁港の岸壁整備並びに浮き桟橋の設置を市として整備されると、6月議会において答弁されております。全体の事業計画と今年度の進捗状況について、分かる範囲でお知らせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 牛根地区の漁港整備事業につきまして、お答えいたします。

牛根麓漁港広域漁港整備事業は、県事業であり、牛根麓漁港の荷揚げ場から牛根漁協の共同作業場までの岸壁整備と浮き桟橋2基の設置、埋立整備完了後、沖からの波消しとして南浮き防波堤を設置するものでございます。

当初計画におきましては、荷揚げ場付近へ浮き桟橋1基の設置となっておりますが、牛根漁協より、牛根漁協組合事務所近くにも、さらに1基設置してほしいとの要望があり、国、県と協議し、合わせて浮き桟橋2基を設置することとなりました。

事業計画の変更に当たり、当初計画の年間上限5億円の予算額では計画期間の延長が必要と

なりますが、県は、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策等への対応を見据え、整備進捗を図る必要があるとのことで、現予算の5億円に3億円を増額することとなり、9月議会の補正予算において、市負担分であります17%、5,100万円の増額を承認いただいたところでございます。

さらに、令和5年度、6年度においても、3億5,000万円ずつの事業費を年間上限5億円に増額することにより、早期完成に向けて整備を進める計画となっているところでございます。

現在の荷揚げ場においては、1隻の漁船しか停泊しての作業ができず、年末の出荷時期には順番待ちの状態となるなど、混雑状態から安全面も確保できていないのが現状となっております。

このようなことから、牛根地区の漁港整備につきましても早期完成が必要であり、県並びに牛根漁協と連携して、今後とも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。牛根漁港についても、着々と準備が進んでいると私は考えております。出荷時期に荷揚げをするには、限られた場所しかなく順番待ちとなっていることは、私も以前から聞いておりましたので、計画期間内に完了することにより、出荷にかかっていた時間が短縮し、鮮度が上がり、さらには安全面の確保にもつながるものであることから重要なことだと思われまます。県並びに漁協と連携を深め、計画期間内の完成に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、垂水市漁協の海潟漁港整備については、私が知っている限りでは、昭和43年の頃だったと思いますが、第3次漁港整備計画が策定され、それから数十年にわたり整備が進み、その長い歴史の中で、現在の垂水市漁協の前の用

地の埋立整備をはじめ、護岸整備、防波堤整備が進められ、併せて国、県の補助事業の活用になり、荷揚げ場、冷蔵・冷凍庫、水産加工場の整備、浮き桟橋の設置、さらにはさくら公園、ホテル公園の整備など、長期期間においてやっとなり完成したところであります。

垂水市漁協においては、数年前に長期事業計画を策定し、その後、計画の変更や見直しなどが行われ現在に至っているわけですから、改めて今後の10年間計画についても、慎重に今後を見据えて協議して、検討していかねばならないのではないかと思います。

先般の理事会の中でも、今後の長期計画の策定についても協議をしていくことの話が出ましたが、課長は市として、垂水市漁協の長期計画についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○水産商工観光課長(大山 昭) 垂水市漁協の長期計画につきまして、お答えいたします。

垂水市漁協におきましては、昭和43年に第3次漁港整備計画を策定され、その後、計画の変更や見直しなどを行うとともに、計画に基づき、国、県、市と連携し、協議を重ね整備が進められており、令和3年度に漁港整備が全て完成したところでございます。

組合長からも、垂水市漁協として新たな長期計画を策定していかねばならないので、市も策定に当たり協力できることはお願いしたいと言われていたところでした。

長期計画策定につきましては、垂水市漁協が中心となり、関係機関や関係者並びに理事の方々と協議を重ね、今後の漁協の在り方を含め検討されることが重要であると考えており、今後、漁協が計画策定を行う際は、市といたしましても必要に応じて助言などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。海潟

漁港においては、私が議員になる前からの工事でありまして、私が議員になったときは、枝本元市長でした。漁港について一生懸命頑張っていたいただいて、大きく事業を広げていただいて、今の状況になっております。もう数十年になっておるとは思いますけれども、やっとなの形で、令和3年度で終了ということになりました。

だから、今後、また新しい漁港の整備について、理事会の中でも、今後をどうするかという意見が出ております。さっきも言いましたように、漁協だけはなかなかだと思しますので、市のほうでも連絡を取りながら、頑張っただけから応援していただければと思います。

市としても、本当に積極的に協力していただくよう、また支援を要望いたしますので、今後とも両漁港に対する援助をよろしく願いたいと思います。

これで水産のほうを終わります。

次に、市道・農道の整備について。

今年度の事業について、土木課長、農林課長のほうで説明をいただきました。それぞれに事業が進んでいるということで、ありがたいことでもありますけれども、今年は、さっき言いましたように、大きな災害がなくて、災害復旧というのがあまり僕はなかったんじゃないかと思っておりますけれども、まだ至る所に一部あったと聞いておりますが、そういうところの災害復旧の進捗状況について、お知らせいただきたいと思えます。

○土木課長（東 弘幸） 災害復旧の進捗状況につきまして、お答えいたします。

9月の台風14号につきましては、総雨量も多く、風も強かったため、かなりの被害が出るのではと心配いたしました。

倒木や土砂流出につきましては、発生後すぐに除去を行ったところがございますが、結果的には災害復旧工事を発注するような被害はございませんでした。

台風14号の被害ではございませんが、2年ほど前から地滑りの兆候があり、本年3月に災害査定がありました元垂水原田線の地滑り災害復旧工事につきましては、現在、施工中でございます。

工事につきましては、災害対応により施工を中断した時期があったため、11月現在で18%の進捗状況でございます。年度内完成に向けて請負業者と綿密に協議しながら、連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 災害復旧の進捗状況につきまして、お答えいたします。

今年9月の台風14号により、松尾地区の農地が被災したことから、災害復旧申請を行い、令和4年12月12日の第7次査定において受検することとしております。災害査定終了後は、早期の発注に努めてまいります。

台風14号の被害ではございませんが、令和2年9月に発生した林道白山線地滑り災害復旧については、令和5年1月の完成予定でございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。台風14号も接近しながら、大きな災害がなかったことは大変安堵をしているところでございますけれども、他の台風によって倒木の災害が結構あったような気がします。

私は、地域として飛岡川、鶴田川を管理するような立場にあるんですけども、朝早く台風が過ぎて飛岡川の上流に行ったら、倒木が道路に何本も倒れておって、上には養豚場があります。

養豚場の方々も行けなくて、車を置いて仕事に行かれた状況でしたけれども、その後、道路からということで、役所には相談せずに、自分たちでチェーンソー持ってきて除去して、私もお手伝いしたんですけども、どうにか災害は

そういうことで、復旧はしたんですけれども、これは、また14号の影響ですけど、先日飛岡川の上流に新ため池とあるんですけれども、そこまで台風の状況で、私もちょっと上がっていませんので行ってみたら、山崩れが何か所かありました。

そして、倒木があって、池まで行けない状況だったんですよ。だから、すぐ耕地係のほうに電話をしました。そして、すぐ来ていただきました。そして、すぐ工事にかかっています。今、本当立派に整備されていて、すぐしていただいてありがたいと、私自身、今朝もそれで事業の関係を打合せをしてきたんですけれども、ありがたいことだなと思います。

その中で、前、その新ため池が決壊したことがあるんですよ。そのときは、土砂は全部取っていただきました。

しかしながら、またある程度土砂が上流に結構たまっていますので、できるものであれば今の事業をちょっと、引き続き土砂の搬出はできないかなと私は思っているところです。

また、あの現場を見ていただいて、ちょっと対応ができればしていただきたいなど、これは要望していきたいので、よろしくお願いします。

それでは、市道・農道については、以上で終わりたいと思います。

先ほど市長より垂水市の基幹産業と地域住民の生活基盤を支えるインフラ等の整備について、これまで取り組んできた思いとこれからのお考えをお聞かせいただきました。

これらのことは、先ほどから何度も申し上げておりますが、まだ終わったわけでございませんので、これからはしっかりとスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、改めて最後に、3期12年、市政のかじ取りとして、市政発展と市民の幸福のため、様々な事業に取り組まれてこられました、ここ3年間のコロナ禍の影響の中でも、市民の安

心安全のために必死に取り組んでこられたと私は思います。これまでの3期12年を振り返ると併せて、市長の様々なお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 3期12年を振り返っての思いということで、お答えをさせていただきたいと思います。

私は、平成23年の1月に市長に就任をして以来、垂水市の発展と市民の皆様の幸福の実現ということを政治理念に掲げて、日々元気な垂水市をつくるという強い信念の下に、市民の皆様の声に耳を傾け、対話を重視していく姿勢、市民と行政との情報共有のための積極的な情報発信と説明責任を果たしていく姿勢、国、県及び近隣市町との連携・協力関係を最大限活用した市政運営に取り組む姿勢を示し、これまで培った国や県とのパイプを生かしながら、市政運営に取り組んでまいったつもりでございます。

本市は、平成16年に財政難を理由に市町村合併からの離脱を余儀なくされて以降、行財政改革に取り組んでまいった経緯がございます。

私も就任以来、先人の方々が必死に努力をされた行財政改革を引き続き推し進め、その結果、平成16年当時からしますと、市の財政状況は大きく改善されたものと考えております。

中でも、平成20年度より事業を開始したふるさと納税につきましては、初年度の平成20年度は約1,500万円でありましたが、令和元年度からの3年間は約12億円を超える寄附額を達成しており、貴重な財源となっているところでございます。

支出におきましても、財政改革プログラムによる事業見直しなどを行い、削減に努め、改善を図ったところでございます。特筆すべきは、将来負担比率が令和2年度26.4%へ、令和3年度は約マイナス1.0%へと、大きく改善できたことでございます。今後も、将来に負担を残さない持続可能な財政基盤の確立を図る必要があ

ると考えているところでございます。

このように行財政改革を進めつつ、元気な垂水づくりと「市民の皆様の幸福」実現のために、私は、未来・安心・経済の3つの挑戦を軸に事業を展開してまいりました。

未来への挑戦につきましては、垂水の、そして日本の未来を担う子供たち、そしてそれを支える生産年齢層の皆様に対する支援を中心に事業を実施してまいりました。

仕事と子育ての両立と子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実を重点施策とし、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の実現を目指し、子育て世代包括支援センターの開設や子育て支援センターの運営支援、垂水中央運動公園、垂水鉄道記念公園への児童遊具施設の整備や妊娠期、子育て期におけるサポート事業、新婚の若年夫婦世帯や子育て世代を対象とした賃貸住宅の家賃助成や住宅取得費の助成制度の創設といった様々な取組を行ってまいったところでございます。

また、子供たちや教職員の力を最大限に引き出すG I G Aスクール構想関連事業につきましては、これからの垂水市を担う子供たちの教育環境の整備として、1人1台タブレット端末や高速大容量の通信ネットワークの整備といった教育ICT環境を実現するなど、先進的な取組を行っているところでございます。

このような本市のG I G Aスクール構想の取組がこのたび全国で認められ、日本ICT教育アワード全国ICT教育首長協議会会長賞を県内で初めて受賞をいたしました。

この賞は、全国で先進的にICT教育を推進している自治体に与えられる賞であり、今回の受賞は、本市のみならず、本市の教職員にとりましても大きな喜び、これからのさらなる取組への励みとなったところでございます。

今年度からは鹿児島女子短期大学の渡邊光浩准教授をG I G Aスクールアドバイザーとして

招聘し、教職員の研修会や保護者対象の講演会など、様々な場面で御助言を賜りながらG I G Aスクールのまち垂水の推進に努めているところでございます。

今年9月には鹿児島市におきまして、学校法人志學館学園鹿児島女子短期大学と包括連携協定を締結いたしました。

この協定により、鹿児島女子短期大学が有する豊富な知見を御教示いただくことで、高度情報化社会に対応する力を備えた子供たちの育成が図られるとともに、子供たちを含めた市民の皆様の学習環境や生活環境のさらなる充実につながりますものと考えているところでございます。

今後も、垂水の子供たちのさらなる教育環境の充実に向けて、教育委員会と連携して取り組む必要があると考えているところでございます。

次に、安心への挑戦につきましては、幸せの基盤である安心のために、医療・福祉や防災対策など生活基盤の充実のための事業を実施してまいりました。

まず、子供医療費助成事業につきましては、子供の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子供の健康の保持増進を図るため、就任当時、中学校卒業時までは3,000円を超える分の医療費について助成を行っていたものを、平成26年度には、中学校卒業時までの医療費を無償化し、また令和2年度には、18歳まで対象を拡大するなど、段階的に拡充をしてまいりました。今後、窓口負担ゼロを目指してまいりたいと考えております。

市民の健康維持と健康長寿を目的に、平成29年度から取り組んでおります鹿児島大学の石教授や関係団体と連携したたるみず元気プロジェクト健康チェックにつきましては、コロナ禍におきましても入念な準備と感染防止対策を講じた上で実施し、参加された市民の皆様から感謝の言葉を多くいただいたところでございます。

今年5月には、鹿児島市におきまして公益財団法人慈愛会様と包括連携協定を締結いたしました。本市におきましては、産科・婦人科の医療体制が十分でないなどの課題がありましたが、この協定により、慈愛会様の医師、看護師、助産師等の人的資源と専門的な知見を活用することで、妊産婦や乳幼児世帯が子育てに関する知識を深め、子育てへの不安や課題を軽減することができるものと考えているところでございます。

また、本市と地方創生の取組に関する協定を締結している鹿児島国際大学におきまして、令和5年度に看護学部が設置される予定であります。

今後、保健業務に携わる人材がますます求められることが予測されますので、本市におきましては、学生などに実践的な就業体験の機会を与えることなどを目的に、鹿児島国際大学の学生をはじめとする大学、短期大学等からインターンシップ実習生を受け入れ、保健業務を体験していただく制度の構築について検討しているところでございます。

このほかにも高齢者の積極的な社会参加と健康保持・増進、移動支援として実施したたるたのおでかけチケット交付事業など、医療・福祉における安心の実現のため、様々な事業に取り組んでいるところでございます。

本市においては、6月から8月にかけての降水量が多く、九州の南部に位置しているところから、台風が勢力の強い段階で接近すること、シラス台地が流水による浸食を受けやすいことなどから、のり面崩壊、地滑り、土石流など大規模な土砂災害が生じる傾向がございます。

このため、国が平成25年に制定した強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画として、令和2年に垂水市強靱化地域計画を策定し、国の交付金や補助事業を活用

し、公共施設の耐震化や市道並びに橋梁の長寿命化を図ってまいりました。

また、防災対策といたしましては、大隅河川国道事務所、九州地方整備局、国土交通省本省などの関係機関の御理解や森山衆議院議員をはじめとする地元選出の国会議員の皆様御尽力によりまして、国道220号牛根境防災事業をはじめとする防災工事の実現に取り組んできたほか、国道、県道の改良工事、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、港湾施設、漁港施設の整備など、国、県が行う事業につきましても、これまで関係機関に整備促進を働きかけてまいりました。

また、度々自然災害による被害を受けており、桜島の大噴火も想定される本市におきましては、防災拠点としての役割を担う施設として道の駅たるみずはまびらが鹿児島県における唯一の防災道の駅に選定をされたところでございます。

地球温暖化対策といたしましては、脱炭素社会の実現を目指す取組による持続可能なまちづくりのためにも、再生可能エネルギー活用の取組には注目をしているところでございます。

このようなことから、今年8月には、リニューアブル・ジャパン株式会社様と再生可能エネルギーの活用に関する連携協定を締結いたしました。

この協定により、再生可能エネルギーの活用に関して、相互に連携して普及啓発や利用促進の取組の推進がなされるものと考えているところでございます。

次に、経済への挑戦につきましては、商工業、農林水産業、畜産業などの各産業の活性化のために様々な事業を展開してまいりました。

コロナ禍においては、商工業、水産業、農業など、全ての産業が大きな影響を被りましたが、本市におきましては、プレミアム付商品券の発行や収益が減少した商工業、水産業の方々への市独自の持続化給付金による支援、農業者の

方々への営農継続緊急支援給付金による支援などの経済対策などを行ってまいりました。

海外販路拡大につきましては、タイ王国のトンロー日本市場など国外におきましても、私自らトップセールスを行ってまいりました。

コロナ禍以降は、アフターコロナを見据え、日本航空株式会社様と包括連携協定を締結するなど、販路拡大支援に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

また、令和3年2月に桜島・錦江湾ジオパークが垂水市と始良市を加えた拡大エリアとして日本ジオパークに認定されたの受け、ジオの魅力、特性を生かした観光の推進に取り組んできているところでございます。

今後も、他構成市や関連団体と連携をして、観光振興が経済効果を牽引するという視点を持って事業を実施することが必要だと考えているところでございます。

私は、経済対策におきましては6次産業化の推進と交流人口、関係人口の増加が特に重要な要素であると考えております。

6次産業化の推進につきましては、例えば水産物に関しては、本市は、単一漁協として日本一のカンパチの生産地であり、また牛根のブリに関しましては、海外展開における国内シェアで非常に高い割合を占めております。

売上げも高額に上がっておりますが、海外にて加工、流通、販売の工程を経る段階で、最終的な売上げは、さらに高額に達しているという状況がでございます。

私は、この入り口と出口の価格差を縮めるため、水産物にかかわらず、垂水市の企業等が連携して加工、流通、販売の工程までを行う6次産業化に対する取組を行うなど、稼ぐ仕組みをつくり上げることが本市の産業従事者の皆様にとって喫緊の課題だと考えているところでございます。

これに加え、農地集積等による担い手農家の

生産性向上の推進や鳥獣被害対策のほか、水産業における販路拡大に対する支援や観光物産販路拡大支援等の事業の推進をすることで、もうかる仕組みの構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、交流人口についてでございます。

国勢調査の結果でも明らかのように、全国の自治体において人口減少の傾向が顕著に表れており、定住人口を増加するのは厳しい状況にあると現段階において認識していることから、交流人口に加え、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むことが喫緊の課題であると考えているところでございます。

本市におきましては、平成17年にオープンした道の駅たるみず湯つ足り館、平成22年にオープンした猿ヶ城溪谷森の駅たるみず、平成30年にオープンした道の駅たるみずはまびら（たるたるばあく）の3つの施設を拠点とし、観光振興に取り組んでまいりました。

中でも、道の駅たるみずはまびらにつきましては、令和元年にマリンスポーツが体験できるマリパークたるみず、地元産の豚肉やブリ、カンパチの加工品等を取り扱う民間施設などが併設されたことによりまして、より一層の交流人口の増加に貢献しているものと考えているところでございます。

また、同敷地内において、来年春頃フェアフィールド・バイ・マリオット鹿児島垂水がオープンする予定となっており、このホテルの開業により、海外からの観光客を含む交流人口がさらに増加するものと考えているところでございます。

また、ワーケーションの県内のモデルケースとして先進的に取り組んでいるところでございます。

加えまして、教育旅行における民泊体験やスポーツ合宿の誘致を進め、また本市の魅力ある特産品を返礼品としたふるさと納税について、

新たな商品開発を行うことで寄附額向上に努めるとともに、観光資源などの本市の魅力についてホームページに加え、LINEなどのSNSなどでの情報発信を行うなど、関係人口の増加に向けて様々な取組を行ってまいります。

最後に、市民の皆様の御理解と御協力が得られるのであれば、この3期12年で培いました経験や人脈を生かし、市民の皆様が健康で住んでよかったと思えるまちづくりに取り組み、垂水市の発展と市民の皆様の幸福の実現のために粉骨砕身の覚悟で、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 市長の3期12年を振り返っての思いということで、それでお話をいただきました。本当ありがとうございます。

尾脇市長が当選されてから3期ですね。私、尾脇市長を初めて知ったのは、お父さんが市会議員として、議会議長として、ここに2期連続でされたわけですね。

その途中で亡くなられて、葬儀屋で葬式がありました。私も出席させていただいた中で、親族代表として尾脇市長が、まだそのとき議員でなかったですけども、あいさつをされました。

その時点で、私が感じたことです。この人は若いのに、あいさつの仕方が理にかなって、いいあいさつをされたんですよ。ちょっと違う人だなと、そのとき感じました。

それから、お父さんの跡を継いで市会議員を2期でしたかされて、市長選挙に立候補されました。その時点では、数人候補が上がっている中で、若い尾脇市長が手を挙げられて立候補するということでしたので、私も考えました。

そのとき、若い人があれだけのあいさつができる人であればということで、私は、最初から尾脇市長の応援団に入ってやったわけです。

その当時、まだ議員も何人おられたんですけども、先頭に立ってやった議員は数名でした。

少ない人間でしたけれども、どうにか勝ち抜いて、2期、3期と、続いてこられたわけですね。

本当市長は、振り返れば決断と実行、議会でもいろいろ質問があつて苦しい面もありましたけれども、それなりにしっかりと受け答えをされて、おごることなくやつてこられたと、私は、それには感銘しております。今でもそうですけども、決断と実行というのは、本当に偉いなと思います。

今度の選挙も1月にありますけれども、大変厳しい私は選挙だと思えますけれども、それを乗り越えて、今の気持ちをまた引き続けるように、ここで垂水市のために働けるように頑張っていたきたいと私は思います。

いろんな人の応援もいらっしゃいますけれども、私は、最初から応援をしていた議員の中の一人ですので、また今回も応援させていただきたいと思えますので、しっかりと頑張つて、ふんどしを締めてやるんだ、勝つんだという気持ちでやっていただきたいと、そういうことを願ひして、私の質問を終わります。

○議長（川越信男） 本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明8日から12月18日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、12月19日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これにて散会します。

午後1時58分散会

令和 4 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 4 年 1 2 月 1 9 日

本会議第4号（12月19日）（月曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年12月19日午前10時開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△報告（契約保証金検査特別委員会における報告について）

○議長（川越信男） 日程第1、報告、契約保証金検査特別委員会における報告についてを議題とします。

契約保証金検査特別委員会から検査について報告をしたいとの申出がありますが、これを認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

ここで、契約保証金検査特別委員長の審査報告を求めます。

〔契約保証金検査特別委員長感王寺耕造議員登壇〕

○契約保証金検査特別委員長（感王寺耕造） 契約保証金特別委員会における協議の結果についてを報告いたします。

本委員会は、令和4年度第2回定例会において設置されたところであります。これまで執行部より対象案件等における書類を提出してもらい、内容について確認・質疑を行うことにより、検査を行ってまいりました。

本委員会は捜査することが目的ではなく、再発防止に向けて提言することが目的であり、12月7日に開催された委員会において、市に対する提言をまとめたところであります。提言書につきましては、皆様にお配りしているところですが、改めて読み上げることにより皆様にお示ししたいと思います。

契約保証金紛失における提言書。

本委員会では、令和4年6月10日の設置以降、契約保証金の紛失について調査・研究を行ってきた。この問題は単なる職員による事件だけでなく、根底にあるのは公金に対する認識の甘さであり、管理を怠った結果市に損失を与え、さらに市民への信用を失墜させたという問題でもある。

事務処理の責任、職員を監督する立場にあったにもかかわらず、こうした事態を見逃してきた市長をはじめ、管理監督者の責任は重大であると言わざるを得ない。執行部から提出された関係書類の検査や、これまでの本委員会での協議を踏まえて、以下のとおり提言する。

記。

1、管理の徹底について。

公金管理適正化方針の見直しや周知徹底を行うとともに、歳計外現金の運用管理や公印の適正管理、複数の職員による金庫の開閉など、事務が着実に実施される体制整備を求める。また、公金管理マニュアルに基づき、公金管理の徹底を図ることを求める。

2、点検体制の強化について。

規則・規定等に厳格に遵守した事務処理に努め、日常的に点検を行うとともに、不定期の内部調査を行うことで、内部牽制環境（公金管理適正化委員会の設置）を機能させることを求める。また、相互チェック体制に関して、マニュアルへ記載することを求める。

3、職員の意識改革と職員倫理の徹底について。

職員倫理の確立のために、規則の制定や研修を行うとともに、服務規程の確立のために再発防止策の徹底と法令等の研修実施を求める。

以上であります。

また、この提言書をもって本委員会としての目的を達しましたことから、この契約保証金特別委員会を閉会することになりましたことにつ

いても、重ねて報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△決議案第5号上程

○議長（川越信男） 日程第2、決議案第5号契約保証金紛失における提言案を議題といたします。

説明を求めます。

○契約保証金検査特別委員長（感王寺耕造） 契約保証金紛失における提言案について説明いたします。

今回の提案理由であります。先ほどの報告でも述べましたとおり、令和4年6月10日設置の契約保証金検査特別委員会において、再発防止に向けてこれまで協議したところであります。

先般開催しました委員会において、提案をまとめることができましたことから、この提言を決議としてお願いするものであります。そして、提言案を読み上げますことにより、提案理由とさせていただきます。

契約保証金紛失における提言案。

本委員会では、令和4年6月10日の設置以降、契約保証金の紛失について調査・研究を行ってきた。この問題は、単なる職員による事件だけでなく、根底にあるのは公金に対する認識の甘さであり、管理を怠った結果市に損失を与え、さらに市民への信用を失墜させたという問題でもある。

事務処理の責任、職員を監督する立場にあつたにもかかわらず、こうした事態を見過ごしてきた市長をはじめ、管理監督者の責任は重大であると言わざるを得ない。執行部から提出された関係書類の検査や、これまでの本委員会での協議を踏まえて、以下のとおり提言する。

記。

1、管理の徹底について。

公金管理適正化方針の見直しや周知徹底を行うとともに、歳計外現金の運用管理や公印の適正管理、複数の職員による金庫の開閉など、事務が着実に実施される体制整備を求める。また、公金管理マニュアルに基づき、公金管理の徹底を図ることを求める。

2、点検体制の強化について。

規則・規定等を厳格に遵守した事務処理に努め、日常的に点検を行うとともに、不定期の内部調査を行うことで、内部牽制環境（公金管理適正化委員会の設置）を機能させることを求める。また、相互チェック体制に関して、マニュアルへ記載することを求める。

3、職員の意識改革と職員倫理の徹底について。

職員倫理の確立のために、規則の制定や研修を行うとともに、服務規程の確立のために再発防止策の徹底と法令遵守の研修実施を求める。

令和4年12月19日、垂水市議会。

以上、皆様、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それではお諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、決議案第5号は原案のとおり可決されました。

△議案第66号～議案第72号・議案第74号
～議案第78号・請願第9号・請願第
10号・陳情第20～陳情第22号一括上
程

○議長（川越信男） 日程第3、議案第66号から日程第9、議案第72号及び日程第10、議案第74号から日程第14、議案第78号までの議案12件、並びに日程第15、請願第9号から日程第16、請願第10号までの請願2件及び日程第17、陳情第20号から日程第19、陳情第22号までの陳情3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第66号 垂水市職員の降給に関する条例
案

議案第67号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例 案

議案第68号 垂水市長等の給与に関する条例の
一部を改正する条例 案

議案第69号 垂水市職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例 案

議案第70号 垂水市第2号会計年度任用職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例
案

議案第71号 地方公務員法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備等に関す
る条例 案

議案第72号 垂水市印鑑条例の一部を改正する
条例 案

議案第74号 令和4年度垂水市一般会計補正予
算（第7号） 案

議案第75号 令和4年度垂水市国民健康保険特
別会計補正予算（第2号） 案

議案第76号 令和4年度垂水市簡易水道事業特
別会計補正予算（第3号） 案

議案第77号 令和4年度垂水市水道事業会計補
正予算（第2号） 案

議案第78号 令和4年度垂水市一般会計補正予
算（第8号） 案

請願第9号 有害鳥獣駆除に係る捕獲従事者
（猟友会員）への支援に関する請願

請願第10号 小中学校給食費の無料化を求める
請願

陳情第20号 川内原発の運転期間を20年延長し
ないことを求める陳情

陳情第21号 垂水海軍航空隊のものとみられる
防空壕保存・活用についての陳情書

陳情第22号 集合住宅に専用ごみステーション
の設置を求める陳情

○議長（川越信男） ここで、各常任委員長の
審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木 勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） 去る11月25日
及び12月7日の本会議において、産業厚生常任
委員会付託となりました各案件について、12月
8日に委員会を開き審査いたしましたので、そ
の結果を報告いたします。

最初に、議案第74号令和4年度垂水市一般会
計補正予算（第7号）案中の福祉課の所管費目
について説明があり、いこいの家の利用者につ
いての質問に対し、垂水地区で1日当たり平均
20人程度、南地区では1日当たりの平均が5人
程度との回答があり、また曜日によって利用者
に変動があることや土曜日の利用者が最も多い
との答弁がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、
特段質疑はありませんでした。

次に、生活環境課の所管費目について説明が
あり、衛生費の資源物と中間処理業務委託料に
ついて増額する理由についての質問に対し、燃
料費の高騰に加え、電化製品、衣類等の資源物
の量が増え、運搬費用は不足したためとの答弁
がありました。

次に、農林課の所管費目について説明があり、農林業物価等高騰対策事業補助金について申請漏れがないために、どのように周知したのかとの質問があり、技連会だよりなどで広報を行ったことや農業委員会の総会・定例会で、農業者については周知を行った。また、連絡先が分かる方については申請方法について説明を行い、申請漏れがないようにしているとの答弁がありました。

また、その他で鳥インフルエンザについて垂水市ではどのように対応・対策をしているのかとの質問があり、市内5か所に消石灰の消毒ポイントを設置していることや、並行して畜産農家等に消石灰を配布しているが、予断を許さない状況であるので気を引き締めて防疫をしてまいりたいとの答弁がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、燃油高騰対策事業補助金についての質疑が交わされました。

次に、土木課の所管費目については、特段質疑はありませんでしたが、その他で道路整備についてや空き家解体事業についての質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案中の保健課の所管費目について説明があり、出産・子育て応援交付金の対象者や妊娠届を出すタイミングについての質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案については、特段質疑はありませんでしたが、その他で小谷の簡易水道の工事の進捗状況について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案

のとおり可決されました。

次に、議案第77号令和4年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案については、特段質疑はありませんでしたが、その他で水道料金の納付書について圧着の強さの工夫をしてほしいとの要望がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、請願第9号有害鳥獣駆除に係る捕獲従事者（猟友会員）への支援に関する請願書について申し上げます。

審査に当たり、委員からイノシシなどの有害鳥獣の被害がこれ以上増えると営農意欲が下がる可能性があるため、猟友会の支援を考えるべきとの意見が出されました。

審査後、本請願の取扱いについては採択とすることに決定されました。

次に、陳情第20号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情について申し上げます。

審査に当たり、委員から早急に結論を出すのは難しいのではないかと意見が出されました。

審査の後、本案の取扱いについて採決を行ったところ、賛成多数で継続審査となりました。

最後に、陳情第22号集合住宅に専用ごみステーションの設置を求める陳情について申し上げます。

審査に当たり、委員から垂水市のごみ収集についての在り方について研究する必要があるため、継続審査がよいのではとの意見が出され、本案の取扱いについて採決を行ったところ、賛成多数で継続審査となりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川越信男） 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

○総務文教委員長（池山節夫） おはようございます。去る11月25日及び12月7日の本会議に

において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、12月9日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第66号垂水市職員の降給に関する条例案について申し上げます。

審査の過程において、既に垂水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例があるが、同じような条例があることで問題は起きないかとの質問に対し、既存の条例に文言を加えることも考えられたが、別に定めることが今後の改正に対応しやすいとの助言もあり、国の標準例のとおり制定したものである。他市等でも同様の取扱いとしているため、特に問題はないとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第68号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、いずれも賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案では、人事院勧告が出された背景について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号垂水市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案では、人事院勧告の期末手当への影響について質問があり、期末手当の率は人事院勧告を反映していないため、期末手当額が上下することはないとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案では、定年延長制度や職員の意識改革

について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号垂水市印鑑条例の一部を改正する条例案では、マイナンバーカードの交付率や情報セキュリティについて質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案中の市民課、社会教育課の所管費目について、特段質疑はありませんでした。

次に、総務課の所管費目では電気料の補正理由について質問があり、4月から9月までの電気料が前年同月分と比較して1.46倍に増加しているため、不足額を計上したとの回答がありました。

次に、財政課の所管費目では、台風14号に伴う新館屋根の工事請負費について質疑が交わされました。

次に、会計課の所管費目では、コンビニアブリでの収納件数について質疑が交わされました。

次に、企画政策課の所管費目では、バス路線の運行事業者の経常収支について質疑が交わされ、乗降客の減少で事業者の収入減となり、その分市の負担が増えたとの回答がありました。

次に、教育総務課の所管費目については、修繕料の内容や給食配送用車両の入札について質疑が交わされました。

次に、学校教育課の所管費目については、小学校の就学奨励費や垂水中央中学校の部活動における九州大会、全国大会出場補助金の算定について質疑が交わされました。

次に、地方債、歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では特段質疑はありませんでした。

全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第78号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第8号）案の地方債・歳入全款の審査における財政課の所管費目では、出産子育て応援交付金の負担割合について質疑が交わされました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案についての説明後、保険給付費等交付金と第三者納付金は相殺する形なのかとの質問があり、計算上、保険給付費等交付金は第三者行為等納付金を差し引くことになっているため相殺となるとの回答がありました。

審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、請願第10号小中学校給食費の無料化を求める請願について申し上げます。

審査の過程において、学校教育に関して給食の無料化を推し進める必要があるのではないかとの意見があり、審査の後、本請願の取扱いについては採択とすることに決定されました。

最後に、陳情第21号垂水海軍航空隊のものとみられる防空壕保存・活用についての陳情書については、子供たちや私たちが歴史をつないでいくために戦争を語ってくれる貴重な戦跡をどうしていくのか重要な問題である。今ある史跡は残さないといけない。保存には様々な予算が発生すると思うが、そのときに再度検討はどうかなどの意見が交わされました。

審査後の採決の結果、採択とすることに決定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしを認めます。こ

れ質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

議案第66号から第78号までの議案13件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

○議長（川越信男） 御異議がありますので、議案第67号及び議案第68号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、議案第67号及び議案第68号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第67号は起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川越信男） 起立多数です。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第68号をお諮りします。議案第68号は起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。委員長の報告は可決であります。それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川越信男） 起立多数です。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。請願第9号及び請願第10号を委員長の報告のとおり決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、請願第9号及び請願第10号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。陳情第20号から陳情第22号までの陳情3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、陳情第20号及び陳情第22号の陳情2件は閉会中の継続審査とすることに、また陳情第21号は採択とすることに、それぞれ決定いたしました。

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 日程第21、各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から、所掌事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（川越信男） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありますことから、これを許可します。

△市長挨拶

○市長（尾脇雅弥） 今議会に提案をいたしました全ての案件につきまして、熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに対しまして、心から熱く御礼を申し上げます。

さて、今議会は私にとりまして3期目の任期最後の市議会であり、誠に感慨深いものがござります。私は平成23年1月に市長に就任をして以来、垂水市の発展と市民の皆様の幸福の実現を政治理念に掲げ、日々元氣な垂水市をつくるという強い信念の下に、安心安全で住んでよかったと思えるまちづくりを、市民の皆様に実感していただけるよう市政運営に取り組んでまいりました。

また、9つの彩り豊かに健やかな人を育むまち垂水を、市の将来像とする第5次垂水市総合計画の実現のため、市政の発展に全力で邁進してまいりました。

就任以来、今日まで市政を進めることができましたのは、ひとえに市議会の皆様方の御理解と御協力のたまものでございます。改めて深く感謝を申し上げます。

併せて、大災害や様々な苦難のときに力を貸していただいた全ての垂水市役所職員の皆様や

垂水市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（川越信男） これをもちまして、令和4年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員